

最初のマイルストーン達成

日本の商環境に関するEBC報告書
2017年

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

European Business Council in Japan European (EU) Chamber of Commerce in Japan

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である:

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Czech Chamber of Commerce and Industry in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Greek Chamber of Commerce in Japan
Icelandic Chamber of Commerce in Japan
Ireland Japan Chamber of Commerce
Italian Chamber of Commerce in Japan
Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Norwegian Chamber of Commerce in Japan
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan
Spanish Institute of Foreign Trade
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman:

Danny Risberg

First Vice-Chairman:

Michael A. Loefflad

Vice-Chairman:

Carl-Gustav Eklund

Treasurer:

Erik Ullner

Executive Operating Board:

Michael A. Loefflad (Austria)
Els Verhulst (Belgium/Luxembourg)
Florian Kohlbacher (Britain)
Claus Eilersen (Denmark)
Erik Ullner (Finland)
Guy Bonaud (France)
Marcus Schuermann (Germany)
Athanasios Fragkis (Greece)
Lorcan Brophy (Ireland)
Francesco Tiberio (Italy)
Karsten Vijge (Netherlands)
Rune Nordgaard (Norway)
Pawel Komender (Poland)
Takeshi Fujiwara (Sweden)
Masao (Mark) Torii (Switzerland)

Executive Director:

Alison Murray

Policy Director:

Bjorn Kongstad

Communications Manager:

Yoko Hijikuro

EBC について :

欧州ビジネス協会 (EBC) は欧州 18 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 2,500 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の役員約 350 人が、EBC の 24 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州連合代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください:

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7
三番町 POULA ビル 2F
電話: 03(3263)6222
Fax: 03(3263)6223
Eメール: ebc@gol.com
ホームページ: <https://www.ebc-jp.com>

最初のマイルストーン達成
日本の商環境に関する EBC 報告書
2017 年

編集主幹: Bjorn Kongstad

© 2017 年 欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者: 欧州ビジネス協会
在日欧州 (連合) 商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話: 03(3263)6222 Fax: 03(3263)6223
Eメール: ebc@gol.com ホームページ: <https://www.ebc-jp.com>

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 会長からのメッセージ | 6 |
| 事務局長からのメッセージ..... | 7 |
| はじめに | 10 |
| ビジネス関連 | |
| 財務報告 | 14 |
| 知的財産権 | 16 |
| 法律サービス | 18 |
| 小売・卸売 | 20 |
| 税制 | 22 |
| 金融サービス | |
| 資産運用 | 26 |
| 銀行業務 | 28 |
| 保険 | 30 |
| 運輸・通信 | |
| 航空会社 | 34 |
| 鉄道 | 36 |
| 電気通信サービス | 38 |
| 電気通信機器 | 40 |
| 物流・貨物輸送 | 42 |
| 医療・衛生 | |
| 臨床検査機器・試薬（体外診断） | 46 |
| 医療機器 | 48 |
| 医薬品 | 50 |
| ワクチン | 52 |
| 化粧品・医薬部外品 | 54 |
| 消費財 | |
| 酒類 | 58 |
| 食品・農業 | 60 |
| 産業 | |
| 自動車 | 64 |
| 自動車部品・アフターマーケット..... | 66 |
| 航空 | 68 |
| 宇宙 | 70 |
| 防衛・安全保障 | 72 |
| 産業用材料 | 74 |
| エネルギー | 76 |
| 補遺 | |
| Pinnacle Sponsors | 80 |
| Gold Star Sponsors | 82 |
| Blue Star Sponsors..... | 83 |
| Special Sponsors | 86 |
| Sponsors..... | 87 |
| Supporters | 90 |
| Executive Operating Board..... | 91 |
| Board of Governors | 93 |

本報告書の作成に当たりご協力いただいた、ピナクル、ゴールドスター、ブルースター・スポンサー各社に感謝の意を表します。

Pinnacle

CHANEL

PHILIPS

Gold-Star



Volkswagen

Blue-Star



駆けぬける歓び



 Freshfields Bruckhaus Deringer



すべてのスポンサーは、本報告書巻末の補遺の章に記載されています。皆様のご支援に深く感謝いたします。

メッセージ



会長からのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）の 2017 年版報告書「最初のマイルストーン達成」をお届けいたします。

今年は、EU-日本関係にとってワクワクする年となっています。4 年以上にわたる交渉を経て、日本と EU の首脳は 7 月に、経済連携協定（EPA）に大枠合意したことを発表することができました。いくつかの章を確定するためにはまだ作業が必要だったとはいえ、双方は、EPA がモノとサービスと投資に関しての市場アクセスの改善を

通じて相互通商を促進し、公共調達市場における機会を開き、非関税障壁を撤廃し、地理的表示と知的財産権を保護することになることを確認しました。

EU と日本双方のビジネスに及ぼす EPA の影響は莫大です。EU の観点から見ると、EPA は、食品、衣料品・靴、医薬品、医療機器といった分野の輸出を促進すること必定です。その結果、すでに日本でプレゼンスを有している企業だけでなく、初めて日本市場に参入する企業においても、成長と雇用が拡大するはずで、その恩恵は、EU 経済と日本経済全体で、そして重要なことに、競争価格の質の高い製品の選択肢拡大に恵まれることになる消費者の間で、実感されることでしょう。

EBC は、ここまで来るために双方が払った大変な努力に敬意を表します。EBC は、EBC 自身の経験に基づく洞察と情報を提供することで、プロセスに対して行うことのできた貢献を誇りに思うとともに、協定が確定しその実施へ向けての準備がなされるなか、ぜひともサポートを継続したいと考えています。実際、EBC にとって、今は最も重要な段階です。結局のところ、協定は結果がすべてなので、EU 企業にとってこれは、関税の引き下げと撤廃が予定通りに完了されなければならないということ、現行の非関税障壁が取り払われねばならず、かつ、他の非関税障壁に取って代わられてはならないということ、公共調達市場がオープンかつ参入可能にならないといけないということ、地理的表示と知的財産権が尊重されなければならないということです。さらには、EPA の精神が政府機構内で行動に移されなければならない、当局は、EU 企業と日本企業間の一層緊密な協力を促進し、双方が政策論議において代表されることを確保しなければなりません。

とはいえ、EPA が発効して、そのメリットを経済、企業、消費者がフルに享受できるようになるまでには、まだやるべきことがたくさんあります。EBC は、動向をつぶさに追ひ、協定が最終的に現場でいかに実施されているかを積極的に監視します。間違いなくこれが、今後の EBC 報告書の主要な焦点となります。

しかしながら、EBC の仕事は、EPA で終わりとはなりません。日本で活動する EU 企業の妨げとなっている相当数の問題は、EPA の範囲外にあります。こうした問題のいくつかは EU 特有のものですが、非常に多くの問題は国内外のすべての企業に影響を及ぼし、新製品を遅らせ、コストを膨らませ、消費者の選択肢を制限する働きしかしません。したがって EBC は、EBC の各委員会が引き続きこうした問題にハイライトを当て、その解決方法について実際的な提案を行うことを期待しています。本報告書の各章は、日本をすべての企業にとって、よりオープンで競争的な場とするための、各委員会の最新の所見と提案を反映しています。

私たち EBC は、EU と日本が相互通商と経済成長の新たなレベルに到達する手助けをすることを旨としています。EBC は、双方の当局がこの同じ目標に向かって努力しているという新たな楽観を抱いて 2018 年を迎えます。EPA の確定は、「最初のマイルストーン達成」です。さらに多くのその先を期待しています。

ダニー・リスバーク
欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所 会長
(株式会社フィリップス・ジャパン 取締役会長)

事務局長からのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）は、日本の商環境に関する 2017 年版の報告書「最初のマイルストーン達成」の刊行を謹んでお知らせ申し上げます。

これは、日本と EU が経済連携協定（EPA）に大枠合意したという 7 月の発表以降初めての EBC 報告書となります。EU-日本関係におけるこの重要なマイルストーン達成のニュースは暖かく迎えられました。とりわけ、相互通商と投資をむしばむ多くの関税や非関税措置を撤廃するため長きにわたって活動してきた EBC にとっては、なおさらです。実際、EBC は、通商にとってのあらゆる主要な障壁を撤廃するほど十分包括的な協定を確保するため、伝統的な自由貿易交渉の枠を踏み越えることを EU と日本の当局に明確に求めました。EBC の各専門委員会は、4 年以上にわたって、交渉のサポートに懸命に務め、それぞれの業界に影響を及ぼす問題一つ一つについて詳細な情報を提供しました。最終的な条文はまだ発表されていないものの、EBC は、発効し次第、EPA が、日本に輸入される EU の商品に適用されるあらゆる関税の 90% 以上を撤廃し、製品登録要件を緩和し、これまで参入できなかった市場を EU 企業に開放し、公正な競争を促進することになると聞き、心強く思います。これらは、EU-日本間の経済関係のポテンシャルをフルに実現可能にするという目標へ向けての重要なステップです。

同様にまた、EPA が、野心的ではあるとはいえ、日本で活動する EU 企業の足を引っ張っているすべての問題に対処するものでないことは EBC には明らかです。したがって、こうした問題に当局の注意を引き、その解決を目指して努力するため、EBC の各委員会の活動はこれからも続きます。本報告書の各委員会の章は、企業の利益のみならず、最終的には日本の消費者の利益のために、日本における商環境を、より公正で、より競争的、より効率的なものにするために何を必要があるかについての例と提案に満ちています。

EBC の活動全体、およびとりわけ本報告書に貴重な貢献をいただいている EBC の各委員会に感謝いたします。今年もまた、多数の原稿を本報告書へと取りまとめるとともに、有益な序論と概要を執筆してくださった EBC のポリシー・ディレクターであるビョーン・コングスタード氏にも感謝申し上げます。

多数の主要関係団体、とりわけ欧州各国商工会議所やその他の在日ビジネス団体の継続的なサポートに心より感謝申し上げます。比類のない洞察とガイダンスをいただいた駐日欧州連合代表部および欧州連合加盟各国の在京大使館にも感謝申し上げます。末筆ながら、本書の刊行を実現してくださった、巻末に名前が掲載されているすべてのスポンサー様、支援者様に心より感謝申し上げます。

EBC は、EU-日本 EPA の締結に喝采を送ります。これは、EU-日本間の通商・投資関係のポテンシャルのフル実現を目指す途上の最初の — そして重要な — マイルストーンです。とはいえ、目標に到達できるまでには、まだ多くのマイルストーンが前途に控えていることを痛感しています。したがって、これを祝う一方で、EBC の活動は衰えることなく続きます。「最初のマイルストーン達成」。さらに次を目指しましょう。

アリソン・マリー
欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所 事務局長



はじめに

はじめに

ついに、いくつかの朗報が届いた。長年にわたる停滞の末に、EU-日本間の通商と投資は、今まさに飛躍の時を迎えようとしているようだ。経済連携協定（EPA）がようやく俎上に載せられ、同時に日本は、大いに必要とされる改革に取り組もうとしている。景気環境も上向きつつある。

断っておかなければならないが、これまでのところ、変革にはむらがあり、大いに進展した分野もあれば、まったく進展が見られない分野もある。とはいえ、EPAが必要なサポートを得て、時間通りに実施されるなら、また、日本の改革プランが実際にその約束を果たすなら、多くの祝うべき成果がもたらされることだろう。

EPAは、最初の大きなマイルストーンである。交渉に4年以上を費やしたものの、EU、日本双方はついに、最も重要な世界経済圏のうちの2つの間で自由かつ公正な通商を推進することになる新たな経済関係に全力を注ぐ用意が整ったように思われる。日本はかねてからEUにとって世界で6番目に重要な貿易相手国であり、輸出額はモノが580億ユーロ、サービスが280億ドルにのぼる。EPAの詳細の全貌はまだ明らかにされていないものの、欧州委員会が、EPAを通じ、EUの対日輸出全体を16%~24%増加させることを期待しているのは分かっている。重要なことに、EPAの実施後ただちに、こうした輸出品は、目下毎年10億ユーロのコスト増をもたらしている関税の大部分を免れて日本に入ることになる。さらに、EPAは市場アクセスを改善し、公共調達を開放し、EU-日本間通商を妨げている非関税障壁の多くを撤廃することになる。また、知的財産権や、多くの欧州地域産の食品・飲料製品を区別する地理的表示も保護することになる。EU企業は、日本市場で競争するチャンスを持つだけでなく、勝つチャンスも持つことになる。

EPAは、医薬品や医療機器から、食品、化学製品、輸送用機器まで、EUの数々の業界に恩恵をもたらすと期待される。とはいえ、これは一方的な協定ではない。EPAは日本の成長戦略の重要な柱でもあり、EUと日本は共に、EPAが双方の経済を強化し、より多くの雇用を創出すると確信している。きわめて重要なことに、競争価格の、より広範囲の商品への、より迅速なアクセスを通じて、消費者が最初に得をすることになるだろう。

EBCは、当初より、EPA交渉の強力なサポーターであり、多くのEBC専門委員会は、交渉プロセスを支援するため、情報とアイデアを提供することに鋭意努めてきた。本報告書の個々の章は、最終的な協定に向けて各委員会が優先事項と見なしている事柄を反映している。これには以下が含まれる。

- 規格、製品認証、上市承認の相互承認、および国際規格の採用
- 不必要なコストや事務手続きといった非関税障壁の撤廃
- 国内外のすべての企業の公正な競争と平等な待遇
- 公共事業契約に関する公正で開かれた入札
- 対日直接投資の条件改善

日本で活動するEU企業にとって、EPAの成否は、EPAがこうした優先事項に対処して現場で具体的な結果を生み出すかどうかにかかっている。つまり、EPAは、時間通りに誠実に実施されなければならない。障壁を撤廃して、代わりの障壁が生まれるのなら何の意味もない。したがってEBCは、EPA締



結までの政治的プロセスのみならず、最終的には発効状況も含めて、EPAの進捗状況の監視に相当のエネルギーを注ぐことになる。2017年の成果は、最初のきわめて重要なマイルストーンをなすものであるが、この先にはまだたくさんのマイルストーンがある。

その一方で、EPAは、実施されたときでさえ、日本の商環境の足かせとなっているすべての問題に対処するわけではないことを覚えておくべきである。多くの企業や業種にとって、発展は引き続き、政府の、より広範な成長戦略、いわゆるアベノミクスの展開に大きく依存することになる。当初、景気を後退させないための金融政策と財政出動に的を絞った後、重点はようやく構造改革へと移っており、したがって、真に持続可能な景気回復の見込みが出てきている。景気は、ここ10年間で最長の期間にわたる連続的拡大を享受しており、失業率も低下している。その一方、インフレが目標の2%まで上昇する兆しは今のところまだ見られず、生産性と賃金は停滞したままであり、企業は投資を渋っている。取り組まなければならないことはまだたくさんある!

ヘルスケアは、政府が、成長と、さらには世界的リーダーシップに関してさえ、素晴らしい見込みがあるとしている分野の例である。EBCは、最先端の製品へのより迅速なアクセスを提供するための承認手続の合理化や、そうした製品の上市コストを認識する対価償還といった、イノベーションを奨励しイノベーションに報いる政府の取り組みを歓迎してきた。とはいえ、付加的で変則的な薬価改定慣行や、本来は新薬開発を促進するために導入された新薬創出加算の改定の可能性は、こうした進展を害するおそれがある。これらやその他多くの問題の詳細、ならびに、それらをどうやって解決できるかについての提案が、本報告書の各委員会の章に収められている。

アベノミクスは、エネルギー分野もターゲットにしており、改革は、安定供給の確保、競争力の強化、環境持続可能性の向上を目指している。電力小売市場の完全自由化は2016年に達成され、送配電部門の法的分離は2020年までに完了することになる。しかしながら、とりわけ、日本がCO₂排出量目標を達成するために必要不可欠となる、風力や太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの開発・利用面における長期目標に関して政府は立ち後れているとEBCは見ている。

観光拡大は、政府の成長戦略のもう一つ目標であり、日本を売り込むことや、主要観光中心地以外にも旅行プランを拡大することに相当の額が投資されている。EBCは、こうした取り組みを支持する一方で、併せてアウトバウンド観光が奨励されない限り、2020年の東京五輪需要を含む、インバウンド旅行の予想需要を満たすことは不可能であると確信する。収益性ある路線の開発を妨げる、高い空港利用料や不十分なインフラといった、日本の主要国際空港での諸問題に対処する措置が緊急に必要とされる。

さらに広く見るなら、アベノミクスは、一般商環境を改善し対日直接投資（FDI）を奨励することを目指す、いくつかの歓迎すべき措置につながってきた。そうした中で、本報告書で焦点が当てられているものとして、以下がある。

- 日本の多くの上場企業の透明性と、上場企業への投資家の信頼を高めてきた、新しいスケジュールシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードならびに取締役会ガイドライン。
- 大都市圏の大企業については 35.6%から 31%へ、中小企業については 35%への、総合実効法人税率引き下げ。
- 国際金融センターとしての東京の推進。

にもかかわらず、こうした措置はいずれも、FDIをほかの先進経済国が達成している水準へと引き上げるまでには至っておらず、日本はまだ、2020年までにFDI残高を倍増させるという目標にはほど遠い。本報告書は、潜在的な海外投資家が日本への投資を思いとどまる数多くの理由を特定している。その中には、多くの事業規制が相変わらず過度に複雑であること、重要な規則やガイドラインが日本語でしか提供されていないこと、透明性が依然、ほかの先進市場に後れを取っていること、合併・買収の達成が依然困難であることなどがある。

同様に、生産性を向上させる政府の取り組みは、成否相半ばしている。2016年の時点には、労働人口のうち、2012年の数字を平均190万人上回る被雇用者がおり、そのうち150万人は女性だった。これは、少子高齢化に直面する国においては必要不可欠の改善である。しかしながら、EBCの見るところ、日本の税制は相変わらず、共働き世帯の意欲をくじくものであり、育児休業給付金は依然不十分である。さらに、有用な新しいビザおよび再入国許可制度にもかかわらず、とりわけ、就労許可が往々、不必要に高い資格および経験要件に依存し、また、金銭的に過酷な相続税法がより長期の在住外国人に拡大適用されてきたため、海外スタッフの招へいと維持は依然として難題のみである。

EBCは、アベノミクスがデフレの克服と（まだ小幅とはいえ）持続的な経済成長の推進に成功していることを認識している。これらは、日本をより長期的な繁栄の軌道に乗せる上での重要なステップである。とはいえ、そうした繁栄を維持するためには、構造・規制改革のさらなる、より断固たる実施が必要とされる。EU-日本EPAは、この取り組みに大きく貢献しうるし、貢献するはずであるが（これもまた、断固たる実施が条件となる）、それだけでは十分ではない。したがって、最初の重要なマイルストーンが達成されたとはいえ、EBCは首相および政府に対し、今後数十年にわたる日本の経済見通しの変革をもたらすため、あらゆる面の取り組みを継続することを要望する。

本報告書に記されたアイデアと提案が、EU-日本間の通商および投資の潜在力が十分に発揮されることを心より願う日本政府・欧州連合をはじめとする全関係者の皆様の考え方に対して、建設的に貢献することを信じてやまない。

本報告書の構成

この「はじめに」に続く27章は、EBCの各産業分野別／専門委員会によって執筆されており、過去1年間の日本の商環境における主要な問題点や進展を要約するとともに改革へ向けての具体的な提案も行っている。

ビジネス関連

財務報告
知的財産権
法律サービス
小売・卸売
税制

財務報告

はじめに

2017年には、日本の上場企業は、従来を下回るペースながら、国際財務報告基準（IFRS）の任意適用に向けて引き続き前進を示した。東京証券取引所は、最近の分析の中で、合計時価総額の30%以上を占める154社がIFRSをすでに適用済み、または適用を決定済みもしくは検討中としていた。これは前年比では微増にすぎないものの、さらに233社の日本の上場企業がIFRS適用を依然検討中であることから、この一時的な減速は、新・取締役会ガイドラインの実施へ向け2017年に優先順位の付け替えが行われた結果である可能性が高い。このガイドラインは、上場企業のコーポレート・ガバナンス強化を目指したものである。一般に、日本の上場企業は、より透明性のあるコーポレート・ガバナンス制度を目指す方向に移行中であり、これは、より幅広いアナリストおよびステークホルダー集団から前向きなステップととらえられている。とはいえ、ほかの先進市場で見られる透明性のレベルに比べると、日本はまだいくぶん立ち後れている。

EBCは、日本でのIFRS適用を増進するための企業会計基準委員会（ASBJ）の取り組みを歓迎するとともに、そうした取り組みをサポートすることを意図した修正国際基準（JMIS）の制定を承知している。とはいえ、實際上、日本の大手企業の間でのJMISの適用はこれまでのところ限られている。これは、JMISが、主に「のれんの減損」と「その他の包括的利益」に関して、IFRSの非常に特殊な調整を必要とする一方で、IFRS会計基準の大半は依然、そのまま全部適用する必要があることに起因する可能性が高い。したがって、JMISを適用するメリットは、この枠組みの潜在的利用者から見ると、かなり限られている可能性があり、JMISの導入が、IFRSのより広範な適用を奨励するという意図された目標に届かないという結果を招いている。

当面、相当数の子会社を日本に抱えている、欧州に本社のある多国籍企業にとっては課題が残る。こうした子会社は引き続き、法定報告向けにはASBJによって公開されている日本国内の一般に認められた会計原則（J-GAAP）に従って報告する一方、グループ報告向けの親会社への報告ではIFRSに沿って調整する必要がある。IFRSのさらなる適用を通じて、2つの会計基準間の調整という事務上の負担を軽減する措置は、財務報告プロセスの質と透明性も向上させるだろう。したがってEBCは、IFRSの一層の受け入れと適用を奨励する取り組みを強化し、それによって、報告の質を向上させるとともに、2つの基準間で目下必要とされる調整の量と複雑さも軽減するよう提案する。

この目標を達成するために利用できる選択肢は、海外親会社の子会社の別個の決算報告書でのIFRSまたはJMISの全面適用から、J-GAAPとIFRSのさらなるコンバージェンスまで、いくつかある。こうした方向のいかなる取り組みも、日本の会社法や税法を慎重に検討する必要があることをEBCは認識している。欧州の多国籍企業の日本子会社は、国内の税務申告法規を順守する必要があり、したがって、いずれにしても調整が必要だからである。こうした子会社は往々、税務上の立場を最適化する限度内でこうした調整を最小限に抑えることで、資源投入を制限し透明性を高めようとする。税務申告と財務報告の要件が大きく異なる場合には、一致させる努力が一般に妨げられるため、EBCは、規制当局が、JGAAPをIFRSとコンバージェンスする際に（時間、コスト、税の観点から見て）不利な税務効果を回避するよう、また、特に会社法と税法の報告・申告制度間に密接なつながりがある場合には財務報告コンバージェンスを行いやすくするために会社法と税法を調整することを検討するよう提案する。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」およびIFRS第16号「リース」の発表、ならびにIFRS第17号「保険契約」の5月の導入以降、国際会計基準審議会（IASB）の作業計画は、今後2年間はいかなる新しい基準の発表の予定もないことを示唆している。IASBの今後の作業は、既存の基準における不一致の排除、IFRSの実際の適用の観察、および必要に応じた既存の基準の修正の発表へと焦点を移すことになるのがほぼ確実である。これはほかの基準設定主体に、各自のコンバージェンス・プロジェクトを再評価し、国内適用に向けてIFRS基準の一貫性ある解釈を案出し、可能な場合に国内GAAPとIFRSの間のギャップを埋めるための時間と機会をもたらすはずである。EBCの目標は依然として、国際的に認められた基準へ向けての財務報告のコンバージェンスを推進すること、および、異なる会計枠組み間の互換性の明確化を助けることである。

Member Companies

本文書で表明されている見解はあくまでもEBC財務報告委員会の見解および同委員会に参加している個人の見解であり、こうした個人が属している組織、あるいはそのいずれかの関連会社の公式見解をなすものではない。

Dirk Hermans, Deloitte Touche Tohmatsu
 Scott Reynolds, Deloitte Touche Tohmatsu
 Lars Lettner, Ernst & Young
 Chika Morifuji, HSBC
 Hitomi Hoshino, IKEA
 Hiroyasu Naito, Intesa Sanpaolo s.p.A.
 Simon Dobbins, KPMG AZSA
 Srijit Banerjee, KPMG AZSA
 Norichika Gohda, Nicole Racing
 Yukinobu Akita, Philips Japan
 Haruko Inoue, Thales
 Arturo Romanin, Volkswagen Financial Services Japan

主要な問題および提案

■ 収益認識

年次現状報告：若干の進展。2017年8月、企業会計基準委員会（ASBJ）は、概ねIFRS第15号における5ステップ・アプローチに厳密に従った、J-GAAPの下での収益認識に関する公開草案を発表した。しかしながら、重要なことに、公開草案は、例えば、日本国内での出荷に関して、収益を出荷日で認識する目下広く普及した慣行の採用を企業に認める等、いくつかの許容可能な代替的な取扱いを含んでいる。EBCは、この公開草案の発表を通して新しい一貫性ある収益認識モデルを提供しようとするASBJの取り組みを認めるとともに、上述の許容可能な代替的な取扱いを含めることによって、ASBJの意図が、新しい会計基準の導入に起因する、日本国内の利用者に及ぼすと見られる悪影響を最小限に抑えることであることを理解している。しかしながら、IFRS第15号モデルからの大きな逸脱を認めることで、日本における新しい基準の実際の適用が、改善された財務報告の本質的特質である比較可能性と一貫性に関して、ほとんどメリットをもたらなくなるおそれがある。

提案：

- ASBJは、新しい収益基準の効果を慎重に評価すべきである。EUと日本における一貫した適用可能性と比較可能性を確保するため、可能ならば、IFRS第15号からのすべての逸脱を排除すべきである。これは、J-GAAPの下での遅い実施日（案では2021年4月1日以降の年次報告期間）を考慮するならば、可能なはずであり、日本企業がIFRS第15号（2018年1月1日以降の年次報告期間について適用される予定）と一致した基準を適用する時間的余裕をもたらさずである。

■ 金融商品

年次現状報告：進展なし。IFRSとJ-GAAPの下での金融商品の会計基準の間には多くの類似性が認められるとはいえ、さらなる一致が推奨される1つの重要な分野がある。J-GAAPの下では、非上場株式（unlisted equity securities）等の特定証券は一般に取得原価で計上される。EBCは、株式（equity securities）へのすべての投資を、IFRSの場合と同様、時価で計上するよう提案する。時価の変動は、J-GAAPの下での債券やIFRSの下での売却可能分類の取扱いと同様に、取引向けに保有されていない投資として「その他の包括的利益」に計上されることになる。包括的な分析は、IFRS第9号に基づく新しい会計ガイダンスも考慮すべきである。EBCは、すべての証券を時価で評価することで決算報告書の妥当性と透明性が高まり、バランスシート項目の運用（deployment）に関する決定を促進する有用な評価を利害関係者が行えるようになることを確信している。J-GAAPに基づく会計処理をIFRSと一致させることは、両方の基準下で決算報告書を作成する必要のある決算報告書発行者にとっての効率向上をもたらすと期待される。EBCは、JMISが資本性金融商品（equity instruments）への簿外投資（unlisted investments）の測定免除を含んでいない点を指摘しておきたい。

提案：

- 日本はJ-GAAPをIFRSに一致させて、すべての株式投資を時価で計上することを義務付けるべきである。

■ 有形固定資産（PPE）

年次現状報告：進展なし。多くの企業は、J-GAAP報告のための税法基準を用いて、有形固定資産（PPE）の残存価値と耐用年数を決定している。減価償却法は毎年合理的で組織的に適用されなければならない。実際には、相当数のJ-GAAP提出者は二倍定率法を用いるが、これは、財務報告と税務申告間の相違の調整をなくし、償却期間の早い時期に大きく税額を減らすことができる。しかしこれは、IFRSとの相違を生み出すことになる。IFRSは一般にデフォルトとしてこの方法を用いることを禁止し、税率表よりむしろ、使用パターンを反映した残存耐用期間と耐用年数を用いる。EBCは、使用パターンと関連コストのより正確な反映を決算報告書の読者に提供するため、および企業が既存の税制上の優遇を維持できるために、たとえこれが税務申告との新たな調整項目をもたらすとしても、IFRSアプローチを推奨する。

提案：

- 日本は、税制面のとの関わりを考慮に入れつつ、J-GAAPの下でのPPEの会計処理方法をIFRSと一致させるべきである。

Mr. Laurent Dubois

Chair, Intellectual Property Rights Committee

(Representative, Union des Fabricants)

c/o Union des Fabricants

SK Bldg. 3F, 1-5-5 Hirakawacho

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0093

Phone 03-3239-3110

Fax 03-3239-3224

知的財産権

はじめに

日本では、高級ブランド品は2つの販売チャネルの1つを通して消費者の元に届く。すなわち、正規の販売業者、または並行輸入業者のどちらかである（並行輸入品の販売は、日本では違法ではない）。高級ブランドは正規販売店またはインターネット・サイトを通じて売上を伸ばすことに努めているが、商品イメージを保護する必要があるため、ほかの流通業者を利用してのネット販売に取り組むことには消極的である。にもかかわらず、高級ブランド品とトップブランド電化製品両方の模倣品と混然一体となった、本物と称する「並行輸入品」の形をとった高級ブランド品のオンライン・マーケティングや販売が拡大をみている。ほかの多くの国々の場合と同様、日本で流通している模倣品の第一位の製造・輸出者は中国であり、日本に流入する偽商品全体の91.9%を占めている。

2016年には、400,000点以上の模倣品が税関によって水際で差し止められた。税関がすべての輸入品を検査するのは不可能であることを考えると、この数字はたぶん、偽商品輸入量全体のほんの一部にすぎないと想定できる。「個人使用」目的の模倣品の購入は日本では禁止されていないため、一部の模倣品はたとえそうと分かっても阻止することができない。

最近まで、日本の多くの消費者は、それと知りつつ模倣品を買っていた。しかし、現在の主な論点は、消費者を欺いて、本物のブランド品を買いたいと思っている消費者に模倣品をつかませる、または、支払い後も決して届かない商品を購入者に買わせる不正ウェブサイト（ほとんどは海外で運営）への消費者のアクセス回避をいかに助けるかである。政府は目下、模倣品を不正に販売しているウェブサイトへのアクセス・ブロックの実現可能性を検討している。

関係省庁は、知的財産権保護に相当の努力を払っている。消費者庁は、模倣品をうっかり買ってしまった消費者を支援するための越境消費者センターを設置した。同センターはウェブサイト上で、模倣品を販売しているオンラインストアの名称を公表している。さらに、警察庁は、ウェブブラウザによる警告表示を可能にするため、模倣品を販売しているウェブサイトに関する情報を国際的な団体であるAPWG（フィッシング対策ワーキンググループ）に提供することによって、消費者を保護している。

大手ネット通販サイトのYahoo!、楽天も、模倣品撲滅面で重要な役割を果たしている。例えばYahoo!は、模倣品や違法業者に関して、知的財産権保有者団体を通じ、各ブランドと定期的に情報を交換することによって、自社の運営するサイトの浄化に努めている。楽天も同社ショッピングサイトの「浄化」に活発に取り組む、掲載された商品が例えばとりわけ安い価格や消費者から寄せられた情報により模倣品であると疑われる場合、楽天は、関係ブランドと協力して、その商品を試験購入して、本物かどうかを確認する。商品が模倣品と判明した場合には、掲載した業者は即刻サイトから追放される。

発展に目覚ましいフリマ・アプリでは、一部のサイトは、模倣品撲滅に注力し既存のオークションサービスと比較しても遜色のない結果を得るに至っている。他方、一部のサイトは、模倣品対策に遅れを取り多量の模倣品の流通を許す状況に陥っている。以上の状況に鑑み、経済産業省は、模倣品対策がある程度確立しているCtoC及びBtoCサイトと新設されたフリマ・アプリとの間に立ち、情報・意見交換ができる機会を設けるべく努力をしてくれていると理解している。

最後に、模倣品を排除するための枠組みを設ける協調的取り組みが日本の各方面によって行われている。そうしたアプローチのいくつかは、欧州や米国で適用されているものより先進的である。しかし、問題もまだある。具体的には、消費者を保護する適切なシステムを構築し、「個人使用目的」の模倣品の販売を規制するためにインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）との協力を深める必要がある。「個人使用目的」の定義を厳格化して法的に拘束力のあるものにする必要がある。これらは、インターネットでの模倣品の販売増加の問題を解決するはずである。

主要な問題および提案

■ 日本および海外のオンラインモールから模倣品を排除するための強化された継続的措置

年次現状報告：若干の進展。大手CtoCは自社サイトにおける模倣品の比率を1%未満まで引き下げること成功しているものの、一部のショッピングサイトは必要な対策をとることに重い腰を持ち上げた段階にあり、特定ブランドの模倣品の比率が依然比較的高い。ショッピングサイトによる対策の遅れの一因となっているのは、アップロードされるほとんどの画像データが不十分で当該商品が模倣品かどうかを判断できず、本物かどうかを確認するには試験購入がしばしば必要になることである。さらに、販売されている商品全体の実に99%までの可能性を模倣品が占めているいくつかのフリマ・アプリに関しては、模倣品に対する対策の効果が未だ得られていない。模倣品販売サイト、不正サイト、なりすましサイトに対する取り組みは全般的に進行があまりにも遅すぎる。日本の関係省庁によってすでに設けられている対策としては、そうしたサイトの運営者が使用する銀行口座の凍結、サイトのURLの公開、セキュリティ・ソフトまたはブラウザによる警報の表示などがあるが、問題の根本的解決をもたらすにはまだ至っていない。知的財産権と消費者利益を保護する必要性に対する国民意識は間違いなく向上しつつあるので、今こそ、模倣品販売を撲滅するための大胆かつ早急な対策をとるべきである。

提案：

- ショッピングサイトから模倣品を排除することを目的として、日本の特定商取引に関する法律を改正し、インターネットで販売されるブランド商品に対するチェックを強化すべきである。さらに政府は、ISP、流通業者、知的財産権保有者に対し、この分野における民間の取り組みを推進するための独自の模倣品防止対策ガイドラインを設けるよう促すべきである。
- 模倣品販売サイト、不正サイト、海外サーバーに置かれたなりすましサイトに対しては、サイトへのアクセスのブロックや、検索エンジンからのサイトの削除といった抜本的な対策をとるべきである。
- 既に、政府は、ISP事業者と権利者の模倣品対策を協議する場への未参加のISP事業者に対する合流の呼びかけに努めてきているが、今後もこの施策を継続すべきである。

■ 「個人使用目的」の定義の厳格化

年次現状報告：進展なし。「個人使用」目的の模倣品の輸入・購入が日本では合法とされていることは、模倣品を商業目的で輸入する業者に抜け穴をもたらす。その結果、税関は模倣品の摘発に人手と時間を浪費した挙句、結局は輸入許可を与えるしかなくなってしまう。この抜け穴をふさぐことができないなら、せめて「個人使用」の定義を厳格化すべきである。例えば年に数回、郵便で多数の模倣品腕時計を輸入する業者などは、「個人使用目的」と推定しうる商品の最低所持期間（例えば1年）や最大個数を定義するだけで歯止めを掛けられるだろう。「個人使用目的」であるならば模倣品の転売や転送が依然合法のままなら、関係法規を改めて、商品が個人使用目的であるとの主張をそうした業者ができないようにしなければならない。

提案：

- たとえ「個人使用」目的であっても、模倣品の輸入・購入は法律で取り締まるべきである。
- 「個人使用目的」での模倣品の輸入や購入を法律で禁止できないのであれば、個人使用の定義を厳格化して、「個人使用目的」であると申告する限り無限の点数の偽商品の輸入が認められている現状に対処すべきである。

Ms. Rika Beppu

Chair, Legal Services Committee

(Partner, Squire Patton Boggs Gaikokuho Kyodo Jigyo Horitsu Jimusho)

c/o Squire Patton Boggs Gaikokuho Kyodo Jigyo Horitsu Jimusho

Ebisu Prime Square Tower 16F.

1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo 150-0012

Phone 03-5774-1885

Fax 03-5774-1818

法律サービス

はじめに

これまでのところ具体的な変化は何もなかったため、日本の法律サービスに関する EBC の提案は昨年と同じままである。

2014年6月24日に閣議決定された内閣の規制改革実施計画に加え、外弁に適用される規制に関して以下の審議がなされた。

1. 法務省の所管にて、外弁制度に係る検討会が設置された。増加する国際的な法的需要等を踏まえ、この検討会は2015年にはそれぞれ6カ月かけて、(1) 外弁制度に関し、承認についての職務経験要件の基準等について見直しを行い、(2) 外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することに対する現行の制限について見直しを行った。

EBCは在日米国商工会議所と外国法事務弁護士協会と共に、上記の1(1)と1(2)に関し、それぞれ2015年5月（第3回会議）と2015年9月（第6回会議）に招かれて、意見を提示した。2016年7月、検討会は日弁連と共に、以下の提案を行う報告書を発表した。

- 現行の3年の職務経験要件（うち2年は海外での職務経験であること（日本での労務提供期間を1年まで算入可能））を、(i) 3年（うち1年は海外での職務経験であること（日本での労務提供期間を2年まで算入し得ること））、または (ii) 2年（うち1年は海外での職務経験であること（日本での労務提供期間を1年まで算入し得ること））のいずれかに変更すること。
 - 外弁と日本人弁護士の共同での法人（B法人）設立を可とすること。
2. 外弁の承認・登録手続の透明化：法務省はこの議題についての検討を2015年に開始した。外弁登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日弁連（日本弁護士連合会）が協議を行う場が設けられた。
 3. 外弁の承認・登録手続の簡素化：外弁の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日弁連が協議を行う別個の場が設けられた。

EBCは、2016年7月に検討会が行った提案を歓迎するとともに、提案を反映する法律改正を心待ちにしている。EBCは今後も、外弁登録前の職務経験要件の撤廃を提案し続ける。とりわけ、検討会の信ぴょう性と最終的な成功は、外弁が適切に参加し、外国法曹界の見解に十分な配慮が払われつつプロセスが公正に実施されることに依存することから、EBCは提案の展開もつぶさに見守っていく。

主要な問題および提案

■ 外弁の認定と承認

年次現状報告：2016年7月の検討会の提案が法制化されればかなり進展。日本で外弁として登録されるためには、外国弁護士は、本国法について3年間の専門実務経験を有していなければならない。うち2年は、日本以外の国で実務経験を積みねばならない。この規則は、日本の弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本の弁護士は、弁護士として認定される前に資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、外国弁護士は資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさない。EBCは考える。こうした規則を設けるにしても、重要なことは、本国法についての経験であって、どこでそれを積んだかではない。外国弁護士を外弁として認める手続も、依然、外国の法律事務所や個人に不当なコストを課している。申請書の様式が簡略化されたことにより外弁登録申請プロセスは一般的には短縮されてきたが、法務省と、日弁連・単位弁護士会の各委員会双方から承認を取得することが求められるため、必然的に遅れが生じている。外弁制度は実施から25年以上が経過して徹底的な見直しを必要としている。制度の見直しは、現在見られる不満を相当程度解消しうるだろう。

提案：

- 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。最低限、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず認めるべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行って、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更を可能にすべきである。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。

■ 支店

年次現状報告：2016年7月の検討会の提案が法制化されればかなり進展。外弁事務所の法人化を認めることによって複数の支店を開設できるようにする法律が2014年によく可決された。しかしながら、新しい法律は、外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めない。その結果、新しい法律の有用性は深刻に制限される。

提案：

- 外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めるよう法律を改正する。それよりさらによいのは、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限をただ単に廃止することである。

■ 有限責任

年次現状報告：進展なし。外国弁護士だけでなく、日本の弁護士のためにも、日本で活動する弁護士向けに、諸外国の慣行に沿った有限責任構造を導入することを引き続き提案する。外国弁護士に関しては、これは、個人としての活動ではなく本国の事業体の支店を通しての活動を認めることによって実現しうる。

提案：

- 外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国の事業体の支店を通して日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。

Mr. Karl Hahne

Chair, Retail & Wholesale Committee

(President & Representative Director, Häfele Japan K.K.)

c/o Häfele Japan K.K.

14-17 Kami-shinano

Totsuka-ku, Yokohama 244-0806

Phone 045-828-3117

Fax 045-828-3119

小売・卸売

はじめに

日本の小売市場は依然、世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。欧州の小売業者のプレゼンスがおおた高級品分野に限られていた長年の期間を経て、ここ10年は、ファストファッションとホームインテリアの両分野で欧州の新しい小売業者が急速に地位を確立してきた。そうした小売業者の成功は、日本の消費者により幅広い選択肢や、往々にして買い得な価格を提供し、また多くの場合、これまで手に入らなかったまったく新しい商品の提供を通じて明らかに恩恵をもたらしている。それは、相当の雇用を創出するとともに、従来悲惨な状況にあった都市の再活性化を助けることによって、日本経済全体にも利益をもたらす。欧州の競争相手の進出により、グローバルな競争力をさらに強化するインセンティブがもたらされるため、日本の小売業者や卸売業者自体にプラスになる。

EBCは、EU-日本間のEPAがひとたび実施されたなら、小売・卸売分野で欧州が提供する商品／サービスへの日本の消費者のアクセスがさらに改善すると確信している。とはいえ、最も重要なことは、協定が日本とEUの当局によって相互に合意された通りに実施されることである。過剰または不適切な規制リスクは、商品をより高価なものにして、市場への参入を重大に制限しかねない。とりわけ整合化が、永続的な繁栄した小売・卸売市場を実現する鍵である。

欧州の卸売業者と小売業者は、日本市場において依然、グローバル規模のロジスティックスを活用することを困難にする相当の障壁に直面している。これはコスト増大をもたらし、したがって日本の消費者にとっては価格上昇をもたらす。政府は、欧州の基準をすでに満たしている製品に独自の国内規則・規制を適用することを依然として求めている。EN（欧州規格）およびISO規格またはCE (*conformité européenne*) マークの受け入れに日本が難色を示すことは、新製品の市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者保護に関する政府の懸念を共有してはいるものの、欧州の規則はこの同じ懸念に十分以上に対処しており、安全かつ良質な製品を保証していると確信している。したがって、規則と規制の相互承認は意味があり、すべての市場参加者にとって公平な競争条件を生み出すだろう。欧州の小売業者や卸売業者が直面している障壁のほんの一例は、消費者庁が定める日本特有の家庭用品品質表示規程である。その他には、SI単位系（国際単位系）以外の非許容、食品衛生法の器具・容器包装・おもちゃの輸入申請手続き、国際基準と欧州の認可の不承認などがある。さらに消費者製品の輸入・認証・表示の整合化されていない手続は、不要に高コストかつ複雑である。EBCは、日本政府が国内で導入することをついに決定したHACCP（危害分析および重要管理点）方式が、公表された実施対象範囲、明確な進捗と時間軸の下で整然と透明性と共に実施され、同時にまた欧州系企業にも配慮がなされることを期待している。

日本の電気用品安全法、通称電安法もまた、小売業者と卸売業者にとって不要なコストと複雑さをもたらしている。経産省は、この法律の対象となる電気用品名をリストに挙げている。しかし、特定の製品がどの電気用品に該当するか、または対象外かの判断は容易ではなく、適用すべき試験規格の特定に不確かさを招いている。加えて、この分野では真の整合化が欠如しており、IEC（国際電気標準会議）規格と同等の日本の規格が採用される場合でも、必ずしも最新更新版のIEC規格に準拠していない。

最後にEBCは、セーフハーバーのない垂直的制限規制の見かけの緩和以後の日本の独占禁止法や、小売業者と卸売業者に対する、明確な判断基準を伴わない下請法の施行についても懸念している。結果、この法律の適用は一層予測不可能で不透明になっており、そのため、法令順守が一層困難となっている。こうした状況につけこんで市場が操作される切実なリスクがあるため、EBCは公正取引委員会（公取委）に対し、法令順守を行いやしくする明確なガイダンス文書を可及的速やかに出すよう要望する。

上述の通り、EBCは、EU-日本間のEPAの実施を心待ちにしており、これが日本の小売および卸売業界をさらに活性化して日本の消費者に益することになると確信している。

主要な問題および提案

■ 法外なコストのかかる輸入認可・試験・認証

年次現状報告：若干の進展。政府は、欧州基準や国際基準をすでに満たしている製品に独自の規制を適用することを依然として求め、通商を害している。EBCは、食品衛生法の器具・容器包装の規制へのポジティブリスト制度の導入と、この分野における消費者の選択肢拡大の機会を歓迎する。

提案：

- ポジティブリスト制度の導入に向けて、具体的な仕組みの検討が行われている。現仕組みで事業者の重石となっている輸入申請手続の負担が最小限となるよう、柔軟性のある仕組みの制定を目指して、既にポジティブリストが導入されている欧州の仕組みを十分に参考にすべきである。
- 日本は、SI単位系も併記される場合には、計量器への一般的な非SI単位系の記載を許容すべきである。
- 日本は電安法を簡素化し、さらなる日本独自の技術基準の導入を避けるとともに、規格とその適用範囲に関する詳細な情報が英語で簡単に手に入るようにすべきである。

■ 表示

年次現状報告：わずかな進展。2017年3月に家庭用品品質表示法がようやく改正されたが、表示規程は依然として詳細にすぎ、小売業者にとって融通性に欠け、表示は消費者にとって複雑すぎる。

提案：

- 消費者の製品理解を助け、小売業者にとっての融通性を導入するため、表示法を改正すべきである。

■ 革靴の関税割当

年次現状報告：進展。EPAの実施に伴い、革靴の関税割当は廃止されることになる。当面、革靴の関税割当の管理は透明性を欠いており、割当は必ずしも革靴の実際の輸入業者に与えられておらず、これは重大な市場のゆがみにつながる。

提案：

- EPAが実施されるまでは、経産省は、制度を監視して、靴の売買に携わっていない企業からの申請を却下し、そうした企業の割当を解放し、より厳しい罰則を実施すべきである。

■ 酒類の通信販売の制限

年次現状報告：進展なし。通信販売（ネット販売を含む）により、県境を越えて行われる酒類小売販売は制限されている。さらに、古い免許を規制対象外とすることは新規参入者にとって不公平である。

提案：

- 日本は、酒類小売業免許制度内の通信販売制限を廃止すべきである。
- 日本は、古い免許を制限対象外とする慣行をやめるべきである。

■ 競争法／独占禁止法

年次現状報告：進展なし。日本の独占禁止法は、垂直的制限における市場シェアの小さい競争者にも「市場支配力」の認定、依存関係の有無と無関係に「優越的地位」の認定を含んでおり、グローバルな慣行と異なる。下請法は明確な判断基準を欠いており、「イエローカード」違反通知は説明を欠いている。

提案：

- 独占禁止法を、グローバルな慣行と整合化すべきである。
- 透明性がなく、法的根拠も明確な判断基準も欠いている「イエローカード」方式を廃止すべきである。

■ HACCP（危害分析および重要管理点）の不明確な実施

年次現状報告：進展なし。HACCPは、EUをはじめ、多くの国々で実施されてきた。HACCPは現在、2年以内実施の日本の政策目標となっているが、実施スケジュールは不明確であり、小売および卸売業界で不透明感を生んでいる。

提案：

- 日本は、HACCP実施の範囲、スケジュール、および完全実施に向けて講じる措置を明確にすべきである。

Mr. Hans-Peter Musahl

Chair, Tax Committee

(Partner, Ernst & Young Tax Co.)

c/o Ernst & Young Tax Co.

Kasumigaseki Bldg. 32F., 3-2-5 Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo 100-6032

Phone 03-3506-2087

税制

はじめに

EBCは、景気を刺激し投資家にとっての日本の魅力を高めるための政府の継続的な取り組みを歓迎する。これまでの改革は、総合実効法人税率を大都市圏の大企業については35.6%から31%に、中小企業については35%に引き下げてきた。しかし、これとは対照的に、政府は、8%から10%への消費税率引き上げを通じて国の財政立て直しを支援する計画をまたしても延期した（今回は2019年10月まで）。その結果、日本は、所得への課税から消費への課税への税制のあり方の推移面で、EU加盟国を含む諸外国より、まだ後れを取っている。

とはいえ、安倍首相が行った公式声明は、日本が、成長への貢献面で世界経済の中で主導権を握り、アベノミクスを可能な最大限まで再起動させることを目指すことを示唆している。これまでの政府の方針はいずれも、支出への大きな歯止めを伴っていないため、政府予算の拡大する赤字は、どこかの時点で税収増加によって埋め合わせる必要がある。したがって、近年行われてきた課税ベースの拡大は今後も継続することになる。残念ながら、法人税率引き下げといった一部の政策をよそに、政府の全体的アプローチは必然的に、潜在的な海外投資家にとっての日本の魅力に悪影響を及ぼすことになる。

この悪影響は、55%以上もの相続、贈与、所得税率を課すという、富裕層と平均以上の所得層に対する課税への政府の注力増大によってさらに強められる。EBCは、短期・中期の在留外国人（過去15年間のうち日本滞在期間が10年以下の者）を贈与税・相続税の課税対象外とする2017年の税制改革を歓迎する一方、長期在留外国人の取り扱いが相当悪化している。過去15年間のうち10年以上を日本で過ごした外国人は今後も、日本を離れてから5年が経過するまで、財産がどこにあるかにかかわらず、すべての財産に日本の贈与税・相続税が課され続ける。もはや日本に住んでいない外国人への贈与税・相続税の域外適用が国際法の下で許されるのかどうかは疑わしい。いずれにしても、これゆえに、香港とシンガポールというアジアの主要投資ハブは依然、個人投資家、とりわけアジア地域に長期在住することを望む投資家にとって、より魅力的な課税管轄であり続けるだろう。

EUと日本の間の二国間通商・投資は、日本と個別のEU加盟国との間の最近の租税条約や、OECDの「税源浸食と利益移転」(BEPS)アクションプランの下で策定された多国間協定の仲裁規定で規定されているような二重課税から大きな恩恵を得ている。しかし、EU加盟国の大半（チェコ共和国、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデンを含む）との日本の租税条約は依然、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税の相互廃止といった、多国間協定の範囲外の分野に関する免税を欠いている。EU-日本間のEPAによって、EU域内と日本国内の社会保険制度への雇用者と被雇用者の掛金を相互的に課税控除対象として扱うことができるようになるのであれば、EU-日本間の通商・投資はさらに恩恵をこうむるだろう。

要約すれば、政府によってこれまで行われたいくつかの税制改革は対日投資の奨励・支援に向け適切な方向を目指しているとEBCは見なしているものの、いくつかはそうした目標に真っ向から逆らう働きをする公算が大きい。したがって、政府が見込む成長は達成が困難だろう。多額の財政赤字への対処がなされないまま、この問題の想定された解決法として税収が利用される限り、この状況は今後も続くだろう。

主要な問題および提案

■ 研究開発優遇税制

年次現状報告：ほとんど進展なし。イノベーション集約型産業は、成長と雇用の重要な推進要素である。研究開発優遇税制は、研究開発活動と関連の（海外からの）投資を奨励するための効果的な手段として世界的に認められている。日本の規則は日本国内でこまめに研究開発費を税務上多少考慮しているものの、現行の税額控除は一般に（利用可能性の面でも租税特典の面でも）あまりにも範囲が限られており、外国企業による潜在的な研究開発ロケーションの選択における決定的要因とはなり得ない。とはいえ、研究開発費増加や新規にスタートした活動により高い税額控除率を適用する決定は歓迎されるものであり、日本での研究開発方針を見直す外国企業はこの決定から恩恵を受けうる。しかし概して言えば、研究開発活動のロケーションとしての日本の国際的魅力を維持・向上することを望むのなら、日本は現行の研究開発税務政策を改める必要がまだある。この点で、ほかの多くの諸国が近年、知的財産（IP）の創造・活用後の稼得に適用される、何らかの形態の「バックエンド」IP制度を導入していることに留意すべきである。さらに、現行の研究開発優遇税制は、赤字を出している企業には利用できないため、多くの新興企業にとってほとんどメリットがない。

提案：

- 研究開発活動のロケーションとしての日本の国際的魅力を維持・向上するために、（新興企業の特殊な立場に特に注意を払って）現行の研究開発税務政策を改める。

■ 企業再編成

年次現状報告：進展なし。国境を越えた三角合併の現行の税制上の扱いは、日本国内ですでに確立した事業は有していないが日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む市場参加者にとって、実際上の障壁である。例えば現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合でも、外国の株式と国内の株式との株式交換では課税繰延べを認めておらず、これは対日投資を抑える働きをする。さらに、三角合併の課税規則は、いわゆる「ペーパーカンパニー」の定義がまだ発表されていないにもかかわらず、ペーパーカンパニーに言及している。海外に関連会社を有し、したがって租税回避行為防止規則が適用される多国籍企業グループに関しても、租税回避行為防止規則がやはりペーパーカンパニーに言及しているにもかかわらずそれを定義していないため、同様の定義の欠如が懸念される。

提案：

- 株式交換に関しては、日本で従前の事業活動のない外国企業にからむものを含め、課税繰延べを認めるべきである。
- コストを削減し、未定義の基本概念的解釈における税務当局の裁量を制限するため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに簡素化・明確化すべきである。
- ペーパーカンパニーの定義を示すべきである。

■ 取締役の報酬

年次現状報告：新たな問題。先ごろの税制改革は、業績連動型取締役報酬の控除可能性を制限する不利な取締役報酬課税規則のある程度の免除を提供した。しかしながら、実際上、この免除は、有価証券報告書を発行する上場企業にしか適用されない。とりわけ中小企業や外資系企業はこの改革を活用することができず、結果的にこうした企業は、税引後利益から業績連動型取締役報酬を支払わなければならない。

提案：

- 中小企業ならびに外資系企業にとっての免除の障壁を取り除いて、妥当な業績連動型取締役報酬の控除を可能にする。

■ 税申告期間の延長

年次現状報告：若干の進展。 日本の法規は、企業に対し、暦年度末または会計年度末後2~3ヶ月以内に納税申告書を提出することを義務付けている。この期限は、非常に高い税法順守コストと超過勤務コストを生み出し、企業やその社員および関連サービス・プロバイダーに理不尽なプレッシャーをかける。欧州や諸外国では、平均9カ月の期間が認められており、1年にも達する場合もある。日本の極端に短い申告期限は、税申告の質と、申告書を作成する人の勤労・家庭生活に支障をきたす一方、超過勤務手当を増大させる。税法順守で被るコストの国際比較で、日本が先進国中、最高水準であることは意外でも何でもない。2017年の税制改革は、負担軽減の提供を意図した措置を導入したが、こうした措置は実際的でないことが明らかとなっており、多くの日本の納税企業からはまだ採用されていない。

提案：

- 税法順守の現状の不当に高いコストを低減するため、正式の申請手続きなしに、税申告期間を1年に延長すべきである。国家財政への悪影響は、税法規が引き続き前納を認め、前納額が不足の場合に利息を課す限り、回避できるはずである。

■ 所得税および相続税

年次現状報告：進展したが長期在留者には不利。 最高税率が55%以上にのぼる日本の所得税、相続税、贈与税はアジア最高どころか、世界最高である。外国人は、在留当初10年間は贈与税・相続税の課税対象外である。しかし、長期在留者になると、贈与税・相続税が適用され、また、日本を離れてから5年間は適用され続ける。ほか1ヶ国のみが、外国人に対してそうした域外課税を課しているが、日本よりも幅広い相続税条約ネットワークを有しており、多くの外国人に免除を提供している。さらに、日本の最高相続税率は、近親者間の相続に適用され、諸外国の場合よりもずっと低い課税最低額および課税控除で適用開始になる。日本の贈与・相続税制は、長期在留者を引き止める能力に悪影響を及ぼして、外国の知的資本と対日投資の喪失の潜在的引き金となる。

提案：

- 贈与・相続税法が適用される外国人のカテゴリーを、出国税が適用される外国人のカテゴリーと整合させて、日本に永住することのできる外国人のみに、グローバルな財産への課税が適用されるようにする。
- 元長期在留外国人への域外課税を廃止する。

■ 説明責任

年次現状報告：進展なし。 国内税制面の透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。

提案：

- 文書回答申請を受け付けて処理することを日本の税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を正式に定めるべきである。この制度は、よりユーザーフレンドリーであるべきである。
- 水平監視・リスク測定・上級会計官を用いるシステムを採用するメリットを検討する。英国とオランダでは、これらはいずれも、効率向上を助けてきた。

■ 租税条約

年次現状報告：進展。 日本は先頃、ドイツとの新しい租税条約を締結・批准するとともに、オーストリアとの合意、およびデンマークとの実質合意に達した。しかし、その他19のEU加盟国との条約はまだ再交渉を必要とする。EBCは、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約を歓迎する。

提案：

- 政府は、EU加盟国との現行のすべての租税条約を見直すべきである。
- 新しい、または改正された条約は、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税にからむ問題に対処し、かつ、多国間協定によってすでにカバーされているのではないなら、仲裁規定を含むべきである。
- EU-日本間のEPAは、多国間協定が適用されず、かつ、当該の租税条約が二重課税を解決しない場合に、二重課税の事実上の排除を確保するための仲裁条項を含むべきである。

金融サービス

資産運用
銀行業務
保険

Mr. Nicolas Sauvage

Chair, Asset Management Committee
(Representative Director, Amundi Japan Ltd.)
c/o Amundi Japan Ltd.
Hibiya Dai Bldg. 20F, 1-2-2 Uchisaiwai-Cho
Chiyoda-Ku, Tokyo 100-0011
Phone 03-3593-5900
Fax 03-3593-5932

資産運用

はじめに

2017年8月18日、日本銀行は、日本、米国、ユーロエリアにおける家計の金融資産構成を比較した「資金循環」報告書（『資金循環の日米欧比較』）を発表した。

この報告書は、日本では家計の金融資産の50%以上が現金・預金で保有されていることをまたしても明示している。すなわち、2017年3月末現在で51.5%である。米国とユーロエリアの対応する数字はそれぞれ13.4%と33.2%である。日本では、銀行預金の水準が相当伸び続けており、金融商品へのシフトはまだ見られない。

しかも、家計の金融資産に占める投資信託（funds）の割合は、米国が11%、ユーロエリアが9.2%であるのに対し、日本はわずか5%である。「貯蓄から資産形成へ」（平成28事務年度金融レポートにおいては、家計の「安定的な資産形成の実現」）のシフトを促進するために日本の当局によって設けられたあらゆる刺激策や新制度（例えば少額投資非課税制度（NISA）や個人型確定拠出年金（iDeCo））にもかかわらず、個人向け投資信託市場は、過去2年間、総販売金額が著しく減少しており、2017年も回復の兆しはほとんど見えていない。

しかしながら、資産運用ソリューションは個人向け市場でははずみがつくと期待され、これは日本の家計の最もためになるだろう。とりわけ、投資信託業界は、販売会社と共に、投資に資金を提供する新規投資家を引きつけるための鍵を見つける必要がある。EBCは、次ページの提案において、これを助ける2つの構想を提案する。

日本のスチュワードシップ・コードは、導入から3年後の2017年6月に改訂されたが、その影響力は、機関投資家に対してはより顕著になりつつあるが、依然として株式の正味の売り手である個人投資家にとってはそうっていない。欧州のベストプラクティスは、スチュワードシップ活動と個人投資家向けの商品開発の両面でさらなる進展を達成するための有用なガイドとなりうるだろう。

EBCは過去2年間にわたって、現行のオペレーショナル・プラットフォームが、とりわけ下記の場合には、国際金融センターとしての東京の競争力にとってのハンディキャップとなると唱えてきた。すなわち、

- グローバルなポートフォリオをオンショアファンド（個人向け投資信託または機関投資家からの運用委託）から運用する場合、および、
- アジア地域ファンド・パスポートなどの国境を越えた制度に将来、本格参入しようとする場合。

したがってEBCは、2017年6月に発表された東京都の『「国際金融都市・東京」構想骨子』の通り、東京を「国際金融都市」と位置づける東京都の構想を歓迎する。同骨子は、グリーンファイナンスやフィンテック等の分野における発展を促進する大望にハイライトを当てている。同骨子は、限られた人材プールや高い税金といった、東京が抱える競争上の弱点も指摘している。

主要な問題および提案

■ 日本の家計の長期的投資を奨励する

年次現状報告：進展。 日本社会にとっての大きな課題は、とりわけ老後の金銭的ニーズに備えるための、長期的な観点に立った金融資産形成である。事例証拠が示すところでは、金融商品への家計の投資にとっての主な障害は、金融教育の欠如であり、これが混乱を生み出している。フィデューシャリー・デューティーを持った資格のあるプロフェッショナルによって提供される独立系ファイナンシャルアドバイスはこの問題を軽減するだろうが、家計はそうしたサービスへのアクセスがほとんどあるいはまったくない。さらに、NISAや、ジュニアNISA、DC（確定拠出年金）といった制度は人気が出ているとはいえ、いずれも、少額の年間非課税枠が課題となっている。

提案：

- とりわけ投資額が預金の転換によって提供される場合には、NISA、ジュニア NISA、DC 制度の非課税枠を拡大すべきである。
- 政府は、家計の投資拡大を支援するため、IFA（独立系ファイナンシャルアドバイザー）サービス—サービスは対面またはオンラインで提供される—の提供を促進・宣伝すべきである。

■ 日本で活動する企業にとってのグローバルな規制の影響

年次現状報告：新たな問題。 欧州市場インフラ規制（EMIR）や金融商品市場指令（MIFID II）をはじめとするグローバルな規制は、日本の資産運用業界に予想以上の大きな影響を及ぼしてきた。EBCは、当局および金融自主規制機関に対し、こうした種類の動きやその他のグローバルなトレンドに適応する方法についての国内業界向けのガイダンスを提供することを要望する。

提案：

- 日本の当局および／または自主規制機関は、グローバルな規制やトレンドに適応する方法についての日本の資産運用業界向けのガイダンスを提供すべきである。

■ オペレーショナル・プラットフォームとしての東京の国際競争力

年次現状報告：新たな問題。 資産運用業界は、本来的にグローバルである。顧客基盤と投資の舞台はグローバルであり、グローバルな規制の影響力はますます顕著になっている。日本の資産運用業界は、流暢な英語で業務をこなすことのできる金融専門人材のプールが限られている。高度金融専門人材を養成する東京都の構想は、グローバルな活動の開発のために必要とされる東京においてより多くの人材の開発を促進すべきである。したがってEBCは、2017年6月に発表された東京都の構想骨子の通り、東京を「国際金融都市」と位置づける東京都の構想を歓迎するとはいえ、オペレーショナル・プラットフォームの競争力に一層の注意を払っていただきたい。同骨子は、グリーンファイナンスやフィンテック等の分野における発展を促進する大望にハイライトを当てている。同骨子は、限られた人材プールや高い税金といった、東京が抱える競争上の弱点にも言及特定している。

提案：

- 課税水準や、比較的限られた「グローバルマインド」を有する人材プールといった問題を含め、東京の運用プラットフォームの競争力向上に一層の注意を払う。

銀行業務

はじめに

日本の相対的な繁栄度は近年相当低下しており、日本の消費者は貯蓄を続けてきたが、その資本収益率は先進工業諸国中、最低となってきた。その一方で日本は、この間に起きた様々の金融危機を他の多くの諸国よりもずっとうまく乗り越えてきた。日本の資本市場は、2009年と2010年に相当の資金を調達できるほどの堅調ぶりだった。そのため日本は依然、高い貯蓄率を有する世界有数の金融市場となっている。欧州の銀行はこの市場に提供できるものがたくさんあり、グローバル・ネットワークのみならず、国境を越えた合併・買収に関する貴重な専門知識ももたらす。

数年間、金融センターとしての魅力が薄れてきた後、東京は盛り返し始めている。東京は、資本プールの強みで有名であり、3年連続でEconomist紙の世界金融センター指数（GFCI）で第5位にランクされている。政府と東京都は共に、金融センターとしての東京を目下推進しており、EBCはこの大望を強く支持する。とはいえ、東京の新たな成功の大部分が「アベノミクス」によるものであることにはほとんど疑問がない。アベノミクスは株式市場に最大の影響をもたらしており、日経平均株価は2013年早々にアベノミクスがスタートして以来、劇的に上昇している。東京が繁栄を続けるためには、有意義な構造改革の導入によって、この短期的なゲインを持続可能な成長へと変えることが肝要である。

これまでのところ、安倍首相の金融セクターの改革計画はぱっとしない。銀行業界はとりわけ証券分野で資本の動きが活発化しているものの、融資およびプロジェクトはまだ業績が振るわず、金融イノベーションのペースは遅々としたままである。目下のインフレの欠如、もしくはよく言っても超低インフレは、低金利市場をもたらしており、経済全体は、低水準の対日直接投資に苦しんでいる。したがってEBCは、日本の既存の強みを足がかりとして日本の真の経済的ポテンシャルを実現するには、より抜本的なアプローチが必要であると確信する。これを実現するためには、日本は、金融政策のみに頼るわけにはいかない。とりわけ銀行業界は、世界の業界の変化に歩調を合わせ、海外の人材を含む有能な人材を集める必要があるが、現行の柔軟性に欠ける入管法および労働法の下でこれを達成するのは困難である。

EBCは、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用方針の改正、および、低利回りの投資ほぼ一色から、より高いリターンを生む見込みのあるより高度な商品への移行を歓迎する。さらに、新しいコーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードの導入は、投資家にとっての日本の魅力を高めるはずである。当初の兆しが示すところでは、企業は今や自己資本利益率をより重視するようになっており、その結果、利回りが向上をみている。とはいえ、社外取締役が真に独立していること、かつ、その選任プロセスが透明性をもつことを確保するには、予定された改革を確実に実施することが最重要である。

もう一つの差し迫った問題はフェアディスクロージャー（公平な情報開示）である。フェアディスクロージャーは、市場において企業独自の情報がすべてのカテゴリーの投資家に適切に同時公開されるための基礎を敷くものであり、消費者利益を保護し、インサイダー取引の回避を助けることにつながる。あいにく日本では、そうした情報の開示は往々、正式な公表の数日前にメディアを通じて行われるが、そうした慣行に対して正式の制裁措置はとられない。したがってEBCは、すべての関係者の責任を明確化する一層の努力が必要であって、それはコーポレートガバナンス改善に関する政府の方針にも沿うことであると確信する。

同じ金融グループ内の種々の金融活動間のファイアーウォールは緩和されてきたものの（例えば役職員の兼職増加を可能にしている）、情報の共有は依然禁止されている。EBCでは、これは不要であって適切な検査／監督慣行と併せた利益相反管理体制だけで十分なはずと確信している。これは、金融庁が他の規制的枠組みのために導入してきたものである、ほかのプリンシプル・ベースの監督に沿うものだろう。

主要な問題および提案

■ 金融センターとしての東京

年次現状報告：わずかな進展。アベノミクスの導入と、現および前・東京都知事の政策は、国際金融センターになるという目標実現へ東京を近づけてきた。とはいえ、東京は、膨大な資本プールや、金融サービスにとっての一定の地域的魅力といった必要な特質のいくつかを備えているものの、この目標を達成するにはまだ多くの障害がある。EBCは、GPIFの運用方針の改正や、ガバナンス・ガイドラインの改善を評価する一方で、東京はまだ、「国際化」の欠如、資産運用業界の小ささ、比較的高い税金に足を引っ張られていると見ている。東京が、東京都自体の利益のみならず、国全体の利益のために成功を収めるには、全体的なアプローチをとり、政府と東京都が力を合わせる事が重要である。

提案：

- EBCは、東京を国際金融センターにするという目標を実現するためには、政府と東京都が一層協力する必要があると確信する。
- 日本は、有能な人材の国内誘致奨励に一層力を入れるべきである。
- 日本は、より融通性ある労働法を導入すべきである。

■ フェアディスクロージャー制度

年次現状報告：進展。政府は、企業独自の情報のフェアディスクロージャーのための法的枠組みを導入しているが、これはまだ実施されていない。EBCは、情報が正式な公表の前に特定の関係者にリークされるのを防ぐため、法的枠組みの厳格な実施が緊急に必要とされると確信する。

提案：

- 日本の当局は、フェアディスクロージャーに関する法律を実施すべきである。
- 同時に当局は、決算プレビューリポートの流布に歯止めをかけるため、しっかりとした制裁制度を設けるべきである。

■ 銀行代理店制度

年次現状報告：大いに進展。銀行代理店制度では従来、欧州の銀行の日本支店は、ほかの銀行（それが同じ金融グループの日本国外の支店であっても）が提供する新しい銀行サービスを導入することを計画する度に、特別の事業免許を申請する必要があった。これは、グローバル金融グループの日本部門が海外に口座を開く日本の個人または法人顧客をサポートしたり、グローバル現金管理を日本の顧客に提供したりする国境を越えたサービスに影響を及ぼしていた。EBCは、グループ承認を導入することによって、制度をより役立つものにした金融庁が達成した成果を高く評価する一方、こうした承認を得るために必要な行政手続に関して、より多くの情報が必要とされる。こうした手続が利用しやすく、かつ、申請に課せられる事務上の負担が実際の便益を上回らないことが最重要である。

提案：

- 金融庁は、銀行代理店免許の申請手続を明確化・合理化すべきである
- 金融庁は、グループ承認制度が利用しやすく、かつ、申請者に重い事務上の負担を決して課さないことを保証すべきである。

■ 情報の共有

年次現状報告：進展なし。同じ金融グループ内の種々の金融活動間のファイアウォールは緩和されてきたものの（例えば役職員の兼職増加を可能にしている）、情報の共有は依然禁止されている。EBCでは、これは不要であって適切な検査／監督慣行と併せた利益相反管理体制だけで十分なはずと確信している。

提案：

- 金融グループ内での情報共有の禁止を撤廃する。

保険

はじめに

近年、日本の当局は、国内保険市場に関する法規をグローバル・スタンダードと徐々に整合化させてきた。例えば改正個人情報保護法（2015年）は、EUと日本の個人情報保護法間の相違を大幅に低減し、また、金融庁は、諸外国における顧客の最善の利益と消費者保護の概念に類似したフィデューシャリー・デューティの概念を導入した。しかしながら、日本の外資系保険会社は依然、事業の効率的な発展を制限する障壁に直面している。例として、国際標準と一致していない責任準備金積立およびソルベンシー規制や、改善はされつつあるが、未だ時間のかかる商品認可プロセス、日本郵政の民営化後も続いている政府の過半数保有、共済に適用される別個の規制枠組みがある。日本における今後の保険市場の成長は高齢化からもたらされ、この高齢化によって、定年後の生活の長期化、家族構成の変化、医療の需要拡大に対応する商品ニーズが高まる。EBCは金融庁に対し、消費者のニーズを満たすことのできる、真にオープンで競争的な保険市場を促進するよう要望する。

EBCはこれまでの報告書で繰り返し、かんぽ生命に関する問題に注意を喚起してきた。かんぽ生命は目下、日本郵政の一部として生命保険事業を行っているが、日本郵政に関しては、新規株式公開（IPO）にもかかわらず、政府が株式の過半を保有し続けている。これが変わらない限り、日本郵政は引き続き市場で不公平な優位性を享受することになり、競争は歪められたままとなる。したがって、政府がWTOサービスの貿易に関する一般協定（GATS）の下での義務を順守し、遅滞なく保有株式を売却することが肝要である。

世界金融危機への対応として、保険監督者国際機構（IAIS）と、金融安定理事会（FSB）は、9社の保険会社をシステム上重要なグローバルな保険会社（G-SIIs）に指定する任務をG20から課せられた。FSB/IAISは、そうした保険会社が、一定の最低所要貸本を維持すること、ソルベンシーIIなどのような市場ベースのソルベンシー測定方法を採用すること、特定のリスクマネジメント戦略を実施すること、しっかりとした破綻処理計画を策定することを提唱している。さらにまた、各国の国内保険規制機関が国境を越えたほかの規制当局との情報共有を拡大するよう提案している。日本の金融市場の規制当局である金融庁は適切な政策措置案を採用すべきであり、さらに、保険契約者を保護するための事後資金拠出制度へと移行すべきであるとEBCは確信する。

金融庁は、手続きの効率化と職員の増員の両方を通じて承認手続の迅速化に取り組んできたとはいえ、標準商品のより迅速な承認のためには、「届出制」を導入すべきであるとEBCは今なお確信している。これは、金融庁がより高度な商品に注力するようリソースを割けることにつながるだろう。

これと平行して、金融庁は、消費者の個人的ニーズに的を絞った、より便利な販売チャネルへのアクセス向上を目指して、消費者からの需要増大に因應するため、リスクベースのアプローチに基づく販売慣行の規制緩和を加速すべきであるとEBCは確信する。

総じて、郵政民営化のあり方などの課題への適切な取り組み、金融庁の下での保険の枠組への共済の組み入れ、商品認可手続の合理化および明確かつ一貫性のあるルールと規制の適用は、日本の経済成長を助けるだろう。これは、国内の金融サービス業界や日本の消費者にも、また対日投資を維持する日本の能力にもプラスとなるだろう。

主要な問題および提案

■ グローバルなソルベンシー等の規制基準との整合化

年次現状報告：進展。 EBCは、国際規制当局の間でリーダーシップを取ることを目指す金融庁の意欲およびソルベンシー分野での金融庁の取り組みを評価する。しかしながら、金融庁のソルベンシーマージン要件案をソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべての活動拠点で同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。こうした動きは、金融庁と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなるであろうし、おそらくは、複数の法域にまたがってビジネスを行っている保険会社にかかる、規制当局への報告の全体的負担を軽減するだろう。EBCはこうした問題について金融庁に関連情報を提供しうる立場にある。

提案：

- 日本は、ソルベンシーIIとの整合化のための、スケジュールを含むロードマップを定めることによって、日本のソルベンシー基準と国際ソルベンシー基準の整合化達成を目指した改革を促進すべきである。民間保険会社を含むすべての関係当事者が新しい枠組みに備えることができるためには、これが最重要である。
- 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーIIとさらに一致させるべきである。
- 日本は引き続き、システム上重要な保険会社および国際的に活動している保険グループについての、FSB/IAISによる監督強化措置の策定に本格的に参加すべきである。
- 政府は、FSB/IAISの政策措置案を日本市場に関して採用する際には、そうしたリスクマネジメント報告や自己資本妥当性要件が保険会社に課す負担を考慮に入れ、国境を越えた法域の相反する要件を最小限に抑えるべきである。
- 政府は、日本版ソルベンシーIIを導入する際には、契約者保護機構制度改革を検討すべきである。

■ 商品認可

年次現状報告：若干の進展。 EBCは、商品認可手続を改善するための金融庁の取り組みや、規制当局と国内外の保険会社との間の定期的な対話の設定を高く評価する。EBCは、認可手続におけるキーポイントについて金融庁が情報を開示したことも高く評価する。これは保険会社が商品審査に備える助けとなる。しかし、商品認可手続は、海外市場と比べて依然長い時間がかかり、商品開発の遅延につながるとともに、効果的な事業戦略計画の策定を困難にする。より迅速な商品認可は保険会社だけでなく消費者にも益するはずであり、したがって、顧客の最善の利益を推進するという金融庁の目標を推進することになるとEBCは確信する。さらにEBCは、消費者保護を確保しつつ、「届出制」を導入し、その実施計画を提示するよう金融庁に促す。

提案：

- 金融庁は、商品認可が海外でどのように行われているかを検討すべきである。EBCは、調査活動をより効率的・効果的なものにするため、知見を喜んで提供する。
- 金融庁は、保険会社が事前承認を得る必要なしに商品を登録できるようにする制度を導入すべきである。金融庁は、事後チェックによる監督権限を保持すればよい。
- 金融庁は、金融機関やその他民間の関係筋と協力して、金融商品に関する消費者リテラシーの向上に取り組むべきである。

■ 銀行販売の公正競争

年次現状報告：限られた進展。 日本の消費者にメリットを提供する上でのバンカシュアランスの重要性が高まるなか、EBCは、日本の保険会社が日本の銀行に対して持つ大株主としての強い影響力について懸念している。例えば、近年、欧州企業は団体信用生命保険と関連商品の分野で、日本市場に一連のイノベーションをもたらして、日本の住宅ローン利用者に重病および就業不能に備える貴重な保障を提供してきた。このビジネスは今や、日本の保険会社によってコピーされている。EBCは、日本

の消費者にさらに益する、市場での健全な競争を歓迎する一方で、保険会社がこうした商品を、自社が所有する銀行自体の顧客に販売する場合には潜在的な利益相反があると確信する。競争が、日本の消費者にとって関係のない、保険会社と銀行の間の持ち株関係よりむしろ、商品とサービスの質、およびイノベーションを行う能力に基づくことを保証するべく状況を注意深く監視することは、各社のフィデューシャリー・デューティーの一部であるとEBCは確信する。

提案：

- 金融庁は、販売手数料の水準を適切に監視しつつ、バンカシュアランスをさらに自由化すべきである
- 第一歩として金融庁は、銀行と会社との関係にかかわらず、銀行がどんな会社の従業員にも保険を販売できるようにすべきであり、また銀行のデータを利用できるようにすべきである。
- 金融庁は、競争があくまで商品やサービスの公正競争に基づくものであって、既存の持ち株関係によって歪められることがないように注意を払うべきである。

■ 日本郵政（かんぽ生命）の改革

年次現状報告：若干の進展。 IPOが実施されたにもかかわらず、政府は日本郵政の大株主であり続けているため、国民は政府が日本郵政の様々な事業体を保証してくれると依然思い込んでいる。これはかんぽ生命による不公平な競争上の優位性をもたらすとEBCは考えている。かんぽ生命は商品ポートフォリオの拡大を意図するなか、これを利用している。政府による日本郵政の株式所有は民間部門に悪影響を及ぼすとEBCは確信している。

提案：

- 日本郵政の株式の100%が民間によって保有されるまでは、かんぽ生命の商品ポートフォリオは拡大されるべきではなく、かんぽ生命の商品限度額は現行水準に制限されるべきである。したがって、政府は公平や競争条件を確保すべきである。
- 政府は、日本郵政、かんぽ生命、ゆうちょ銀行に関して十分なコーポレートガバナンスが設けられていることを確認すべきである。
- 政府は、政府保有株式の売却をどう意図しているかに関するより明確なロードマップを発表すべきである。
- 政府は、WTO GATSの下での約束を守るべきである。

■ 販売慣行

年次現状報告：若干の進展。 法人である保険代理店による、親会社および関連会社の社員への保険販売は、いわゆる「第三分野」保険商品に限定されている（保険業法施行規則第234条、平成10年大蔵省告示第238号）。EBCは、行政改革委員会（1997年）や保険審議会（1992年）で検討された通り、この制限の理由を十分承知している。しかしながら、現行の規則は、新規参入者にとって障害となる可能性があり、日本の消費者にとって有益でないおそれがあるとEBCは考えている。さらに、社会経済および消費者への影響を慎重に考慮に入れた、手数料開示に関する規制案についての公開協議を設けるべきであるとEBCは確信する。EBCは、手数料の適正水準を確認する方法に関する話し合いが加速化されることを期待している。

提案：

- 金融庁は、新たに生まれたテクノロジーや変化しつつある保険販売を考慮に入れて、上で詳述した告示や関連規制を見直し、日本の消費者に益するさらなる規制緩和のロードマップを提示すべきである。
- 金融庁は、販売慣行について検討する際には、顧客がより広範な商品ポートフォリオから選択を行えるようにすることにより重点を置くべきである。

■ 共済

年次現状報告：進展なし。 目下のところ、共済には保険業法が適用されない。共済の活動している分野によって、共済を管轄する省も異なっている。（例えばJA共済は農林水産省が管轄している。）

提案：

- 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。
- これが達成されるまでは、共済とそのそれぞれの関係当局は、金融庁と同じ基準と規制を適用すべきである。
- 共済への加入は、さらに明確化されるべきであり、特定の職業など、本来意図された通りの明確に規定された集団に限定されるべきである。

運輸・通信

航空会社

鉄道

電気通信サービス

電気通信機器

物流・貨物輸送

Mr. Donald Bunkenburg

Chair, Airlines Committee

(General Manager for Japan, Lufthansa German Airlines)

c/o Lufthansa German Airlines

3-1-13 Shibakoen, Minato-ku, Tokyo 105-0011

Phone 03-5402-5201

Fax 03-5402-5209

航空会社

はじめに

日本へのインバウンド航空旅客者数は 2017 年にも引き続き伸びた。世界中にある日本政府観光局（JNTO）の海外事務所は、航空会社パートナーと協力して、日本への観光旅行を成功裏に推進させた。さらに、大都市圏以外の地域へアクセスしやすくするためにインフラを改善する日本国内での取り組みもなされた。EBC はこうした展開や、その結果としての欧州からの観光需要増大を歓迎するとともに、2020 年までに海外からのインバウンド旅行者 4,000 万人を達成するという政府の表明した目標を支持する。

さらに、2017 年には日本から欧州へのアウトバウンド旅行の需要が、とりわけ観光面で増大した。これは、「通常」の観光旅行パターンへの復帰、特に 2015 年と 2016 年のテロ攻撃に伴う劇的な減少以降の、フランスへの旅行の需要回復を反映している。全体的需要の低下のため、2016 年から 2017 年にかけて日欧間で減少した航空会社座席キャパシティは、2017 年の夏以降、回復し始めた。日欧双方の航空会社の 2017/2018 年冬季および 2018 年春季スケジュールにおける増発およびより大型の機種を導入に照らすと、座席キャパシティのさらなる回復は明らかである。とはいえ、日本が目標を達成するためには、座席総数がさらに増え続ける必要がある。日本からのアウトバウンド旅行が増加し続けるにつれ、座席数の増加はなお一層重要になる。オリンピックに向けても、座席キャパシティを増加させる必要がある。ビジネス旅行も引き続き増加し、今後数年間にわたって着実な伸びが予想される。これは、2020 年の東京オリンピックと日本-EU間の EPA締結に備えた全体的旅行活動の増加を反映している。

EBCは政府に対し、欧州へのアウトバウンド旅行の推進を引き続きサポートすることを要望するとともに、若者の旅行を奨励するための、若者のパスポート取得費用を助成する取り組みを高く評価する。日本から欧州へのアウトバウンド旅行の需要が高まれば、販売手数料を得る日本の旅行代理店や旅行業者も含め、国内企業に利するだろう。欧州の旅行先に関する手数料は、ほかの旅行先の場合より高い傾向があるからである。

欧州と日本の航空会社は、旅客需要の増大に対処するため、このところ座席を追加してきたが、その一方で、各航空会社は、便と路線の商業価値を評価しなければならない。空港料金の引き上げは、運航を収益性の低いものにするおそれがあり、余分の座席キャパシティを追加する航空会社の意欲に水を差しかねない。先ごろ、羽田空港の料金引き上げが導入された。成田空港の料金については、目下、IATA（国際航空運送協会）を通じて交渉が行われている。成田空港のさらなる料金引き上げは同空港の今後の採算性を損なうことになり、同じことは羽田空港でも起こりうる。EBCは懸念している。EBCは、現行の高い着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、停留料の見直しと引き下げを提案する。これは、航空会社座席キャパシティのさらなる拡大を確保する助けとなりうるものであり、ひいては、インバウンド観光に関する野心的な目標達成に貢献するだろう。ほかの域内ハブ空港は、航空会社が短期的に便を減らしたりなくしたり決してしないよう、そうした料金を引き下げた。

EBCは、航空会社が新たな便を追加できるようにする追加発着枠の公平な割り振りに基づく限り、羽田空港のさらなる開放を引き続き支持する。EBCは、羽田でのケータリングと貨物の施設拡張も政府に促す。適切なインフラの目下の不足は、物流面の障害を生み、結果的に航空会社の運航コストを上昇させる。さらに、いわゆる「成田縛り」ルール（羽田の便数拡大にもかかわらず、航空会社が成田にとどまることを求める非公式の要求（行政指導））の適用のさらなる明確化を政府に要望する。これは、欧州の航空会社が東京との往復便を効率的に運航する能力を損なわせる。座席キャパシティと便数全体の拡大さえ妨げかねない。

最後として、欧州の航空会社は、環境への航空会社の影響を低減するため、新しい低燃費・低騒音の航空機の購入や、より効率的な航行技術、バイオ燃料試験を含む、多数の対策を講じてきた。したがってEBCは、燃料消費削減とコスト効率向上のため羽田での新しい進入および発進パターンの開始を全面的に支持する。さらにEBCは、燃料消費だけでなく、地元住民にとっての騒音も不必要に増大させる成田での早めの「着陸時ギアダウン」方針の廃止を提案する。

主要な問題および提案

■ 海外観光旅行の再活性化

年次現状報告：大いに進展。政府は依然、外国航空旅客の観光旅行先として日本を推進することに相当の資金を割り当てている。しかし、併せて海外観光旅行を奨励しない限り、2020年の東京五輪観光客を含むインバウンド旅行の予想需要を持続可能な形で満たすことはできないとEBCは確信する。

提案：

- 政府は、海外観光を呼び掛ける取り組みをPRキャンペーンによって促進し続けるべきであり、より高い手数料を生み出す欧州に的を絞って旅行業者や旅行代理店と協力すべきである。
- 政府は、若者の海外旅行を奨励するため、若者のパスポート取得費用の助成を継続すべきである。

■ 日本の空港の高いコストと出国税導入案

年次現状報告：進展なし。日本の空港での運航コストは依然として高く、コスト軽減の目処は立っていない。欧州へのアウトバウンド旅行の需要は回復してきているとはいえ、座席キャパシティ追加の決め手は便の採算性である。円高ユーロ安になり、日本旅行の費用（ホテル宿泊費を含む）が上昇して、インバウンド旅客数に悪影響が出れば、状況はさらに悪化するだろう。航空会社が、2020年の東京オリンピックへ向けての準備期間という肝心要の時期に座席キャパシティの増加を手控えることになるおそれがある。そうしたコスト問題に加え、政府は依然、航空会社に対し、販売前に公示運賃と追加料金を提出して承認を受けることを義務付けている。これは、ほかの主要市場では義務付けられていない、時間と費用のかかる慣行である。

提案：

- EBCは、すべての空港料金の引き下げを提案する。これは、座席キャパシティと便数の維持・増大を航空会社に促し、日欧間の旅客数の増加を可能にするだろう。現行の空港料金は、とりわけアジア地域の他の空港と比較してあまりにも高い。アジア地域の他の空港は、場合によっては、不確実な市場環境でさえ航空会社がキャパシティを必ず維持するよう、料金を引き下げてきた。
- 旅行をさらに奨励するため、日本の国内空港での特定料金を引き下げるといふ政府の決定は、国際空港での料金引き下げのひな形として用いるべきである。
- EBCは、販売前に公示運賃と追加料金を提出して承認を受けることを航空会社に要求することの、消費者にとっての価値を再考するよう、政府に要望する。
- EBCは、航空会社にとっては回収の負担、利用者にとってはコスト上昇をもたらす、新たな出国税の導入案に反対する。

■ 空港インフラ

年次現状報告：限られた進展。EBCは、羽田空港発着枠の開放継続を促す。ケータリングや貨物等のための「空港内または空港付近」施設の改善が必要である。羽田空港の新しい空中回廊は、よりダイレクトな進入（アプローチ）を通じて燃料消費削減を可能にし、環境に好影響をもたらすだろう。

提案：

- 羽田空港を日欧間を含む国際便に差別無く完全に開放すべきである。
- 業者にとっての効率向上とコスト削減のため、羽田のケータリングおよび貨物運送業者向けにより多くのスペースを割り当てるべきである。
- 駐車場の待ち時間を軽減するため、羽田に追加の駐車施設を増設すべきである。これは空港への素早いアクセスを向上させるだろう。
- 待ち時間が依然として過度に長い間、すべての国際空港の入管スタッフを増員すべきである。
- 成田空港での「早めの着陸時ギアダウン」方針は、燃料消費増加と騒音増大につながるため、環境ならびにコストを考慮して、地元自治体と協議の上、見直すべきである。
- 政府は、羽田空港での新しい空中回廊の開設を発表通り実現すべきである。

鉄道

はじめに

日本はかねてから、南の九州と北の北海道をつなぐ広大な鉄道網の恩恵をこうむってきた。本島の本州によって隔てられたこれら 2 つの島の間接続は、北海道新幹線につなげる東北新幹線の延長によってさらに強化された。日本の鉄道業界は、過去から現在に至るまで、国内サプライヤーに支配されてきた。外国サプライヤーが数えるほどしかないという状況は鉄道車両市場で最も顕著であり、大規模に活動している主要外国サプライヤーは 1 社もない。とはいえ、日本は、欧州のメーカーやサービス・プロバイダーが備える技術専門知識や国際競争力から莫大な恩恵をこうむるであろう大規模市場をなしている。

EBCは、EU-日本EPAへ向けた交渉への、欧州委員会と日本の各省双方の取り組みを高く評価する。見込まれる協定については限られた量の情報しか公開されておらず、条文はまだ何も入手できないとはいえ、EBCは慎重さを保ちつつも楽観している。とはいえ、協定の成否はその実際の実施結果に左右されると述べておくことが重要である。業務安全条項（OSC）の撤廃と、鉄道関連の調達に際して公開入札を用いることを義務付けられる自治体数の増加は、歓迎すべき前進のステップとなるだろう。しかしながら、こうしたステップは、欧州企業にとっての現実のビジネスチャンスへと姿を変えなければならない。同様に、整合化と欧州の安全性試験結果の認定に関するあらゆる取り組みは、日本の鉄道事業者によって受け入れられる必要がある。単に政府が協定を結んだだけであって、結果が業界から認められないのなら、効果はないに等しい。

大震災から 5 年以上が経過したものの、再建されないままとなっている鉄道路線はまだ存在し、当面BRTシステムによる仮代替や今後の進め方を未だ検討中のところもあり、完全復旧の見込みは来年、再来年になっている。都市計画と鉄道技術面の際立った専門知識を有するEBC鉄道委員会としては、バス・ラピッド・トランジット（BRT）（バス高速輸送）ではなくライト・レール・トランジット（LRT）を導入すべきだと確信する。LRTシステムの普及は、高齢化・過疎化社会において人々の福利に間違いなく貢献するだろう。地域の商業活性化にもつながるだろう。

国際規格に従ってすでに試験・認証されている製品でも、更なる広範囲の、とはいえ不必要な、試験なしには、鉄道事業者の検討対象にすらならない。（これの唯一の例外は、鉄道事業者が特定のメーカーから自ら調達する製品である。）EBCは、政府が、よりスムーズな輸出入を促進する規制改革を導入することによって、この時間と資源の無駄をなくすよう強く要望する。日本とEUの当局が鉄道分野における整合化を検討する際には、検討対象の日本の規格と仕様が日本の鉄道事業者によって実際に使用されているものであることを確認することが最重要である。さらに、規格と仕様を公表し、欧州のメーカーがそうした要件を満たし上回る真の機会を持つようにすることが重要である。EU-日本EPA交渉の枠組み内で設置された技術作業部会は、この目標達成に向けての良いスタートであるとEBCは確信しているが、作業部会からもたらされる、より多くの情報を業界と共有する必要がある、業界はこの作業に一層緊密に関与すべきである。

EBCは、EU-日本EPAの大枠合意と、鉄道に関してこれまでに達成された前進を歓迎する一方で、合意によって取り組みがストップしてはならないと確信する。規制と基準をさらに整合化し、試験の重複をなくして、欧州企業が一層日本でビジネスを行いやすく、かつ、一層日本へ投資しやすくすることが肝要だろう。そうやってこそ初めて、両経済圏は、欧州と日本の企業が提供しうる技術と知識から互いに恩恵をこうむることになる。

主要な問題および提案

■ オープンな統合鉄道システムの導入

年次現状報告：限られた進展。 日本における製品開発は、最も適切なソリューションを見つける自由をメーカーに与えるのではなく、閉鎖された垂直統合型システム内であらかじめ定められた仕様に従って新製品を開発するメーカーを指定する鉄道事業者によって牛耳られている。「既製品を買う」ほうがはるかに一般的な諸外国の市場に比べ、これは日本市場でしか見られないことである。

提案：

- 政府は、国内市場での競争と共に、日本のメーカーにとっての輸出可能性を高める方法として、オープンな統合鉄道システムを促進・奨励すべきである。
- 政府、研究機関、鉄道業界は、このテーマについての対話を継続すべきである。

■ 適合性評価および試験・認証の相互承認

年次現状報告：わずかな進展。 日本は様々の国際標準化団体に参加しているが、国内鉄道市場全体に共通の標準規格の適用へ向けての動きはほとんどない。さらに日本は、この業界向けの共通の適合性評価制度を欠いている。EBCは、JR各社がEBC鉄道委員会と協力して、共通の要求事項を定義することは相互に有益であろうと確信する。この問題は、EPAへ向けての交渉で話し合われており、EBCは、この分野の改善を心待ちにしている。

提案：

- 日本は、すべての鉄道事業者にとって受け入れ可能な最低限の共通要求事項を特定するため、JR各社やその他の日本の主要鉄道事業者が参加する作業部会を設置すべきである。
- 日本の当局は、適合性評価制度を設ける面でより積極的な役割を担うべきである。

■ 業務安全条項（OSC）と公共調達

年次現状報告：進展。 日本とEUは共に、WTOの多国間政府調達協定（GPA）の締約国である。にもかかわらず日本は、鉄道調達に関して、GPAの規定の適用を免除している。EBCは、EU-日本EPAが、発効後1年以内に、鉄道関連の調達をEUのメーカーに開放することになると理解している。EBCはこれを歓迎するとともに、より多くの自治体が調達市場をEUのサプライヤーに開放することになることも喜ばしく思う。

提案：

- 日本は、EU-日本EPAでの合意通りにOSCを速やかに撤廃すべきである。
- 政府は、新しい鉄道プロジェクト（LRTシステム等）を計画するときには、適切な公共調達制度を設けるためのガイダンスとして地方自治体がGPAに従い、または用い、OSCを適用しないことを保証すべきである。

■ 入札

年次現状報告：わずかな進展。 日本には、鉄道関連プロジェクトの入札制度はこれまで一度もなかった。しかしながらEBCは、車両について、JR東日本が先頃、入札要請を出したことを称賛したい。EBCは、入札には明白なビジネス的根拠があると確信しており、したがって、日本の鉄道事業者が、鉄道関連の製品とサービスの調達のための主な方法として、入札手続を利用し始めるよう要望する。EBCは、JR主要3社によって発表された、調達計画発表に関する自主的行動規範が一層の透明性と技術仕様書へのアクセス向上、ならびに定められた要求事項を満たし上回る方法に関する情報につながることも願っている。JR3社による自主的行動規範の厳密な順守は、EUのサプライヤーにとって依然重要な問題であり、政府はこうした規範の完全な順守を保証する必要がある。

提案：

- 入札は、日本市場における競争を改善して、鉄道事業者と乗客の両方に益することになるため、政府は、JR東日本の手本に倣うことをほかの鉄道事業者に奨励して、入札の使用を推進すべきである。

Ms. Haruno Yoshida

Chair, Telecommunications Carriers Committee

(President, BT Japan Corp.)

c/o BT Japan Corp.

ARK Mori Bldg. 24F., 1-12-32 Akasaka

Minato-Ku, Tokyo 107-6024

Phone 03-5562-6000

Fax 03-3586-8023

電気通信サービス

はじめに

世界経済は近年、ますます機能性の高いネットワークを必要とするようになってきている。日本のネットワーク・インフラは世界的にみても、最も洗練された情報インフラのひとつであるといえるが、EBCはいくつかの分野で改善の余地があると考えている。

独立した監督機関の設置—この課題は、電気通信の分野では、政治家も含めてこれまで何回か議論の対象になっている。EBCは、独立した監督機関が行政を推進することで、目的に適合した透明性のある、しかも責任の所在が明確な政策決定が可能になるとみている。その結果、経済的、社会的、政治的分野にも関連する種々の意見や利害関係について、話し合いが行われるようになり、その過程で電気通信サービス産業の内部で信頼感や安心感が醸成される。EBCは、日本の監督官庁のプロセスや規制と調節を行うシステムにそうした独立性が反映されるべきだと確信する。設置されることになる監督機関は、さらにまた、国会に直属すべきである。世界のベストプラクティスは、独立した監督機関が望ましいモデルであることを明らかにしている。

EBCは、総務省の多くの政策が情報通信技術産業（ICT）の発展のために多大の貢献をしてきたと評価している。しかしEBCは、外部から任命されたマネジメントが半数以上を構成し、その決定までの手続きが透明性を持つ独立した監督部門を総務省内に設ける必要があると確信する。このことは同等性や非差別性、機能分離のモデルの観点からとりわけ重要であり、それにより顧客、既存事業者、競合相手の公正な扱いについてより明確な保証を提供できるとEBCは確信している。

サーバー間での個人データの大量転送が一般化し、ユーザーとプロバイダーの双方はもちろん、ますます多くの企業が参画するなか、政府等は大量のデータをどうやって規制すべきかを検討している。決して新たな問題ではないとはいえ、ここ二、三年、データ量の莫大な増加が見られている。EBCは、この分野を規制する必要性を十分理解しているが、企業を過剰な順守面の負担にさらすことを避けつつセキュリティ要件を満たすよう、規制をデザインすべきであると考えている。柔軟性と実用性を確保し、新しい権利と定義を明確にするためには、それが最も重要である。もちろん規制内容を決定するプロセスには透明性が必要であり、関係者以外からの意見を聞き、反映する必要がある。

企業がクラウドテクノロジーの利点を十分に活用できるためには、情報の国際転送の問題に特に注意を払うべきである。そのためには消費者保護および消費者への情報提供と、企業がビジネスを行うための適切な環境の確立を図り、その間の適切なバランスをとるべきである。したがって、政府が単独で事を進めるのではなく、ベストプラクティスをえるために、世界各国の政府と常時、相互連絡を取り合うことが肝要である。

EBC電気通信サービス委員会は、日本とEUの間で検討されているEPAが大きな貢献をすると期待している。企業や消費者に向けた、電気通信およびICTサービス分野に関する競争促進的な条件にも大きな影響を与えると考える。この分野では、1998年のWTOの「通信に関する基本合意」（Basic Telecoms Agreement）とその関連事項のドキュメント（its annexed Reference Paper）が、存在しており参考にすべきである。交渉は、現在のEUと米国、米国と日本のICTの方向性の合意に基づいて、日本とEU間のICT政策と規制の方向性について合意に正式に記すべきであるかどうかとも探るべきである。この方向性が確認されれば、クラウド・コンピューティング、世界的なデータ伝送、データ・プライバシー、サイバー・セキュリティなど、重要なテクノロジーが必要な分野での合意の情勢に貢献するだろう。

主要な問題および提案

■ 機構改革（独立規制機関）

年次現状報告：進展なし。 EBC は、政府が日本の電気通信分野の規制と産業推進の両方の役割を担うことは不適切であると考えます。しかしながら現在、総務省は依然、広い範囲で法的に介入したり管理をする権限を享受している。独立した監督機関の問題は前政権によって提起されたが、これまでのところ、現政権下では検討がなされていない。EBC は、消費者の立場に立って通信業界に関する規制や実際のビジネスのやり方について強い権限を有する独立した監督機関を政府のなかに創設することを提案する。世界のベストプラクティスが、独立した監督機関を望ましいモデルとしてきたことを、EBC は改めて強調したい。

提案：

- 人的なリソースなども十分に用意され、権限を持つ独立した監督機関を設立する。この部門は競争促進に関する命令権を持つ必要がある。その成果の評価は、新しいイノベーションに富んだ、多様なサービスを市場にどれだけ導入できたか、またそのサービスが信頼に足り、コストも考慮されているかで判断される。独立性を持つために、メンバーは政府外から選任されるべきであり、その機関は総務省ではなく国会に直属すべきである。

■ ビッグデータのデータ保護

年次現状報告：新たな問題。 日々、サーバー間で膨大な量の個人データが送信されるなか、当局は、この分野を規制する必要があることを認識している。EBC は、改革はわかりやすい内容を持ち、かつ実用的であるべきだと考えており、この点から政策協議に貢献したい。規制は、個人のプライバシー保護と、日本における経済成長と雇用を推進する新たな商品やサービスのイノベーションをサポートする環境の創出といった分野のバランスを注意深く配慮するべきと考える。

提案：

- データ処理を行う企業に課せられる新たな義務は明確であるべきであり、いかなる定義も明快でなければならない。
- 政府は、意図的でないコスト増大につながり、データ処理を提供する利点を相殺する可能性のある過度に複雑な規制を避けるべきである。
- 新しい規制は、個人のプライバシーと、企業が情報を使用する必要性との間の本質的な対立を最小限に抑えるバランスのとれたアプローチも備えるべきである。
- データのセキュリティを確保するベストプラクティスを導入する一方で、データの流れが国境で「止められる」ことが決してないよう、データの国際転送に特に注力する必要がある。

■ 公正競争

年次現状報告：若干の進展。 EBC は、グローバルな慣行に基づく公正競争原則に従うことが最重要と考える。こうした原則は、公正競争ルールに関する今後の議論が成功を収めることを保証するだろう。

提案：

- 政府は、十分な協議時間を提供することを含め、規制プロセスの透明性と効率を確保すべきである。
- 政府は、事務と規制上の義務を最小限に抑えたオープンでシンプルな許認可手続を導入すべきである。
- 既存事業者は、自社事業と競合他社の事業の間で料金等の条件に差別を設けないことと、適切に分離された公開会計記録を提供することを義務付けられるべきである。
- 規制当局によって、周波数割当、敷設権、ナンバリング・プランについては、透明性ある管理がなされるべきである。
- 市場への新規参入者をサポートするため、「平等なアクセス」と番号ポータビリティに関する制度の実施状況を規制当局が積極的に監視すべきである。
- 不公正な内部補助を回避する助けとして、市場において顕著な支配力を有する事業者は、公表される透明性ある独立した会計記録を保持するべきである。

電気通信機器

はじめに

日本政府のICT（情報通信技術）戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信コストの低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。2020年東京五輪が近づくなか、日本は、自国の最新技術を世界に明示することを目指している。政府は、五輪に間に合うよう5Gを導入・運用する意向をすでに表明しており、携帯電話用途向けの帯域幅拡大のニーズ増大に応える最善の方法を検討している。これは、ビッグデータやモノのインターネットといった、より明白な電気通信分野に限らず、ヘルスケアや、地上ベース車両とドローンの両方に関する輸送等の分野も含んでいる。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを称賛する。製品承認手続を促進するためにすでにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU日本相互承認協定（MRA）の締結、第2は、欧州で導入された供給者適合宣言（SDoC）に類似した、2004年の技術基準適合自己確認（SVC）の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。MRAのもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、SVCの適用対象はまだ主として有線通信端末であり、無線機器への適用は限定されている。いくつかの付加的な製品がSVCの適用範囲に追加されてきたとはいえ、多くの製品はまだSVCの適用対象となっていない。

全世界の携帯電話加入件数は約76億件であり、このうち46億件はモバイルブロードバンドに接続しており、全体的なモバイルデータトラフィックは毎年倍増しつつある。高度データサービスやロング・ターム・エボリューション（LTE）の導入を特色とする成熟した市場と見なされる日本では、スマートフォンの普及率は約70%となっており、モバイルブロードバンドの成長を牽引している。トラフィック利用は2020年までにユーザー当たり毎月10GBに伸びると予想されている。日本は、モノのインターネット（IoT）や、高度道路交通システム（ITS）、5G向けの新しいワイヤレス技術を推進している。先進のワイヤレス技術は、ICTの革新的な利用を促進し、新興産業や経済成長に貢献しうる。

ビデオやソーシャルネットワークなど、スマートフォンで利用されるアプリおよびM2M通信は、ネットワークに異なる要求条件を課すことになる。日本は、IMTシステム用の周波数割当をグローバル・レベルで整合化する取り組みにおいて活発な役割を果たしてきた。総務省がとりわけ、24GHz帯以上のIMT用の整合のとれた新しい周波数特定（世界無線通信会議議題1.13）に関して、2019年世界無線通信会議（WR-19）においてこの目標を引き続き支持することが重要である。これは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、IMT業界とその顧客に莫大な利益をもたらす。EBCはこの取り組みを強く支持するとともに、日本が引き続き、他の市場と整合のとれた新しい周波数割当の実現に取り組むことを期待する。

電気通信業界は、公正（Fair）、合理的（Reasonable）、かつ非差別的（Non-Discriminatory）な（FRAND）条件でライセンスする旨の意思表示を特許権者に課す、いわゆる標準必須特許（SEP）の対象となる技術標準に基づいている。特許庁は、ライセンス料率を決定する権限を有する行政裁定制度の確立を含む、SEP紛争を処理するための政策の導入を計画している。欧州の業界の経験では、FRANDライセンスはうまく機能し、標準開発への投資を企業が継続するために必要なインセンティブを提供しており、さらにFRANDが本質的に、国別および特許別の評価よりむしろ、グローバル・ポートフォリオ評価に基づくべきであることを理解することが重要である。個々の政府が、自国でのみ適用されるライセンス料を決定する政策を策定することはまったく実現可能でもなければ、実際賢明でもない。グローバルなビジネス環境では、グローバルなFRANDライセンス率を設けることが肝要である。

主要な問題および提案

■ 共通の技術基準および認証手続の確立

年次現状報告：若干の進展。EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、相違はそれほど大きくないとはいえ、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU日本相互承認協定（MRA）は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。EBCは、日本のSVC制度が、一般に有線通信端末に限られること、および、モバイル端末における3G/LTEおよびWiFi機能を別としてその他の電気通信機器にまで拡大されていないこと、したがって、モバイルネットワークのための無線基地局は対象外であることに失望している。

提案：

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末に関してだけでなく、特定無線設備に関しても、さらなる試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」カテゴリ内のすべての機器に拡大すべきである。

■ IMT（IMT-2000、IMT-Advanced、IMT-2020/5G）の周波数割当の整合

年次現状報告：若干の進展。EBCは、総務省がモバイルブロードバンドの需要増大に対処するため、1,700MHz、2,300MHz、2,600MHz、3,400MHzの周波数帯の追加割当確保に取り組んでいることを喜ばしく思う。EBCは、2019年3月までにIMT-2020用の周波数を割り当てる総務省の計画を認識している。

提案：

- 日本は、モバイル用の国際的または地域的に整合のとれた周波数割当に引き続き努めるべきである。
- 日本は、WRC-19の議題1.13に主導的に関与すべきである。
- 日本は、2020年に予定された商業サービスに向けた5G設備の開発を促進するため、5G周波数割当のプロセスを加速化すべきである。

■ モバイル機器に関する将来を見据えた電波規制

年次現状報告：若干の進展。EBCの見るところ、日本の電波規制は柔軟性に欠けおり、各周波数帯に関して特定の技術に基づいた技術要件を定めることで、新しいワイヤレス技術の導入を遅らせるおそれがある。

提案：

- 日本は、新技術を速やかに導入できるよう、モバイル機器に関する、将来を見据えた電波規制を採用すべきである。とりわけ5GHz等の免許不要の周波数帯について、技術中立的なアプローチを検討する価値がある。
- 日本は、電波規制を見直して、無線基地局、特にAAS（アクティブ・アンテナ・システム）に関して、必要以上の要件を課すのを避けるようにすべきである。とりわけ、アンテナまたは同等のモニターポートでの定期的な無線性能検査や、TRP（全放射電力）の考え方に従って不要放射の定義を入念に見直すべきである。

■ SEP（標準必須特許）に関するIP（知的財産）政策

年次現状報告：新たな問題。日本のSEP政策は、対象となるSEPの主要特許権者である欧州の電気通信業界にとって不利な形で利用されるおそれがあるため、EBCにとって大きな関心・懸念事項である。さらに、日本におけるSEPとライセンス料水準に関する特許庁による恣意的決定は、グローバルなFRANDライセンス慣行を乱しかねない。欧州議会が2017年7月4日に、透明性ある効率的なライセンス慣行を伴うバランスのとれたアプローチに重きを置く、欧州標準化に関する重要な決定に達したのは注目に値する。

提案：

- 政府は、欧州がとっているアプローチを考慮し、可能な場合には、今後の活動を調整すべきである。日本の業界は、日本限定の解決策を策定するよりむしろ、グローバルに導入されているものと同様の慣行に従うべきである。

Mr. Gavin Murdoch

Chair, Logistics & Freight Committee

(President & Representative Director, DHL Supply Chain Ltd.)

c/o DHL Supply Chain Ltd.

Gotenyama Trust Tower 8F., 4-7-35 Kita-Shinagawa

Shinagawa-ku, Tokyo 140-0001

Phone 03-5792-9518

Fax 03-5792-9653

物流・貨物輸送

はじめに

欧州のフォワーダー、国際エクスプレス事業者は、世界規模の物流事業へのアクセスの恩恵を消費者にもたらすが、それでもまだ、深刻かつ重大な規制面の難題に直面している。さらに、日本の高いコストや不十分なインフラ、航空機の運航時間への制限、非常に混雑した港湾、柔軟性に欠ける通関手続きに苦闘している。また、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限や、同じサービスを提供している業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる不当競争にも対処しなければならず、これらは結局、非効率さやユーザーへの料金上昇につながる。日本が地域貿易にとっての有望な物流ハブとなることを政府が真に望むのなら、政府は今や、すべてのステークホルダーを考慮に入れて、適切な規制とインフラの整備を確保しなければならないとEBCは確信する。

少子高齢化と労働人口減少という日本の人口動態の現状は、電子商取引分野の拡大と相まって、物流・貨物輸送会社をますます圧迫している。その結果、一部の大手国内企業はすでに、事業活動の思い切った変革を発表している。EBCは政府に対し、各社が困難を乗り越えることを可能にする短期・長期両方の政策と規制を促進することを求める。好例は、消費者と企業の両方から好評を得ている、再配達件数を削減する、各社共通で利用可能な「オープン型」宅配ボックスの推進である。

物流・貨物輸送業界が近代化とさらなる効率向上を図る必要があるのは明らかであり、企業自身が解決の一翼を担わなければならないとはいえ、例えば「オープン型」宅配ボックス設置補助金申請手続きの迅速化・簡素化、自律運転の法的枠組みの変更、より大型の車両の認可等、政府の役割もきわめて重要である。EBCは、例えばラストワンマイルの配送の持続可能性と有効性を向上させるためには省庁の枠を超えた新しいアプローチが必要であると確信しており、関連の政策を遅滞なく策定・実施することが必要不可欠である。

さらなる懸念は、特恵的な規制面の処遇による恩恵を依然享受しつつ、国際eパケットライト・サービスなど、事業の積極的な拡大を目指す日本郵便の継続的計画である。EBCは、特定の社会経済的な目標を達成するユニバーサルサービス義務の必要性を認識している。しかし、日本郵便はエクスプレス市場での不公平な競争による恩恵を享受しており、特別な付加価値を持つ国際エクスプレスサービスである日本郵便の国際スピード郵便（EMS）は、すでに市場の18%を占めている。EMSは、民間エクスプレスサービスに適用される厳しい規制の適用を受けず（次ページで詳述）、それゆえ、EMSの拡大は競争をさらに歪めるおそれがあるとともに、外国の民間事業者だけでなく、日本の企業と個人にも悪影響を及ぼすことになる。EMSは欧州でも米国でもユニバーサルサービスの一部と見なされていない点を指摘しておくのは重要である。欧州では、EMSはユニバーサル郵便サービスとは明確に別物とされており、一方米国では、EMSは「競争的サービス」のカテゴリーに属している。EBCは、ゆうパックの場合同様、日本におけるユニバーサルサービスの範囲外にEMSを移すことに何の障害もないと確信している。

企業は、日本における認定通関業者（AEO）コンセプトの導入により、請け負うべき輸送および通関プロセスの多くが簡素化されることを期待していた。残念ながら、この新しい制度は当て外れとなっている。新しい制度は、プロセスを合理化するどころか、AEO認定のための管理業務増大やコンプライアンス要件によって企業に負担をかけてきた。EBCは、AEOコンセプトが最初に提示されたときに提案されたものに似た、一層の簡素化を導入すべきであると確信している。

最後に、日本のビジネス・インフラ全体の改善を目指した改革は、海運サービスにおける課題の解決にあまりつながっていない。2002年11月というはるか以前に国交省によって発表されたスーパー中核港湾政策は、日本の港湾の高コスト構造にまだまだ目に見える改善をもたらしていない。日本のコンテナ・ターミナル開発に取り組もうとしているのは中央政府よりむしろ地方自治体であるため、期待される規模の経済と効率の達成は困難なままだろう。データは日本の港湾活動の低下を示している。例えば神戸港は、1980年のアジア第4位から、2015年現在は59位へと転落している。コンテナ取扱量に基づく、東京港と横浜港は両方合わせても2015年現在世界20位に過ぎなかった。日本が活気ある海運国であり続けることを望むのなら、構造の改善が是が非でも必要である。

主要な問題および提案

■ 今後の輸配送近代化

年次現状報告：新たな問題。 日本における個人向けラストワンマイルの配送は、たとえ配達指定された時間帯内に行われても、受取人が留守中であったり、荷物の受け取りに出られなかったりする結果として、配達員の勤務時間が延びたり、再配達への対応に追われたりするため、きわめて負担の大きいものとなりうる。労働市場の全体的な縮小や、とりわけ、広く報道されているドライバー不足といった背景に照らし、EBCは、ラストワンマイルの配送の持続可能性と有効性を向上させるための新たなアプローチが必要であると確信する。

提案：

政府は以下のことに取り組むべきである。

- 所要車両台数および所要ドライバー数を削減するため、拠点間輸送向けに、より大型の車両の使用を可能にする。
- 配送業者による自動運転車の使用を許可・奨励する。
- 各社共通で利用できる「オープン型」宅配ボックスの設置補助金を増やすとともに、補助金申請手続きを簡素化する。とりわけ、設置前申請手続きから、設置後申請手続きへの切り替えは、宅配ボックスの配備を促進するはずである。
- 再配達に社会・環境コストを強調し、在宅して指定時間帯内に荷物を受け取れるようにするか、代替的な「配達オプション」を選択することを受取人に促すことによって、社会的責任ある配達手配について国民を教育する。

■ 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

年次現状報告：進展なし。 現在、日本郵便は、EMS小包の中身の物品の価額が20万1千円を超える場合にのみ NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) システムを通じて荷主から税関に申告することを義務付けられているが、民間業者は NACCSを通じてすべての小包を（1万円以下の免税対象品および20万1,999円以下の少額課税対象品として）申告することを義務付けられている。さらに、警察庁はEMSも駐車規制対象になることを明言したが、事実上駐車規制はEMS集配車には適用されていない。関税法以外の様々の規制（他法令）による管理が適用される検疫関連の物品等の中身が入ったEMS貨物は郵便施設でチェックを受けられるのに対し、民間業者によって輸送されるそうした貨物は、最初の通関手続地（通常は空港）の検疫所で検査を受けなければならない。

提案：

- 政府は、(1) EMSと民間エクスプレスの両方への同じNACCS申告方法の適用、(2) すべての事業者への平等な駐車規制適用、(3) 車前貨物情報の提出に関する平等な規則の確保によって、公平な競争条件を確保すべきである。
- 政府は、まず第一に、すべての貨物を空港外の保税倉庫へ輸送することを民間エクスプレスサービス業者に認めるべきであり、理想的には、そうした施設での検疫関連の物品の検査を認めるべきである。

■ 労働力の不足

年次現状報告：新たな問題。 日本の予測された人口減少と少子高齢化からすると、現在の利用可能な労働力の不足は今後も続き、電子商取引の拡大が労働力の需要を押し上げるなか、流通業界に重大な影響を及ぼすと予想される。流通サービスの需要に応え続けるには、政府が短期および中期における労働力の利用可能性を向上させる実際的な戦略を設けることが重要である。自動運転等の新しい技術の利用や、貨物取り扱いの自動化の利用拡大といった潜在的な解決法は、長期的にしか利用可能とならないため、短期的な課題が特に懸念される。

提案：

- 日本はビザ要件を緩和して、とりわけ、ゴールデンウィークや年末年始といった需要ピーク期間中、外国人臨時労働者を認めるべきである。
- この業界での女性の雇用を促進するため、当局は、保育士の養成・認定を利用可能にする等の措置を通じ、企業の保育サービス提供体制の整備を支援すべきである。
- 日本は、女性の労働参加拡大を推進する上での流通分野の重要性を広く訴えるべきである。

■ 認定通関業者（AEO）

年次現状報告：若干の進展。 現行の認定通関業者（AEO）制度は予想されていた事務上の負担軽減にはつながっていない。多くの場合、負担が増加している。EBCは、関連する手続きの流れを十分に管理できると実証し、かつ、追跡可能性が確保される場合には、あらゆる個別のケースに当局が関与することなく事案を処理できるような、手続の簡素化と権限の拡大を業者に与える制度を求める。

提案：

- 各製品の追跡と、取り決めに沿った処理の流れの順守について、業者が合意された基準を満たしているならば、AEOのコンセプトとして、簡素化を提供することに焦点を絞るべきである。
- 政府は、AEOによって取り扱われる輸入に対し、以下をはじめとする一層の便益を提供すべきである。
 - ◇ 日本国外のサーバーからのNACCSへのアクセスを可能にする
 - ◇ 輸送業者自身の保税倉庫での検疫検査を可能にする
 - ◇ 物理的な貨物検査の軽減
 - ◇ デジタル・アーカイブ使用の許可

■ 港湾コストおよび開発

年次現状報告：限られた進展。 日本の港湾コストは、ほかの先進諸国に比べ並外れて高い。高コストは、欧州企業が日本で最大限のポテンシャルを発揮して活動することを妨げるだけでなく、生産拠点を海外に切り替え、日本の港湾経由の輸送量を減らす方向へ多くの日本企業を追いやってきている。高い港湾コストは、例えば中継サービスの提供面などでは、韓国や中国がはるかに競争的なサービスを提供しているため、アジアにおける日本の港湾の競争上の地位もむしろ低下する。さらに、外国の海運会社は依然、日本において自社の海外向け貨物を自社船舶に積み替えることを認められていないため、他所でのそうした貨物の積み替えを助長することとなり、日本の港湾でのビジネスが減る結果を招いている。同様の制限は欧州でも適用されているとはいえ、それでも日本の海運会社は、例えばドイツからフランスまで等、EU内で国境を越えて貨物を輸送することが可能であり、それによってビジネス要求事項を満たすことができる。

提案：

- 日本は、アジア・ゲートウェイ戦略会議において港湾運営構造の高いコストを取り上げるべきである。
- コンテナ海運会社が日本で複合一貫輸送を提供することを妨げている規則・規制を見直して、国際基準に沿ったものにすべきである。同じことは、空コンテナの沿岸輸送にも当てはまる。当該船舶が登録されている国が日本と二国間協定を結んでいない限り、空コンテナの沿岸輸送には、目下、特別の許可が必要とされる。
- 港湾の効率を目下制限している現行の固定営業時間方式を廃止し、より効果的な方式に切り替えるべきである。
- 政府は、大井コンテナふ頭周辺の交通混雑を緩和する措置をとるべきである。早急に措置をとらなければ、おそらく2020年の東京オリンピックが状況をさらに悪化させるだろう。

■ 港湾業務と船内荷役請負サービスの競争促進

年次現状報告：限られた進展。 日本港運協会（JHTA）は依然、ウォーターフロントで絶大な裁量権を振るっており、業務の変更は、JHTAからの事前承認を必要とする。このプロセスは透明性を欠いており、代替的な競争的サービスを追求することを事実上阻んでいる。海運会社がターミナルを独自に運営することを望む場合には、免許を申請することができる。国交省は受理後2カ月以内に申請を処理することを約束してきたが、最低雇用水準等の要件は依然、各社が日本での港湾サービスをめぐって真の競争を展開することを妨げている。外国企業が日本での業務を取り扱う独自のターミナルを設けることはまだ不可能である。

提案：

- 日本は、とりわけ日常的業務に関して、JHTAからの事前承認を求めることなく業務の変更を行うことを海運会社に認める制度を設けることによって、競争を促進すべきである。
- 政府は、外国の海運会社が独自の取扱施設を所有すること、または最低限、港湾業務を競争的に運営することを認めるべきである。
- 一般入札による船内荷役請負サービスの競争入札を促進・規制すべきである。
- 海運会社がコンテナ・ターミナル・サービス・プロバイダーを変更することを事実上妨げている、広く行き渡った "Grandfather Principle"（JHTAの事前承認という「お上の許可」が必要な状況）を排除すべきである。

医療・衛生

臨床検査機器・試薬（体外診断）

医療機器

医薬品

ワクチン

化粧品・医薬部外品

Mr. Shuichi Hayashi

Vice-Chair, Medical Equipment & Diagnostics Committee

(Industry Affairs Advisor, Roche Diagnostics K.K.)

c/o Roche Diagnostics K.K.

Shinagawa Season Terrace, 1-2-70, Konan, Minato-ku,

Tokyo, 108-0075

Phone 03-6634-1111

Fax 03-5479-0532

臨床検査機器・試薬（体外診断）

はじめに

日本のヘルスケアを取り巻く環境は、加速する少子高齢化による人口問題や国民総医療費の増大による社会保障制度の制度疲弊に直面する事で、制度の運営方法にとどまらず制度自体の目的を考え合わせた制度改革を迫られている。「医療の質の向上」と「医療費の適正化」に向けたこの転換期に実際の医療行為の中で大きな役割を果たしている臨床検査(検体検査)の価値と役割についての深い論議は必須の要件と考える。そして、医療現場のみならず医療制度を運営する側においても臨床検査の価値と役割を再評価する事で、臨床検査の医療へのさらなる貢献を具現化していく事は急務であると考えます。

2007年以降、臨床検査の診療報酬制度について臨床検査振興協議会(JPCLT)や体外診断用医薬品業界団体と厚労省との「臨床検査に関する勉強会」や「診療報酬制度に関する定期会合」等を通して現状の問題点・課題、今後の方向等について検討結果の発表や意見交換を行い、提言や要望を出している。その結果として、2008年以降の診療報酬改定においては、臨床検査の「質の確保および迅速化」を考慮した検体検査実施料の改定が行われてきていることを評価している。特に2016年の診療報酬改定において「国際標準検査管理加算」が新たに設定されたが、この取得の施設基準に「国際規格に基づく技術能力の認定」と検査の質が明記された意義は大きいと考える。

また、既に臨床の場においてますますその重要度が増してきている個別化医療/コンパニオン診断薬については、その承認プロセスの構築と、医薬品と同期する保険償還制度の確立に関して、製薬業界団体とも協働し、行政との協議を進めている。さらには次世代シークエンサー等の先進技術を用いた検査の臨床運用も急速に進んでおり、これら先端技術検査の精度・品質を担保する制度設計は緊急の課題である。このような現実において、日本の医療現場で個別化医療をさらに普及させ、臨床検査・医療の質の維持向上のために臨床検査の価値を基にその役割を果たし続けるためには、現行制度の整備・改革が不可欠であると考えている。とりわけ「新規体外診断用医薬品へのアクセスの迅速化」、「最新臨床価値に基づいた検体検査実施料の設定」は、医療の質の向上のみならず、患者さんへの最新高度医療を迅速に提供する上で非常に重要な改善項目であると認識している。

EBC医療機器・IVD委員会・IVD部会は、今後も臨床検査振興協議会や他の体外診断用医薬品業界団体と連携して、臨床検査の価値の啓発に努める。

主要な問題および提案

■ 承認審査や安全対策等に関する厚生労働省との定期意見交換会

年次現状報告：進展。厚生労働省医薬・生活衛生局およびPMDAとの承認審査や安全対策等に関する定期意見交換会(8/09)において、EBC医療機器&IVD委員会・IVD部会は、日本臨床検査薬協会(JACRI) および米国医療機器・IVD工業会 (AMDD) IVD委員会と共同で、以下の提言及び意見交換を行った。

提案：

- 体外診断用医薬品審査迅速化のための協働計画実務者会議体制の再構築
PMDA審査員増員の達成、審査手数料・事前相談手数料の見直し実施により、協働計画達成に向け推進はしている。更なる加速のために新たな体制を構築し、取組と進捗を一括管理する
- 協働計画課題のうち、早期実現を特に希望する取組み5項（承認・認証基準への追加の考え方、承認審査要求事項の考え方の整理、承認前試験制度の見直し、臨床性能試験ガイドラインの早期発出、日本独自の承認要求事項の見直し）を確認
- 新たな課題と要望
製品切り替え時期設定一変の導入
ラベル・添付文書表示の簡素化
- 臨床検査・体外診断用医薬品を取り巻く環境の変化への対応
次世代シーケンサー、質量分析装置等の先進技術を用いた革新的検査への対応
ゲノム医療における遺伝子検査、AIを用いた診断等の臨床実装促進に向けて
- バイオバンクの利用について
基本的合意が得られ、実運用に向けての課題と対策を協議開始する

■ 体外診断用医薬品（IVD）診療報酬に関する課題と提案

年次現状報告：進展。2016年4月よりIVDの新規保険適用(E2,E3)について中医協で意見陳述ができるようになった。EBC医療機器&IVD委員会・IVD部会は、日本臨床検査薬協会(JACRI) および米国医療機器・IVD工業会(AMDD)のIVD委員会と共同で「中医協対応合同タスクフォース」を設置し、診療報酬のあり方について検討を重ねている。また、厚生労働省・医政局経済課および保険局医療課との定期会合（7/03）において、以下の診療報酬に関する提案と意見交換を行った。

提案：

- 体外診断用医薬品の保険上の評価について
革新的な新製品に対して、そのイノベーションがどのように評価されたかが明確でない。「医療上の有用性・革新性」を考慮した保険点数設定を要望
- 在宅医療における検査の適正運用に対する評価
地域包括ケア構築のため在宅医療の推進は必須であるが、その検査実施における経済的負担が大きい。「在宅検査加算」「在宅検体検査管理加算」の新設を提案
- プライマリーケアでの適正な検査実施に対する評価
かかりつけ医、クリニックにおいて迅速な判断が必要な心疾患、感染症等で迅速検査を実施した場合、新たな加点の新設を要望
- 微生物検査の価値を最大限発揮できるように、感染防止対策加算への要件追加
微生物検査の運用基準を、「感染防止対策加算」の実施要件として追加することを提案
- 今後も継続検討し提案したい事項
発症前介入を行う「先制医療」において、検査をどの様に扱うかを検討していきたい

Mr. Danny Risberg

Chair, Medical Equipment & Diagnostics Committee

(Chairman, Philips Japan, Ltd.)

c/o Philips Japan, Ltd.

Philips Bldg., 2-13-37 Konan

Minato-ku, Tokyo 108-8507

Phone 03-3740-5001

Fax 03-3740-5012

医療機器

はじめに

日本の2016年度国民医療費は41.3兆円で、前年から0.4%の減少となった。ただ、これはC型肝炎治療薬をはじめとする抗ウイルス剤薬剤料の大幅な減少による一時的なものとされており、高齢化や慢性疾患の増加による疾病構造の変化、医療ノベーションの推進と医療費抑制の並行実現といった課題に変わりはない。一方、医療を取り巻く状況は、少子高齢化による労働力不足、ICU・病理をはじめとする専門医不足、病医院の経営不振や破綻といった問題もあり、複雑化の様相を極めている。

これらの改善のためには、医療制度改革や技術イノベーションの推進に加えて、「病気を治療する医療」から健康を維持し病気を「予防するヘルスケア」への拡張や、医療情報の利活用とそれによる医療サービスの効率化を並行して進めることが重要であると考え。健康状態のモニタリングによる早期異常検知や、正確で確定的な診断、診断結果のセキュアな共有とそれによるタイムリーで効率的な医療サービスの実現、そしてそれらをシステムとして社会に導入し、浸透させることが医療費や患者の負担を軽減し、健康人口や労働力の増加、ひいては社会・経済の成長につながっていくものと考え。

現在のような環境下で今後も高い質の医療サービスを提供し続けるためには、欧州の優れたイノベーティブな医療機器・医療材料・サービスの日本への適切な導入が必須である。そのためには、日本の規制やプロセスをできる限り国際基準に合わせることで、欧州との相互認証を進めることやデータの活用、保険償還制度の予見性を高めることが求められる。日本から規制に関する情報を多言語にて世界に発信することにより、日本の市場をより開かれたものとし、欧州からの市場参入を促す必要がある。医療IT技術を活用した救急救命・遠隔医療・介護見守り、医療データのデジタル化による効率的な医療サービスの提供、また、欧州企業が参画できるFDI(Foreign Direct Investment)のための施策の継続も望まれる。

EBC医療機器・IVD委員会は、欧州より優れた医療機器だけでなく、先進的なヘルスケアモデルや有効な医療システムを日本に導入すべく、行政や他関連業界団体と協力し、日本の医療システムや業界構造の変革の実現に貢献できるよう提言を行う。

| | | |
|-------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| Air Liquide | Japan MDC | Novocure |
| B. Braun Aesculap Japan | JIMRO | Otto Bock Japan |
| Biotronik Japan | Laerdal Medical Japan | PENTAS |
| Coloplast | Lima Japan | Philips Japan |
| Dornier MedTech Japan | LivaNova Japan | Radiometer |
| Draeger Medical Japan | Medical U&A | Roche Diagnostics |
| Edaptechnomed | Medis Medical Imaging Systems | Siemens Healthcare |
| Elekta | Medtronic Japan | Smith & Nephew |
| Hollister | Molnlycke Health Care | Sysmex bioMerieux |
| Integral | Nippon Becton Dickinson | Teijin Pharma |
| Intuitive Surgical | Nippon BXI | Thermo Fisher Diagnostics |
| Japan Lifeline | Nobel Biocare Japan | TKB |

主要な問題および提案

■ 保険医療材料の機能区分見直し

年次状況報告：若干の進展。2016年診療報酬改定において、保険医療材料の機能区分が見直された結果8区分が追加された。例外ルールの規定については依然課題。

提案：

- 機能区分の更なる細分化による革新技術への適切な償還
- 商品特性に基づいた保険償還価格システムへの改善

■ 医療機器向けHTAの導入について

年次現状報告：一定の進展。2016年4月より5つの機器を対象とした費用対効果評価をトライアルで開始。詳細な結果反映方法については中医協と協議中

提案：

- QALY（質調整生存年）適用の不適切さ、試験者のスキルやテクニックによる結果の不確実性、医療機器の改善サイクルの短さといった点を考慮した注意深いHTA導入が肝要

■ 臨床評価の相互認証と国際整合化

年次現状報告：一定の進展。日本政府は機器の申請時に海外における臨床評価結果の活用を促進すべくPMDAの事前相談サービスの活用を奨励

提案：

- EU-日本両国は海外臨床評価結果の活用事例を増やし、治験実施者へのガイドラインを示すことで海外治験結果の相互認証促進に努めるべきである
- 日本におけるGCPはISO14155と整合されているが、ISO14155に準拠したEU各国の治験結果を受け入れることで日本GCPの実運用を向上させるべきである。なお、EU各国の治験結果を受け入れないと判断する場合は科学的根拠を示すべきである
- 厚生労働省は「治験ガイダンスの早期開示」を発行すべきである

■ QMS相互認証と国際整合化

年次現状報告：一定の進展。国際標準との整合について進展が見られた。加えて、日本は正式にMDSAPへの参加を表明し、国際整合化に向けて前進した

提案：

- 申請フォーマットや標準といった面で残存する不整合を排除した完全なる整合化の推進
- 低リスクのクラス分類における医療機器の相互認証を早期に進めるべきである
- 新ISO標準の導入タイミングを他国と同期化し、国毎のばらつきを避けるべきである
- MDSAPを視野に入れた英文によるQMS省令の情報発信への取組み

■ 医療機器ライセンスの相互認証と国際整合化

年次現状報告：一定の改善。J-PMDA法の施行により、日本はISO13485に準拠した他国の審査結果を受け入れるとした。PMDAの承認審査期間は短縮され、パフォーマンスは向上した

提案：

- PMDAと厚労省は、低リスクのクラス2製品を優先したライセンス相互認証を導入すべきである

医薬品

はじめに

日本社会は高齢化の進展により国民医療費は増大する傾向にあるが、医薬品市場については一部の革新的医薬品で突出した成長を示すものの今後市場全体の成長が抑制されることが示されている。後発医薬品のさらなる使用拡大は、イノベーション促進のための制度を継続できる財政的な余地となっている。

製薬市場：2016年度の国民医療費（概算）は前年度比▲0.4%、0.2兆円減の41.3兆円になった。そのうち、調剤費用は▲4.8%であった。欧州製薬団体連合会（EFPIA）が実施した今後10年間の医療用医薬品市場の伸び予測では、2017年からの今後10年間の年平均成長率は、-1.5%で縮小すると予想された。高齢化および医療技術の進歩により医療費が高騰する環境下でありながら、現行の薬価制度と更なる後発医薬品の使用促進により、十分に薬剤費支出がコントロールされている。

新薬創出加算：日本におけるドラッグラグの解消と新薬開発を活性化する仕組みとして、「新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度」が2010年から試行的に導入された。しかし撤廃も含めた本制度の見直し議論が進められている。本制度の導入以降ドラッグラグが41.5ヶ月から5ヶ月まで短縮されたこと、また、日本における新薬開発プロジェクト数も年平均で11.1%増加してきたこと（2010年までは年平均で2.1%の増加）などエビデンスは明確である。このように本制度は求められた成果を確実に上げたと言える。イノベーションを後押しする本制度を大きく後退させるようなことは、これまで達成してきた成果を無にすることに繋がる。

薬価改定頻度：薬価改定は、診療報酬改定とセットで2年毎に実施されるべきものである。通常改定の狭間の年に改定を行うのであれば、その対象範囲は薬価乖離率の非常に大きな製品に限定するなど、医療現場での混乱を最小限にすべきである。また、高額な医薬品の追加効能に伴う迅速な改定についても財政影響の大きな品目のみを対象にすべきである（追加効能による売り上げ増が巨額なもの）。薬剤費支出はよくコントロールされており、過度の薬剤費を抑制する様々な制度の導入は、医薬品市場の成長を鈍化させ、政府の戦略的な成長産業として製薬産業への後押しに矛盾するだけでなく、海外から日本へ投資の低下につながる。

新薬の14日処方制限：新薬は薬価収載から1年間、処方期間の上限は原則として14日に制限されている。実際、多くの新薬について処方医は薬価収載後1年間処方しない結果となっている。日本では市販直後調査の仕組みに加え、2013年に「医薬品リスク管理計画」が導入され、充実した安全対策が図られている。新薬の14日処方制限は、現在では不要な規制であり、その薬を必要としている患者さんのアクセスを阻害している。規制改革会議からも本制度の廃止・見直しが求められており、EFPIAはその要求を支持する。

費用対効果評価の導入：2016年4月より費用対効果評価(CEA)を用いた医療技術評価(HTA)が試行的に導入された。2018年4月から本格的な導入が予定されている。欧州での経験からCEA/HTAの厳格な適用は患者さんの革新的な新薬へのアクセスを阻害することに繋がり、また、アカデミア、政府、産業界にとって大きな業務負担を強いるものにつながる。日本にはすでに薬剤費用をコントロールする有効な仕組みが存在することから、CEA/HTAが更なる薬剤費抑制の仕組みになってはならない。し、新たな仕組みの導入にあたっては、試行的導入の結果検証を十分に行い、また、欧州における経験を踏まえ進めるべきである。

薬事における国際調和：臨床試験に関しては、2012年12月の医薬品の臨床試験実施に関する基準（GCP）改正等により、治験の実施に関するグローバルスタンダードとのアラインメントが着実に進んでいる。一方で、治験コスト適正化や症例集積性の向上といった治験の効率に関する課題には、依然、医療機関間での取り組みに差があり、改善の余地がある。人道的見地から実施される拡大治験、先駆け審査指定制度および試行的に最適使用推進ガイドラインが導入された。さらに条件付き早期承認制度および小児用医薬品開発促進策の導入が検討されている。これらの施策の患者アクセスに対する効果あるいは影響は今後検証され、さらなる改善が必要とされる可能性がある。

主要な問題および提案

■ 薬価制度

年次現状報告：後退と新たな問題。2010年より試行導入された新薬創出加算がゼロベースで見直され、その適用範囲を制限する方向で議論が進んでいる。また、毎年薬価改定など薬剤費抑制の新たな動きがみられる。革新的な医薬品に対する薬価上の評価の厳しさが増し、日本の医薬品市場に対する魅力度を低下させている。

提案：

- イノベーションの成果を適切に評価する新薬創出加算の仕組みをいかなる制約を設けることなく安定的に継続すべきである。イノベーションは適切に評価されなければならない。
- 市場実勢価格調査に基づく毎年薬価改定や追加効能に伴う迅速な薬価の改定については、追加的なイノベーションも含め、そのインセンティブが損なわれないよう慎重な議論が必要である。
- ここ数年で安全性に関する環境が変化したことを踏まえ、新薬の処方を原則として14日以内に制限する規制の撤廃を含めた見直しを行い、患者さんの新薬へのアクセスを改善すべきである。

■ 費用対効果評価などの医療技術評価（HTA）

年次現状報告：限られた進展。費用対効果評価を用いるHTAが2016年4月から試行的に実施され、現在本格的な制度の導入に向け検討が進められている。

提案：

- 多面的評価手法が用いられなければならない。コスト/QALY値に大きく依存した評価はアクセス障害を引き起こすことに繋がる。
- HTAに関しては、日本は発展途上国であり、また、多くの製品を評価できる環境もないため、評価の対象となる製品数は限られたものとすべきである。
- HTAの評価は、患者さんの新薬へのアクセスを決して遅らせることがあってはならない。

■ 国際調和（臨床試験環境）

年次現状報告：若干の進展。治験の効率に関する課題には改善の余地がある。

提案：

- 「治験等の効率化に関する報告書（2011年）」、「臨床研究・治験活性化5か年計画2012アクションプラン（2012年）」に沿った具体的な治験の効率化のためのアクション結果を検証し、日本の治験実施環境の整備にさらに改善の余地のある項目については、継続して一層進めるべきである。

■ 承認審査等に係る新たな動き

年次現状報告：若干の進展と新たな問題点

提案：

- 拡大治験：治験の範囲での患者のアクセスの向上には限界があり、将来的な法整備により治験とは別のCU制度への移行等が望まれる。
- 先駆け審査指定制度：制度の恒久化と関連組織の体制の充実を求める。
- 最適使用推進ガイドライン、条件付き早期承認制度および小児用医薬品開発促進策：患者のアクセスの向上の観点から計画、検討、さらには検証を行うことを求める。これらの施策の促進のため、開発者側へのインセンティブが考慮されることを求める。

Dr. Jun Honda

Chair, Vaccine Sub-committee, Biologics Committee, EFPIA Japan

(Senior Expert, GlaxoSmithKline K.K.)

c/o GlaxoSmithKline K.K.

1-8-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-4231-5000

Fax 03-4231-5977

ワクチン

はじめに

2008年頃から日本では感染症対策としての新しいワクチンが次々と導入され、「深刻なワクチン・ギャップがある」と言われた状況から急速な改善が見られた。2016年10月までには多くのワクチンが定期接種（国が接種を強く勧め、公的費用負担がされるワクチン）の対象となり、世界保健機構（WHO）が定期接種として推奨するワクチンで、国内で検討が残されているのはロタウイルスワクチンとおたふくかぜワクチンのみとなってきた。しかし、その他のギャップとしては、過密な小児期の接種スケジュールを緩和するための小児用混合ワクチンの開発がある。おたふくかぜ・麻疹・風疹の三種が混合されたMMRワクチンや、DTaP-IPV四種混合ワクチンにB型肝炎ワクチンやヒブワクチンを加えた五種、六種混合は日本で未導入である。

一方、2015年末以降、GMP（適正製造基準）違反や自然災害などによるワクチンの供給問題が生じ、医療現場や関連する製造業者は甚大な影響を受けた。特に、限られた製造業者のみが製造しているワクチンについては影響が大きく、危機管理上の課題としてワクチンの供給問題が改めて浮上した。安定にワクチンを供給するにあたり、日本の薬事上の規制要件は阻害要因となっている。例えばワクチンを輸入してから実際に市場に供給できるまでには6カ月以上の期間が必要であり、結果的にワクチンの有効期間が短くなることにつながっている。

また、近年はワクチンの導入・開発にあたっての制度上の問題も課題となっている。ワクチンが定期接種として推奨されるプロセスが明確でなく、予見困難な状態となっており、今後、企業が日本で開発するリスクが増大している。加えて2013年6月から始まったヒトパピローマウイルスワクチンの勧奨差し控えは、報告されている様々な症状とワクチンとの因果関係が医学的・科学的に明らかになっていないにも関わらず、2017年9月現在も続いている。企業がスムーズにワクチンの開発を行うためには、日本の規制当局が科学的に判断できる基盤を構築する必要があり、何より日本の女性が子宮頸がんを予防できる機会を失うという不幸な状況は続くべきではない。

以上の文面は2016版と同じであり、その後2017年9月現在も変化がないことから、今年はそのままとした。EFPIAとしては厚生労働省に対して提言を続けており、2017年5月の厚生科学審議会のヒアリングにおいても参考人として意見表明を行なった。引き続き、予防接種制度・政策の見直しを進めるべく、関係各所に提言して行きたい。

主要な問題および提案

■ WHO推奨ワクチンの定期接種化と混合ワクチンの開発促進

年次現状報告：進展なし。2016年10月以降、B型肝炎ワクチンが定期接種化され、残るロタウイルス・おたふくの各ワクチンについても厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて鋭意検討がなされ、定期化に向けての議論がなされているものの、その後進展はない。また混合ワクチンの開発についても優先度が高く、早期に開発すべきとの提言がなされている。

提案：

- 残るロタウイルス・おたふくの各ワクチン等日本で承認されたWHO推奨ワクチンの定期接種化も早期に実現し、まだ国内にない混合ワクチンについても早期に導入・開発すべきである。

■ 安定供給体制の確保

年次現状報告：進展なし。製造業者側の問題や自然災害の発生などにより、ワクチンの供給が不安定となり、日本の公衆衛生に悪影響を与えることが懸念される。実際、2017年は日本脳炎ワクチンの不足が生じ、日本小児科学会は7月に医療施設に対し接種一部見送りの要請を出している。定期接種ワクチンのような重要なワクチンは、製造元を国内外の複数業者に分散し、共存させることにより、国内ワクチン供給体制がより安定となる。また、長期的な購入契約の締結や備蓄対策といった有用な手段も検討に値する。

提案：

- ワクチンの製造元を国内外の複数業者に分散し、安定的な供給ルートを確保すべきである。
- 政府による長期の購入契約締結や備蓄対策といった手段も検討すべきである。

■ 「構造的ワクチン・ギャップ」の解消

年次現状報告：進展なし。海外の優れたワクチンが次々と導入され、定期接種化されたワクチン数も増える中、相対的にワクチン政策の不備が目立つ形となり、新たなワクチン・ギャップとして浮上してきた。規制当局が安全性の観点から接種の推奨を科学的に判断できる基盤の構築が必要であり、それなしに予防できる感染症から国民は守れない。また、規制当局が新しいワクチンを定期接種として推奨することの予見が困難な場合が多く、結果的に企業は日本におけるワクチンの開発を躊躇し、品揃えのワクチン・ギャップが再来する恐れがある。

提案：

- 正当な科学的根拠を基に明確な政策判断がなされる環境整備や、ワクチン定期接種化プロセスの合理化をするべきである。

■ 日・欧相互認証協定（MRA）や「生物学的製剤基準」（生物基）を含む、規制要件の国際的調和の推進

年次現状報告：わずかな進展。医薬品GMPのMRA対象国については2016年4月に拡大した。2018年にはワクチンがMRAの対象となる可能性がある。しかし依然として、国家検定実施のプロセスや、改定時期、手順、収載基準が明確でない生物基の存在など、薬事規制により新しいワクチンの導入や供給に手間や時間がかかり過ぎるのが現状である。輸入ワクチンの供給は、輸入から市場への出荷までに現状6カ月以上の時間がかかっている。

提案：

- 早期にワクチンの品質基準を最新の科学技術に基づき改訂し、かつ他極との調和を図るべく、現行の生物基を廃止し、内容を整理して日本薬局方に統合するべきである。

Dr. Nobuyuki Hagiwara

Chair, Cosmetics & Quasi-drugs Committee

(Head, Regulatory Affairs, Johnson & Johnson K.K.

Consumer Company)

c/o Johnson & Johnson Family of Companies

First Chiyoda Bldg. 15F., 3-5-2 Nishi-Kanda

Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065

Phone 03-4411-6118; Fax 03-4411-7149

化粧品・医薬部外品

はじめに

EU企業は、新規成分の開発や研究への投資、科学的知見のグローバルな展開への貢献、消費者への情報提供を行うと共に、製造販売後安全管理の基準（GVP）と品質管理の基準（GQP）順守によって市場における製品の品質、有効性、安全性を確保し、さらに持続可能な環境の推進に努めている。EU企業が提供する多種多様な革新的で安全な化粧品および医薬部外品は、身体を清潔かつ健やかに保ち、厳しい外的環境が肌にもたらす影響を防止したり、容貌を良くしたり、虫歯を予防したりという様々な方法で、消費者の日常生活のQOL (Quality of Life) 向上に寄与している。日本政府は現在財政への負担を緩和しつつ国民の健康向上を図るためにセルフケア・セルフメディケーションを推進しているが、化粧品・医薬部外品はその目的に合致する製品群でもある。

2016年の日本の化粧品出荷額は1兆5,236億円であった。日本は2016年には2,442億円相当の化粧品を輸入し、その内、EUからの輸入は約857億円相当であった。輸入化粧品および医薬部外品の多くがEUから輸入されていることは、日本の消費者がその価値を認めている証といえる。一方、厚生労働省は2016年に輸入非関税障壁であった輸入届の廃止、また医薬部外品においても承認事項一部変更承認において製品切り替えの申請者による時期設定を行えるようにし、輸入に関わる規制緩和を行った。

しかしながら、日本特有の規制は、透明性や諸外国との整合性の観点から改善の余地があり、また複雑な承認申請制度を有するために、EU企業は化粧品および医薬部外品を効率的に日本の消費者に提供することが難しい現状にある。その結果、世界各国で販売されているEU製品の中には、日本市場への導入に長期間を要したり、期待できる効能効果を持つにもかかわらずその効果を謳えないものがある。また、医薬部外品において新規有効成分や新規添加物を含むものは、日本で承認を得ることが難しく時間を要するため、成分の変更を余儀なくさせられる場合もある。例えば、日本で既に承認されている有効成分および添加物についての情報開示は非常に限られている。またEUと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用しており、日本では、化粧品に配合する場合には規制当局の承認を必要としない成分であっても、医薬部外品に新規配合する場合には長い承認過程を経なければならない。

並行輸入品は目下、日本の高級化粧品市場の相当の割合を占めている。一部の調査研究によると、販売個数の11%が並行輸入品である。ほとんどは、Eコマース・ポータルを通じてオンラインで販売される。並行輸入品は日本市場向けにつくられていないため、日本向けに承認されていなかったり、適切な表示がなされていないおそれがある。また、輸入品が消費期限の切れた製品であったり、適切に輸送または保管されていなかった製品であったりしても、やはり消費者に害を及ぼすおそれがある。EBCは日本の当局に対し、処方登録や、実験室施設、表示に特意的を絞って、すべての化粧品販売者に化粧品に関する同一の高い基準が確実に適用されるよう要望する。当局は、医薬部外品が化粧品として販売されないことも保証すべきである。さらにまた、化粧品ブランドの消費者調査によると、並行輸入品を購入する消費者の40%までもが、正規販売業者から購入していると思込んでいたため、正規販売業者から供給される製品と並行輸入業者から供給される製品を消費者がより容易に区別できるようにする必要がある。

EUと日本は、リーダーシップを発揮し医薬部外品のより迅速な承認に取り組み、化粧品の効能効果の整合性を図り、化粧品と医薬部外品に配合可能な成分についても整合化すべきである。EU-日本EPAは、このプロセスを進める重要な手段となるべきである。一方、化粧品規制協力国際会議（ICCR）は、国際的な消費者保護を最高水準に保ちつつ、貿易における障壁を最小限に抑えるべく多国間の規制のハーモナイゼーションを推進する方法について協議している。EBCはICCRにおけるEUと日本によるリーダーシップ拡大を強く支持する。

主要な問題および提案

■ 医薬部外品の規制・制度

年次現状報告：わずかに進展。厚生労働省は、2016年10月及び2017年9月に審査管理課長通知「「医薬部外品添加物リストについて」の一部改正について」を発出し、既存成分の配合上限値や収載成分の追加を行った。一方、薬用石けんに関する薬用化粧品審査ガイドラインを作成するべく、承認事例の調査を実施したが、現時点でガイドライン作成には至っていない。

PMDAは審査の迅速化を図ることを目的として、記載整備チェックリストを作成し、2016年4月より申請時にチェックリストの表紙の提出を求めることを試行した。一時的に申請者への負担が懸念されたが、2017年2月に当該リストの利用について見直しを実施され、リストの提出は不要となった。当該リストの公開により、申請書作成時の留意事項が明確となり、審査の透明性向上に寄与することが期待される。また、PMDAは承認前例のある別紙規格成分に関する情報を企業等から収集し、医薬部外品添加物規格集を2014年に作成、2015年に続き2016年にも追加募集をしたが、知的財産保護の観点から、企業等からの情報提供がほとんど無く、現在27成分のみが収載される結果となっている。

こうした一連の措置は、医薬部外品審査制度の改善に繋がると考えるが、審査期間の短縮は確約されていない。

提案：

- 審査ガイドラインが作成され、既承認の医薬部外品と同一性があると認められる医薬部外品については審査期間の短縮を早期に図るべきである。
- 既に承認されている医薬部外品に配合している成分の別紙規格には承認済みコードを付け、次にその成分を使用した医薬部外品の申請においては、そのコードを承認申請書に示すことで、その成分の別紙規格を再度審査することを省略し審査の効率化・短縮化を図るべきである。

■ 医薬部外品と化粧品の成分の整合化

年次現状報告：進展あり。EUと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用している。フッ素は虫歯予防に効果的であることは科学的に検証されており、セルフケアの一環として口腔の健康、ひいては身体全体の健康に重要である。日本は医薬部外品として販売される歯磨剤では承認基準で最高1,000 ppmのフッ化物を認めているが、欧州では最高1,500 ppmのフッ化物濃度が認められている。2017年3月には諸外国で採用されている国際基準（ISO）と同じくフッ素が1,500 ppmを上限として配合された製品が、厚生労働大臣により承認されるに至った。一方、欧米全土のドラッグストアやスーパーでは、フッ化物濃度226 ppmの洗口液が販売されているが、日本では2015年に一般消費者向けに要指導医薬品として洗口液でのフッ化物の使用がようやく認められたところである。

日本口腔衛生学会は2017年2月に高齢者のオーラルケアにおいて、今後より有効なフッ化物配合製剤の開発と利用ができるよう規制緩和も含めた環境整備が必要であるとする学会提言を行っている。

提案：

- 薬用歯磨き類の承認基準を改定し、国際的整合性を考慮して歯磨剤（医薬部外品）のフッ化物配合上限を引き上げ、また洗口液（医薬部外品）にフッ素を配合することを将来的に可能にし、消費者がフッ素入り洗口液を購入できる機会を増やすべきである。

■ 化粧品及び医薬部外品の広告表現拡大について

年次現状報告：進展なし。化粧品の効能は、2000年の通知「化粧品の効能の範囲の改正について」において化粧品に該当する55の効能が定められた。2011年には、「乾燥による小ジワを目立たなくする」の効能が追加された。しかしながら、日本における効能表現の範囲は、諸外国に比べ未だに狭く、最新の研究と技術に基づいた輸入化粧品の日本市場への参入を阻む要因ともなりかねない。

一方、効能の拡大のために日本化粧品学会・日本化粧品工業連合会は紫外線による「光老化」の予防効能に取り組んでいる。また、近年、健康長寿社会の実現に向けて、セルフケア、セルフメディケーションの推進が求められている。アトピー肌の保湿ケアや、皮膚がん予防のための日焼け止め製品の使用等、化粧品や医薬部外品による日常的なケアは、健康を維持し、病気を予防するために重要な役割を担っているが、現在の広告規制では、その重要性を訴求することが認められていない。

提案：

- 健康維持や疾病予防に関し、化粧品及び医薬部外品による日常的ケアの重要性を訴求できるよう、広告表現の規制を緩和するべきである。

■ 化粧品及び医薬部外品の届出・申請業務のオンライン化

年次現状報告：進展なし。 国は、2016年12月に「官民データ活用推進基本法」を制定し、行政手続きに係るオンライン利用の原則化のために必要な措置を講ずる旨を規定している。また、医療用医薬品においては、2016年8月より、承認申請書及び臨床試験に関する資料等について、インターネットを介した電子データの提出が開始された。一方、化粧品及び医薬部外品については、NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）を使用できる輸出届を除き、FDと書面による届出・申請であり、諸外国と比較し、旧態依然とした手続きとなっている。また、都道府県、PMDA、税関のシステムが連動していないことから、化粧品・医薬部外品の製造販売に係る届出・申請、輸出用製品に係る届出、輸入通関に必要な資料の提示について、それぞれの手続きが必要となっている。

提案：

- 化粧品製造販売届、医薬部外品承認申請については、オンラインで届出・申請可能なシステムを構築し、通関時に使用するシステムとの連動により、申請手続のワンストップサービスを可能とするべきである。

■ 動物実験代替法

年次現状報告：進展なし。 EUでは化粧品の安全性・有効性試験に対する動物実験が完全に禁止され、動物実験禁止の動きはEU以外の地域にも波及している。一方、日本では新規原料を配合した医薬部外品申請にあたり、動物実験に基づいた安全性データの提出が求められている。2011年の厚労省からの通知で動物実験代替法を積極的に利用する姿勢は示されているが、ここでの代替法は動物を全く用いないものではない。現在、利用可能な動物を全く用いない代替法は、数種類に限られている。

提案：

- 日本は、動物を全く用いない代替法の開発を積極的に進め、速やかに厚労省ガイドラインとして発出し、医薬部外品申請に利用できるようにするべきである。

消費財

酒類
食品・農業

Mr. Bruno Yvon

Chair, Liquor Committee

(President, MHD Moët Hennessy Diageo K.K.)

c/o MHD Moët Hennessy Diageo K.K.

13F Jimbocho Mitsui Bldg.

1-105 Kandajimbocho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051

Phone 03-5217-9723

Fax 03-5217-9751

酒類

はじめに

欧州は酒類、ワインの世界有数の輸出を誇る。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、年間売上高は推定4兆円にのぼり、いくつかのカテゴリーで消費が拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売額でみると、2016年の外国産酒類輸入は、2,664億円（税関調べ）で、ビールおよびビール類似品を含む日本の酒類市場全体のわずか6%だった。

EBCは、EU-日本間のEPA大枠合意を歓迎するとともに、その円滑な実施を待ち望んでいる。とりわけ関心があるのは、EPA発効時におけるワインの関税（15%またはリットル当たり125円のどちらか低いほう）とスパークリングワインの関税（リットル当たり182円）の完全撤廃である。白色蒸留酒に関する具体的な情報は公式発表されていないものの、EBCは、EU産の白色蒸留酒に対する関税が恒久的に撤廃されるものと想定している。ワインの重要な添加物は日本とEU双方で承認済みであり（日本25品目、EU28品目）、EUで承認された添加物を用いたワインを日本は輸入できるようになる。地理的表示（GI）の合意された相互保護は、EU産の139品目の酒類商品に関してGI保護を保証することになる。

日本では、食品に対する製造ロットコード（生産履歴管理情報）の使用は、厚生労働省の行政通達で推奨されているものの、食品衛生法では義務づけられていない。対照的に、EUは、製造ロットコードが効果的で効率的な商品回収プロセスに重要な役割を果たすことから、すべての食品・飲料商品に製造ロットコードを表示することを義務づけている。EU産酒類商品の輸入業者の多くは、商品を日本で販売・流通する際に製造ロットコードの適切な表示に留意しているにもかかわらず、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業者の中には、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた商品を輸入する慣行が見られる。EBCは政府に対し、日本の消費者の安全を守るべく、先見性のある対策を講じるよう引き続き要望する。EBCは、2014年9月に国税庁によって出された通達、および、2017年4月に国税庁によって作成された、こうした懸念を盛り込んだ、新しい酒類販売管理研修テキスト/DVDを評価する。さらにEBCは、経産省、厚労省、農水省が2017年7月に、製造ロットコードが消去された商品が市場に出回っていることに関する懸念を表明する通達を出したことを認識している。しかしながら、こうした進展に加え、EBCは政府に対し、生産履歴管理のための製造ロットコードの表示を確保する先見性ある対策をさらに講じるよう要望する。

3段階（2020年、2023年、2026年）にわたってビールに対する税を引き下げるとともに発泡酒と「新ジャンル」飲料に対する税を引き上げて、これらすべての飲料に関する税率を最終的に一律リットル当たり157円にする新しい酒税政策が策定された。これはビールに関する現行の複雑な税制を排除することになるとはいえ、EBCは日本に対し、ビールの高い税率の引き下げに取り組むよう引き続き要望する。ワインに対する税は、2段階（2020年と2023年）で引き上げられ、結局、日本酒に対する引き下げられた税率と同じになる。蒸留酒に対する税は来るべき税率引き上げの対象とはならないものの、ABV（アルコール含有量）が37%未満の商品の場合、税率はリットル当たり370円と相当高く、さらに、ABVが1%増えるごとにリットル当たり10円が加算される。EBCは、ワインに対する税の引き上げに反対するとともに、蒸留酒に対する税を引き下げよう日本に要望する。

主要な問題および提案

■ 生産履歴管理

年次現状報告：わずかに進展。製造ロットコード（生産履歴管理情報）は、効果的で効率的な商品リコール回収プロセスに際して重要な役割を果たす。深刻な健康被害に関わる場合には、回収プロセスにおける遅延は消費者を不必要に危険にさらすことになる。消費者を守り、食品のサプライチェーンに対する消費者の信頼を維持するには、迅速で的確な対応が不可欠である。2014年9月、国税庁は、製造ロットコードの重要性を強調する通達を8つの酒類業界団体に対して出した。さらに、国税庁は、2017年4月にこうした懸念を酒類販売管理研修教材に盛り込み、2017年7月には、経産省、厚労省、農水省が、酒類の販売・流通に携わる28団体に同様の通達を出した。とはいえ、こうした措置は重要ではあるものの、通達や研修は、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた商品の輸入と販売を禁止する拘束力を持たない。

提案：

- 政府は、ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売を禁止する、罰則によって強化された法律を発布すべきである。

■ ワインおよび白色蒸留酒の関税

年次現状報告：大いに進展。ワインに対する税は、EU-日本間のEPA発効時に撤廃されることになる。白色蒸留酒、ラム、ジン、ウォッカ、リキュールについての暫定的ゼロ関税を恒久化すべきである。

提案：

- EBCは日本に対し、期待通り、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。
- EBCは日本に対し、白色蒸留酒に関する関税率を恒久的にゼロに改めるよう要望する。

■ 酒税

年次現状報告：一部進展。2017年の税制改革の下で、日本は、3段階（2020年、2023年、2026年）にわたってビールに対する税を引き下げるとともに発泡酒と「新ジャンル」飲料に対する税を引き上げて、最終的にリットル当たり157円にする。しかしながら、ワインに対する税は、2段階（2020年と2023年）で引き上げられ、リットル当たり100円という、日本酒に対する引き下げられた税率と同じになる。来るべき税率引き上げの対象ではない蒸留酒に対する税は、ABVが37%未満の場合、リットル当たり370円という高さであり、さらに、ABVが1%増えるごとにリットル当たり10円が加算される。

提案：

- 日本は、2017年の税制改革に従って、ビールの酒税制度を速やかに改正すべきである。
- EBCは、ワインに対する税の引き上げに反対するとともに、蒸留酒に対する税を引き下げよう日本に要望する。

■ 添加物

年次現状報告：大いに進展。ワイン添加物はEPA交渉で認められ（日本25品目、EU28品目）、EUで承認された添加物を用いるワインを日本は輸入できるようになる。

提案：

- 日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである。

■ ワインの定義

年次現状報告：進展。日本のワインの表示基準は2015年に定められた。ワインの定義には改善が加えられてきた。緩すぎるワイン定義は、通常はワインと認められない様々な商品を「ワイン」と称して販売することを許して日本の消費者の誤解を招くとともに、国際的に認められた定義に合致した欧州のワインにとって不公正な市場競争条件を生じさせている。

提案：

- 日本は、EUや米国で用いられ、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認されている国際仕様に適合したワインの定義を実施すべきである。

■ 地理的表示

年次現状報告：大いに進展。EU-日本間のEPAを通じて合意される地理的表示（GI）の相互保護は、EU産の139品目の酒類商品についてのGI保護を保証することになる。

提案：

- EBCは、EU-日本間のEPAの円滑な実施を要望するとともに、それを待ち望んでいる。

Mr. Olivier Convert

Chair, Food & Agriculture Committee
(Managing Director, Roquette Japan K.K.)
c/o Roquette Japan K.K.
2F. KDX Kasuga Bldg., 1-15-15 Nishikata
Bunkyo-ku, Tokyo 113-0024
Phone 03-3830-1510
Fax 03-3830-1525

食品・農業

はじめに

欧州の食品・農産物は、世界的なプレゼンスを有しているにもかかわらず、日本市場への参入には苦勞してきた。普通のスーパーでも取り扱われているとはいえ、品揃えは、ほとんど例外なく、潜在的に可能な品揃えのごく一部に限られている。価格がそれほど問題とならない高級店やグルメ専門店では、状況はまだましである。しかしそもそも、輸入欧州製食品がこれほど高価もしくは高級であるべき理由はない。

本稿執筆時点には、EUと日本はEPAの大枠合意に達しているものの、食品に適用される関税に関しては、限られた情報しか公表されていない。確定的なことを述べるにはさらに詳しい情報が必要であるとはいえ、EBCは合意を大いに歓迎するとともに、それが欧州企業にとって、およびそれにも増して重要なことに、日本の消費者にとって、日本の食品市場の改善につながると確信している。チーズ等、いくつかの主要欧州産品の関税が引き下げられれば、消費者は、なじみのある品目がより安く手に入るようになるだけでなく、これまで法外に高価だった産品が今や市場に出回るようになるため、より幅広い選択肢にも恵まれるようになると期待される。その一方でEBCは、いくつかの関税品目が、協定発効後直ちにではなく、何年もかかって取り除かれることになる点を指摘しておく。したがって、関税割当が適用される場合には、それが公正かつ透明性あるやり方で管理されることが最重要である。これまでは必ずしもそうになっていなかった。

関税とは別に、さまざまな食品関連非関税障壁問題も、日本での欧州産品の入手可能性に影響を及ぼす。例えば、日本は、食糧農業機関（FAO）や世界保健機関（WHO）が安全と宣言した食品添加物や酵素の過半数はまだ認可していないため、依然として、諸外国と「同調」していない。この問題は、EPAの大枠合意の枠組み内で提起されたものの、EBCは今のところ、合意における法的拘束力あるいかなる確約も耳にしていなため、質の高い欧州の食品・農産物に対する日本の消費者からの高まり続ける需要に応えるべく、日本はより多くの食品添加物と食品用酵素を承認する必要があるという年来のメッセージをここで繰り返す。EBCはとりわけ、日本が、食品添加物を承認するための具体的なスケジュールないし期限を設けるとともに、承認プロセスを合理化して、より多くの海外のデータを利用できるようにすることを要望する。

欧州の食品・農産物の輸入にとってのもう1つの主な障壁は、EUと日本の間で整合化されていない、最大残留濃度（MRL）に対するアプローチである。さらに、日本は、製品と濃度のポジティブリストを用いており、リストに載っていない製品は、たとえ基礎投入原料の最大残留濃度がより高い場合でも、0.01 ppm以下の残留濃度でなければならない。そうした低い濃度を設ける必要性は決して立証されていない。

さらなる問題は、すべての原料の原産地を明記する新しい表示要件である。この要件は目下、国内で生産される食品にしか適用されないとはいえ、同じ原料（例えばベリーや砂糖）が複数の国から調達される場合もあるため、さらなる事務上の負担や膨大な順守コストが課されることになるという点を落胆を込めて指摘しておく。

EBCは、はるかに多種多様な、安全で高品質の食品を日本の消費者に提供するという目標をサポートする効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府および欧州委員会のすべての関係者と緊密に協力することを切望している。EBCは、EU-日本間のEPAが、関税の撤廃、基準の整合化、日欧両地域の市販承認の相互承認を確保するものと大いに期待している。EBC食品・農業委員会では、これは食品安全を損なうことなく達成できると固く信じている。さらにこれは、スーパーマーケットにおける選択肢拡大につながって日欧両地域の食品・農産物セクターの健全な競争を促進するとともに、欧州の食品が、日本の消費者が高く評価すること請け合いの、より手頃な存在になることにつながる。

主要な問題および提案

■ 関税および輸入割当

年次現状報告：大いに進展。 日本は現在、多くの食品や食品原料に高い輸入税率を課している。EU-日本間のEPAの発効は、この状況を好転させるはずである。とはいえ、長い解体期間や、関税割当の不適切な管理によって、メリットがむしろ減るおそれがある。さらに、セーフガード措置が関税引き下げを相殺する手段として悪用されないことが肝要である。

提案：

- 日本は、EPAに従って遅滞なく関税を撤廃するとともに、セーフガード措置の利用を控えるべきである。
- 輸入割当制度を簡素化すべきである。

■ 食品添加物および食品用酵素

年次現状報告：遅々とした進展。 日本と他の主要市場によって承認された添加物および酵素のリスト内容の相違は依然広く見られる。日本の添加物承認面で前進が見られてきたとはいえ、承認過程は依然として障害のままであり、いかなる期限もない申請期間は長く、具体的にどんな関係資料が必要とされるかを判断するのも困難であり、全体的に透明性を欠いている。承認過程の各段階について、当局が守るべき、法律で定められた明確な期限を設ければ、外国企業・国内企業双方に利するだろう。

提案：

- 厚生労働省は食品安全委員会と共に、承認過程の各段階について法的拘束力のある期限を導入すべきである。さらに、補足的情報の度重なる請求を避けるべきである。
- 厚労省と食品安全委員会は、日本における使用基準が国際的な使用基準に相反しないようにすべきである。
- EU-日本間のEPAは、EUで広く使用され、FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会（JECFA）が安全と認めている食品用酵素が日本で即時使用を認められることを保証すべきである。
- 厚労省は、食品添加物の場合と同様の重点を酵素に置き、他の主要市場で安全性が十分に立証されている酵素を積極的に承認すべきである。

■ 最大残留濃度

年次現状報告：進展なし。 欧州で承認され広く使用されている多くの農薬は日本でも承認されているものの、残留濃度に関する日本の規制ははるかに厳しく、かつ、ポジティブリストの使用を伴っている。しかし、EUと日本の間の主な相違は、明示的にリストに掲載されていない加工食品における農薬最大残留濃度（MRL）の取り扱い方に見いだすことができる。EUのアプローチは、派生製品が明示的にリストに掲載されていない場合には、投入原料の農薬MRLが使用されるというものである（例えばトウモロコシにおけるデルタメトリンのEUのMRLは2ppmであり、したがってトウモロコシでんぷん由来製品のMRLも2ppmである）。しかし日本では、ポジティブリストに載っていない派生製品は、たとえ元の製品がより高いMRLを有していても、0.01ppmのデフォルトMRLを有している（したがって、例えば、トウモロコシにおけるデルタメトリンの日本のMRLは1.0ppmであるが、リストに載っていないトウモロコシでんぷん由来製品のMRLは0.01ppmである）。

提案：

- EUと日本は、MRL濃度を整合化するために協力すべきであり、具体的な規制がない場合には、CODEXの濃度に従うべきである。
- 日本は、ポジティブリストに載っていない派生製品については、基礎製品に関して定められた濃度を用いるという概念を導入すべきである。
- EUと日本は、承認された農薬のEU・日本それぞれのリストを整合化すべきである。

■ 牛肉および牛由来製品（ケーシング、ゼラチン）

年次現状報告：進展。 承認プロセスは長年にわたり緩慢だったが、日本の当局の名誉のために言えば、日本への牛肉の輸出を認められるEU加盟国の数は、ここ最近、増加をみている。しかしながら、そうした承認が下りるのを待っている加盟国もまだある。EBCは、こうした加盟国のうち数カ国が、日本同様、「無視できるBSE（牛海綿状脳症）リスク」を有していると指定されていることを指摘しておく。

提案：

- 牛肉、牛ゼラチン、または牛ケーシングを用いて製造される製品を含む加工食品は、高い安全基準をすでに確立している欧州食品業界で広く使用されていることから、日本への輸入を認められるべきである。
- 農水省と厚労省は、すでにデータを提出したEU加盟国に関する承認プロセスを迅速化すべきである。

■ 麦芽および関税割当制度

年次現状報告：進展なし。 日本は、安価な麦芽に対する国内ビールメーカーからの需要と、国内の大麦芽農家および麦芽メーカーを保護する必要性のバランスをとるため、ビール醸造用麦芽に関して関税割当制度を設けている。関税割当を利用するには、ビールを製造する会社であるか、または特定のビールメーカー専用に麦芽を輸入する会社であることが条件になる。さらに、会社は年に2回しか関税割当を申請することができない。つまり、関税割当を用いたいかなる輸入も、実際の短期需要ではなく予測に基づかなければならない。

提案：

- 欧州の供給業者が関税割当を利用する必要性がなくなるよう、日本はEPAの一環として麦芽への関税を廃止すべきである。
- それまでは、日本は、輸入業者が年間を通して制度を利用して、特定のビールメーカーでの使用という要件なしに、麦芽を貯蔵できるようにすべきである。

■ 原料原産地表示

年次現状報告：新たな問題。 政府は、食品および特定飲料に含まれるすべての原料の原産地を記載することという要件の導入を予定している。この新しい要件は、国内で生産される食品に適用されることになる。原料調達先が複数にわたることがはるかに一般的で、コストへの影響が重大かつ潜在的に差別的となるであろう、海外で生産される製品にはこれを適用すべきでないことをEBCは強調しておく。

提案：

- 原料原産地表示は、欧州の供給業者に不釣り合いに大きな事務上の負担と付加コストをもたらすことになるため、日本は原料原産地表示の適用範囲に海外の製品を含めるべきではない。

産業

自動車
自動車部品・アフターマーケット
航空
宇宙
防衛・安全保障
産業用材料
エネルギー

自動車

はじめに

2017 年上半期の日本における乗用車の総販売台数は前年同期より 10%伸びて 2,346,634 台だった。欧州車を主とする輸入車の販売台数は前年同期より 3.8%伸びて 150,476 台となり、国内自動車市場に占める欧州車のシェアは 6.1%だった。輸入車の販売台数は 2016 年 4 月から 2017 年 7 月まで 15 カ月連続で伸びた。

2017 年下半期には、欧州メーカーが魅力的な新モデルや、次世代車のアップグレードされた最先端機能を発表したことから、市場はさらに成長することが見込まれた。2017 年秋から 2018 年初めにかけて日本各地で開催される一連のモーターショーは、全国各地域での輸入車フェアと相まって、市場の活性化を助けると予想される。

非関税措置 (NTM) は、乗用車、商用車双方の欧州車輸入事業者にとってビジネス上の追加コスト要因となる。EBC 自動車委員会はこれまで、日本の規制と国際標準の整合化を求めており、したがって EU-日本 EPA 交渉において自動車分野の NTM 撤廃に重点が置かれたことを歓迎する。

EU と日本は、2017 年 7 月に EPA に関する大枠合意に達した。EBC 自動車委員会は、すべての関係者の努力と貢献を高く評価する。EU と日本は、国際標準への共同の取り組みの強化面で協力する必要性と、自由貿易の重要性に対する認識を共有しているとはいえ、NTM に関する交渉結果の全容はまだ公表されていない。EBC は、まだ対処すべき問題があることを認識しており、そうした問題が最終合意で建設的に解決されるよう期待している。

その関連で、国際的に合意された規制が設けられるまでの暫定措置として、EU で認証された燃料電池電気自動車用の水素タンクを追加的な認証手続なしで日本に導入できるよう、さらなる努力を払う必要がある。

さらにまた、強固で包括的な自動車附属書 (Automotive Annex) を EPA に盛り込むことは、規制面の協力を促進するだけでなく、将来の新しい NTM の導入を避けるためにも肝要である。自動車附属書において、貿易の障壁となる潜在的な可能性のある新しい規制の導入前に、互いに協議することを当事者である EU と日本双方に義務付けるべきであり、そうすることは、EU と日本のメーカーに同様に利することになる。

潜在的な将来の NTM の例は、2022 年から予定されているディーゼル車に関する実路走行排気 (Real Driving Emissions: RDE) 試験である。既存の EU の試験結果との整合化なしに、または、EU の試験結果の活用を認めることなしに、そうした試験が日本で導入されれば、試験の重複につながるだろう。現実的には、輸入事業者が日本でそうした試験を実施することは不可能であり、したがって、日本政府が EU の RDE 試験結果を受け入れることは非常に重要である。

技術的要件の整合化を行うだけでは、市場を開放する上で十分とは言えない。目下、日本独自の車両区分の制度は、乗用車市場のほぼ 35%から欧州製小型車を締め出している。これまでの EBC 年次報告書で述べてきた通り、軽自動車に関する日本の仕様は、外国製小型車にとっての市場参入の機会を減らしている。しかも、軽自動車は、税制上の優遇措置やその他の規制上の特典を受けており、同様の性能と本体価格を有する輸入車の競争力を損なわせている。EBC は、日本政府が、軽自動車と小型車の課税水準の格差縮小に向けて、経産省が提案した更なる措置をとるよう要望する。

主要な問題および提案

■ 国際的な車両型式相互承認（IWVTA）の将来の導入

年次現状報告：若干の進展。2019年に予定されている日本でのIWVTA制度の導入は、IWVTAは部分的なものではあるものの、日本とEUの間の車両認証の相互承認へ向けての重要な一步となるだろう。とはいえ、日本は依然、独自の国内規制を維持している。

提案：

- 日本は、まだ残っている日本独自の規制を撤廃すべきである。
- 日本は、欧州委員会と緊密に協力して、IWVTA制度の範囲を拡大し、日本の型式認証制度のすべての要件をカバーするようにすべきである。

■ 税制改革

年次現状報告：ほとんど進展なし。他の諸国と比べ、日本は依然として自動車の購入と所有に過度に重い税金を課している。

提案：

- 政府は、自動車所有者の税負担を軽減し、登録された自動車と軽自動車の公平な課税措置を確保するため、自動車税率を引き下げるとともに自動車重量税を撤廃すべきである。
- 日本の当局は、国際的な成功例に沿って、自動車への課税構造を簡素化し、自動車所有者への全体的な税負担を軽減すべきである。
- 日本は、環境にやさしい車に関する税優遇策の評価に使用される燃費と排ガスの測定については、EUと足並みを揃えて国際的にハーモナイズされた基準を採用し実施すべきである。

■ 軽自動車

年次現状報告：ほとんど進展なし。軽自動車に関する規制面・財政面の特典の存続は小型車との競争を歪める。

提案：

- 日本は、軽自動車を他の自動車と対等の規制・財政の条件下に置くべきである。

■ 自動走行とコネクテッド・ドライビング

年次現状報告：新たな問題。自動走行技術に関する政府の戦略的イノベーション創造プログラムであるSIP-adusは、2017年9月から大規模実証実験（FOT）を開始する予定である。FOTの目的は、自動走行およびコネクテッド・ドライビング技術に関する国際標準化と研究開発を促進することである。政府は、こうした技術の配備に対応して、規制と基準・標準を改定・確立することも検討している。

提案：

- 日本は、自動走行とコネクテッド・ドライビングに関する規制と基準・標準の国際的整合化を推進すべきである。

■ セーフティ・サポートカーS（サポカーS）

年次現状報告：新たな問題。日本は、高齢者による交通事故件数の増大を食い止めるための「セーフティ・サポートカーS（サポカーS）」を推進する計画についての報告書を発表した。この計画は、自動ブレーキ装置と、日本で独自に開発中の「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」に的を絞っている。両方の装置に関する試験手順と評価基準はまだ検討中である。

提案：

- 日本は、多岐にわたる先進的安全技術を装備した車を推進すべきであり、日本独自のペダル踏み間違い時加速抑制装置に的を絞るべきではない。
- 日本は、製造国にかかわらず、すべての車の公正かつ合理的な評価を確保する、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の試験手順と評価基準を設けるべきである。
- 日本は、自動ブレーキの性能を評価する際に、海外のテクニカル・サービスで得られた試験結果、および海外の新車アセスメントプログラムの試験結果を受け入れるべきである。

Mr. Joaquin Martori

Chair, Automotive Components & Aftermarket Committee

(Managing Director, Mahle Trading Japan Co. Ltd.)

c/o Mahle Trading Japan Co. Ltd.

3-2-6 Mita

Minato-ku, Tokyo 108-0073

Phone 03-6809-4382

Fax 03-3453-7887

自動車部品・アフターマーケット

はじめに

EBC自動車部品・アフターマーケット委員会は、欧州連合と日本が経済連携協定（EPA）について大枠合意に達したとの、2017年7月6日の発表を歓迎した。共有された価値観と、共通規格の利点の確信は、この歴史的成果の基礎をなしている。EPA交渉を最終的な協定締結成功へと導くための作業が続くなか、こうした2つの重要な市場間の関税引き下げと貿易障壁低減の見込みは今や現実味を帯び、企業と消費者に等しく益すること必定である。

グローバル化のプロセスや、厳しい競争圧力が相俟って、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着してきており、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティからなる環境を育てている。従来、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。しかし、日本の自動車製造業界の最近の変化の結果として、新たな機会が浮上しつつある。そのため、ますます多くの欧州自動車部品企業が、日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、日本における事業の獲得や、当地のインフラへの投資、当地の技術的要求事項についての知識構築に資源を傾注するようになっている。こうした背景から、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。

規制改革が日本企業と外国企業に最終的に利益をもたらすであろう1つの分野は、自動車部品の独立系アフターマーケット（IAM）である。EBCは、今年に入って欧州自動車部品工業会（CLEPA）が発表した、日本のIAMにおける公平な競争条件を求めるポジションペーパーを支持する。現在のところ、制限的な慣行によってビジネスは重大な制約を受けている。例えば、日本の自動車メーカーが部品供給契約を結ぶ際には、供給業者は部品を独自に販売することを決まって禁じられる。これは、欧州や米国における状況とは相容れない慣行である。実際、EUの法律は、自動車メーカーが部品供給契約においてそうした制限を課すことを禁じている。EBCは日本に対し、同様の法的枠組みを導入して、すべてにとっての健全な競争と公平な機会を確保し、最終顧客がより幅広い選択肢を持てるようにすることを要望する。

EBCは、日本の当局がタイヤに関する規制の整合化に向けて努力を払ってきたことを承知している。一例は、国土交通省（国交省）が2015年10月に下した、日本の新車市場に関してUN/ECE（United Nations Economic Committee for Europe）規制R117-02（タイヤの騒音、ウェットグリップ、転がり抵抗）を実施する決定だった。この規制は、2018年に乗用車用タイヤ、2019年に軽トラック用タイヤ、2023年にトラック／バス用タイヤに関して施行される。EBCはこの決定を歓迎する。

しかしながら、タイヤ市場は新車市場（標準装着）と市販市場からなることに留意すべきである。市販市場の場合、上記のUN/ECE規制 R117-02の実施スケジュールは依然未定である。さらに、日本の流通環境は細分化されていて部分的にしか統合されておらず、外国企業が参入しにくいといった特異性があるため、交換市場には障壁がある。

ガソリンスタンド、修理工場、タイヤショップを通じての消費者アクセスは、日本の市販市場で成功を収めるための重要な要因である。公取委による最近の調査によると、国内ブランドが依然、市場の大部分を占めており、すべてのタイヤカテゴリー（トラック／バス用、軽トラック用、乗用車用タイヤ）で90%前後となっている。EBCは、排他的流通体制の制限と、細分化された流通市場への、国内外すべての企業の参入促進を目指す措置を歓迎する。

主要な問題および提案

■ アフターマーケット

*年次現状報告：新たな問題。*日本の自動車メーカーに部品を供給している自動車部品メーカーは、目下、日本のアフターマーケットで自社製品を販売できる場所が制限されている。その結果、多くの場合、日本の消費者は、高品質の純正スペア部品を特定の自動車メーカーと結び付いたディーラーから買うしかない。奇妙なことに、そうした制限は、コピー製品や非純正部品を製造する部品メーカーには適用されない。これは結果的に、より低品質かつより安全でない製品を特徴とする独立系アフターマーケットへとつながる。

提案：

- 日本は、EUの一括適用免除（block exemption）規則に似た、自動車部品メーカーがアフターマーケットで販売できるようにする法的枠組みを設けるべきである。これは、高品質の純正自動車部品調達を望む日本の消費者にとっての選択肢を拡大するだろう。
- 部品供給業者は、自動車メーカーに供給する商品に、自社独自の商標やロゴ、および自社独自の部品番号を貼付することを認められるべきである。

■ タイヤ

*年次現状報告：進展。*EBCは、新車用（標準装着）に関して、2023年を目処にUN/ECE規制 R117-02を日本に全面的に導入するという国交省のとした措置を高く評価した。その導入は、は段階的に完了することになっている。しかしながら、外国メーカーは依然、この分野における市販タイヤ販売チェーンへの参入面で困難に直面していることを指摘しておきたい。

提案：

- 新車用だけでなく、市販市場に関しても、規制の整合化をさらに加速させる。
- 排他的流通を制限し、細分化された流通市場への参入を促進する。

■ 自動車産業のグローバル化および情報交換の促進

*年次現状報告：進展。*EBCは、グローバル化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。国内外双方の企業にとって、自動車部品分野のグローバル化によりよく対応するため、日本が規制的枠組みを整合化することが肝要である。

1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。EBCはまた、2018年5月に横浜で開催される予定の自動車技術会（JSAE）の人とくるまのテクノロジー展と春季大会には相当の潜在的価値があるものと理解している。

提案：

- 部品やシステムを調達する際に、自動車生産の技術、取引およびロジスティック面を重視するよう、また、系列会社への過度の依存を避けるよう、日本の自動車業界に促す。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性を向上させることであろう。
- 日本市場向けの再試験の必要性をなくすため、欧州の認定機関による外国の試験結果を承認する。
- 欧州自動車部品供給業者と日本の自動車業界の主要代表者間の直接の会議は相互理解を深めることにつながってきたため、こうした会議を継続する。将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるよう併せて提案する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

航空

はじめに

政治はかねてから日本の航空産業に影響を及ぼしてきており、時として、ビジネスの現実よりも米国との長期的関係を優先してきた。日本航空（JAL）によるエアバスA350の選定と、ANAによるA320 neoとA380の選定は、伝統的な日本企業が今や違った考え方をするようになってきている可能性を示す兆しである。民間部門は、政治よりも経済的な根拠に基づいてビジネス決定を行うと期待され、欧州と日本が新たな商業的・産業的な結び付きを深める機会を生み出すことになる。軍事部門も欧州のメーカーとの協力にますます前向きになっているように思われる。EBCはこうした変化を積極的に支持する。

1950年代初めから、従来、米国のメーカーに支配されてきた日本の民間航空機・ヘリコプター市場は、世界有数規模の市場である。EBCは、欧州製品を選択するという日本の大手航空会社2社の決定を歓迎する。これは、ハイテクや、品質、顧客サービス、費用対効果に関して、欧州が世界のリーダーたりうる明白な証拠である。

日欧業界間の協力の成功例はいくつかある。川崎重工業(株)とエアバス・ヘリコプターズ社のBK117ヘリコプター共同開発プログラム、トレント・エンジンにおける日本の重工業各社とロールス・ロイス社との協力、ならびにサフラン社およびレオナルド社と、それぞれの提携日本企業との間のその他の協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。日本政府と欧州各国政府が締結した様々の二国間協定は、業務協力やプロジェクトの検討増大につながってきた。EU-日本協力の具体的なプログラムから建設的な成果がもたらされることをEBCは期待している。

単独国内開発方針から国際共同開発方針へのシフトは、技術分野における卓越性を生み、製品の数量・範囲両面で日本の市場を拡大することになるとEBCは強く確信している。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することができるであろう。とりわけ輸送機の分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには開拓の機会が相当あると感じており、日本政府と日本の航空宇宙市場関係者に、このような事業をサポートするよう強く求めたい。

2015年12月7日に採択された「欧州の新たな航空戦略」の一環として、欧州委員会は、「EUが日本などの航空分野主要製造国とのさらなる二者間航空安全協定の交渉を行うよう勧告した」。2016年3月、EU加盟28カ国は、EU全体を代表して交渉を行うことを欧州委員会に許可した。欧州委員会は、EUの航空安全および航空機認証機関として世界的に認められている欧州航空安全機関のサポートを受けて、日本側の当局である国土交通省航空局と交渉に当たることになる。EBCは、監督業務の重複を取り除き、EU・日本間の相互安全承認をサポートすることになるこの取り組みを後押ししている。

主要な問題および提案

■ EUとの協力促進

年次現状報告：進展。航空市場はますますグローバル化しており、欧州は力強い競争上の強みを有している。例えば、欧州企業は環境にやさしいハイテク分野での経験を備えている。調達意思決定は、競争上の強みと技術的な強みの両方を考慮に入れて行うべきである。民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても競争力のある価格で提供している。EBCは航空交通管理システムを近代化するように日本に一貫して要請している。一部の欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているとはいえ、日本においては、航空交通管理システムの場合などのように、機器調達の新規参入には大きな困難が伴う。EBCは、最新の安全基準から日本が置き去りにされかねない状況を深く憂慮する。

提案：

- 日本の企業が供給元を分散させて、顧客、公衆一般および株主の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。
- 日本の当局に対し、航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうる外国企業の機器の使用拡大を促進することを強く求めたい。

■ EU・日本間の二者間航空安全協定（BASA）交渉の支援

年次現状報告：進展。2016年3月、欧州委員会は、欧州航空安全機関と日本側当局である国土交通省航空局との間の二者間航空安全協定（BASA）締結を目指す交渉を開始することを、EU加盟28カ国によって許可された。そうした協定は、全世界の航空安全を強化し、航空機部品の認証・試験・保守、航空事業、航空機搭乗員許認可、航空交通管理、空港を含む航空安全分野における協力を可能にするだろう。また、相手国における高水準の安全を確保するとともに、全世界における製品規格の整合化を助けつつ、航空機輸出の取引費用も低減するだろう。この点に関しては、EU・日本間の交渉にもかかわらず実質的進展は見られていない。

提案：

- 事務上の障害を取り除くことによってEU・日本間のビジネスチャンスを開拓するため、二者間航空安全協定をできるだけ早急に締結することを目標にEUと日本が交渉を締結するよう促したい。この交渉支援の為にEBC委員会は、EBC航空委員会企業の立場を反映した本協定に関連する提案を作成した。これらの提案は、其々の関係当局に伝えられている。

■ 羽田での大型航空機利用の促進

年次現状報告：限られた進展。2020年東京五輪まであと3年を切り、2016年の訪日外国人旅行者数がすでに2,400万人を超え、日本政府は、2020年に最大4,000万人という新たな目標を据えている。したがって、現在東京で優先的に利用される空港となっている羽田空港が旅客数増大に対応できることがきわめて重要である。EBCは羽田空港でボーイング747-8iを運航することをルフトハンザに認める決定を歓迎しているが、各航空会社にエアバスA380の運航も認めるべきである。少なくとも5社のA380を運航する航空会社が、2020年までにA380を羽田で運航することに関心を示している。また、全日空が2019年から東京・ホノルル間でA380航空機を就航させることを計画しているなか、羽田空港はそうした運航について利用可能でなければならない。羽田空港での日中のA380運航を認める決定は、追加の発着枠を提供する必要なしに、羽田空港を利用する乗客数を増やすことになる。A380が新世代航空機の中で騒音環境影響が最も小さいことは、付加的な利点となる。

提案：

- A380航空機による羽田空港の利用についての検討に、A380運航を考えている航空会社を可及的速やかに参加させるよう要望する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F.

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

宇宙

はじめに

内閣府に設けられた宇宙政策委員会と宇宙開発戦略推進事務局（National Space Policy Secretariat: NSPS）は現在、すべての省庁にわたる日本の宇宙政策を策定する。2015年1月に新しい「宇宙基本計画」が採択された。宇宙は、重要な産業・商業分野として扱われるとともに、今や公式に国家安全保障資産として扱われている。日本の多額の公的債務は、宇宙政策の効果的な統一を必要不可欠にする一因となる。健全な国内宇宙産業を維持することを目指して、政府は輸出市場での成長を積極的に追求している。ただし、宇宙産業は今なお国内政府契約がほとんどである。宇宙政策委員会は2017年5月、国内宇宙産業の市場規模を現在の2倍の約2.4兆円に目標を掲げた「宇宙産業ビジョン2030」を発表した。

経済産業省は、政府開発援助（ODA）資金を通じて新興国に衛星システムを供給するべく、国内メンバー限定の産業コンソーシアムを積極的に支援する。パッケージはしばしば、衛星、打上げサービス、運用、データ解析、保守、人材育成、技術移転およびその他のサービスを含んでいる。EUの政策とは違い、日本のODA契約は紐付き、つまり日本国内の業界に発注しなければならず、結果的に、外国のメーカーやサービス・プロバイダーを基本的に排除するゆがんだ市場を生み出している。2015年8月、内閣府は官民一体による宇宙システム海外展開タスクフォースを立ち上げた。

民間衛星市場（年間約1基の大型商業衛星）は、表向き、開かれている。かつての政府独占体制下の商業衛星や実用衛星は、1990年以降、国際入札によって調達されてきた。国際入札が関係しているのは目下、運輸多目的衛星（MTSAT）／気象衛星シリーズおよび放送衛星（BSAT）シリーズの大半しかない。

政府入札への直接応札は一般に、外国企業にとって不可能である。入札対象外の政府衛星プログラムとしては、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の科学技術衛星、経済産業省管轄下のいくつかのプログラム、および防衛目的のリモートセンシング情報収集衛星（IGS）がある。NSPSの優先事項は、日本の測位・航行・計時衛星システムである準天頂衛星システム（QZSS）である。防衛専用の通信衛星プログラムも進行中である。衛星等の開発プログラムにおける日本の協力意欲が欧州企業にまで及ぶことは依然めったにない。

アリアン・ロケットは日本で成功を収めており、協力面でより幅広い役割を果たせる。アリアンスペース社と三菱重工業株式会社は、ありうるロケットの技術的問題に起因する打上げの遅れが生じたとき、商業顧客の衛星をアリアン5からH-IIAへ、またはH-IIAからアリアン5へとシフトさせることで衛星の打上げ遅延を避けるバックアップ協力を可能にしている。しかし日欧宇宙機関の間で行われている政府ミッションの相互バックアップへ向けた話し合いは10年間棚上げされている。

官民パートナーシップ（PPP）プロジェクトの持続的なリスクとして、政府用と商用双方のペイロードを搭載する衛星の場合、衛星の製造と打上げに関する限り「政府用」と宣言される可能性がある。したがって、外国の衛星メーカーや打上げ機は、日本の商業衛星市場から段階的に排除されるおそれがある。

地上設備への投資は、安全保障・防衛用途推進によって拍車が掛けられてきた。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学用途向けの、画像処理・判読のための地上設備にからむものとなっている。さらに安全保障に関わる応用技術は国防能力を高める。この分野では保護的調達方法が用いられており、外国のサプライヤーには不利となっている。

EBCは、日本の宇宙政策を尊重する一方で、国内メンバー限定のコンソーシアムを減らし、紐付きODAを削減し、欧州との協力を拡大することが、予算節減、国家安全保障、テクノロジー、商業的成功といった面でプラスになると確信する。

主要な問題および提案

■ 一般環境

年次現状報告：保護主義のリスク。新たに導入された衛星プロジェクトの承認制度や、将来のPPPプロジェクトの取り扱いは、依然として保護主義のリスクを伴っている。EBCは、通商と協力の縮小ではなく拡大を提唱する。欧州産業に対しての開放性を高めることは、日本にとって有益だろう。さらに、欧州は、技術を隠す「ブラックボックス」政策とは無縁の多くの技術を提供する。

提案：

- 政府用と商用の両方の側面を持つ衛星プロジェクトは、外資の参加を除外する目的で「政府用」と宣言されるべきではない。
- EBCは、欧州の宇宙機関の日本との協力拡大を要望する。両宇宙機関は、それぞれのプロジェクトを初期段階で比較して、協力の機会を一層活用すべきである。
- 政府は、衛星プラットフォームおよび地上システムに関する日欧宇宙産業間の協力拡大も促進すべきである。
- EBCは、全世界の宇宙関連ODAにおける日欧の協調・協力を提案する。

■ 衛星

年次現状報告：進展なし。日本は、欧州の衛星技術や協力を殆ど重要視していない。日欧双方の宇宙機関は科学面や研究面で協力しデータを共有しているが、産業的に有意義な協力をほとんど行っていない。

提案：

- EBCは、産業的・商業的に有意義な協力プロジェクトの積極的な推進を伴う、衛星技術開発・利用面の一層緊密な宇宙機関協力を提唱する。
- 日本政府は、国家安全保障に関係した分野における高品質の衛星システムまたは機器の調達を通じて欧州との協力を拡大すべきである。これは、高品質のセンサーの共同開発、またはライセンス契約の下での日本の業界によるその生産を含む。
- 政府調達の方法や条件は、欧州メーカーを不利な立場に置いてはならない。

■ 打上げ機

年次現状報告：進展なし。欧州と日本は、ほぼ同時にそれぞれの次世代打上げ機を開発しているが、この分野での産業的に有意義な協力は行っていない。政府衛星の打上げの遅れを減らすためのバランスのとれた相互バックアップ協定の計画は2002年に日本の宇宙当局によって前向きに評価されたが、政治的指導力が欠けているため、合意の見通しは立っていない。

提案：

- 政府の衛星計画は、スケジュール通りの打上げをますます必要とする。EBCは日本と欧州に対し日欧の衛星打上げ機の間の効果的で正式なバックアップ協力を実現するよう要望する。
- 欧州と日本は、それぞれの新世代打上げ機のための非クリティカル・コンポーネント開発面の協力も検討すべきである。アリアングループの設立と、欧州の新しい開発組織体制は、民間主導の開発協力を実現しやすくする。

■ 地上設備

年次現状報告：進展なし。この分野における日本の国際調達活動は、一般に、システム全体を除外し、サブシステムと部品に依然限定されているため、外国のサプライヤーは不利な立場に置かれている。

提案：

- 地上設備分野の日本の国際調達はシステム全体を含むべきである。地上処理装置など標準品の調達手続は欧州のサプライヤーを不利な立場に置いてはならない。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

防衛・安全保障

はじめに

日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。中国の透明性を欠いた軍事力拡大は進行の一途をたどり、海洋進出も勢いを増している。北朝鮮の核兵器、弾道ミサイル開発技術も進展している。2017年8月29日には、発射された弾道ミサイルが日本上空を通過し、そのわずか5日後には核実験が行われた。韓国、ロシアとの領土問題も依然として未解決で、政治的緊張が続いている。こうした環境に対処するには、日本の立場に対する国際社会の共感が必要であるとの観点から、近年日本は同盟国アメリカだけでなく、特に欧州との安全保障協力を急速に拡大させている。

日本はNATO（北大西洋条約機構）が対話等の協力を推進する「世界におけるパートナー」（Partners Across the Globe）の一員として、基本的価値を共有している。2017年7月6日、欧州訪問中の安倍総理は、イェンス・ストルテンベルグNATO事務総長を訪問し、「日米欧の同盟ネットワークを強化し、信頼できるパートナーとしての日・NATO協力を推進していきたい」と述べた。

2017年1月に開催された第3回日仏外務・防衛閣僚会合（2+2）では、「グローバルな課題、国際的課題及び地域的課題に関する両国の共有された認識を確認し、日仏二国間協力、特に安全保障・防衛分野における協力を前進」させた。同年9月に来日したメイ英首相は、「両国の安全保障協力を次の段階へ引き上げること、両国が世界的に、特にインド太平洋地域において共有する課題に取り組む」ことを確認し、安倍首相と「安全保障協力に関する日英共同宣言」を発表した。日英2+2も2017年内に開催される予定である。

加えて、安全保障協力は防衛装備・技術協力和表裏一体をなす。安全保障協力の進展には、防衛装備・技術協力が不可欠である。その意味で、防衛装備品協力に関する最初の二国間協定が2013年7月日英間で米国以外の国と初めて締結されたことは、日本政府の欧州に対する重要なコミットメントである。その後、2015年3月にはフランス、2017年にはドイツ、イタリアと協定を締結した。また他の欧州諸国とも協定締結に向けた協議が行われている。EBCはこの進展を歓迎するとともに、それぞれの協定が遅滞なく利用され、日欧間の装備品・技術協力を実のある成果が生まれ、欧州企業にも事業参画機会が一層増やされるよう、日本政府に強く期待している。

主要な問題および提案

■ 調達

年次現状報告：若干の進展。 EBCは、欧州と安全保障協力を進めたいという日本政府の意向、とりわけ欧州の個々の国々との二国間協定の進展を評価している。一方、これらの協力関係が欧州企業にも事業機会を提供するよう、公平且つ透明性のある対応を望む。

提案：

- 防衛省は、自衛隊の運用にとって利点の大きいライフサイクルコストを重視することにより、各国軍の支援を通じて一日の長ある海外企業に一層事業参画の機会をもたらすことを期待する。
- 防衛省は、競争を促進し、真に価値ある装備品が自衛隊に提供されるよう、研究開発においてNATOの基準を採用することを期待する。

■ 産業協力

年次現状報告：若干の進展。 防衛装備庁、経済産業省、日欧業界団体の協力により、日本と欧州の防衛産業は一層緊密な対話を促進してきた。日本の防衛産業の活性化は、海外企業との協力の成否に依存するだろう。企業間協力への政府の協力、柔軟な輸出管理政策により、欧州の防衛・航空宇宙産業は、日本企業に新しい機会を提供することを念頭に置き、日本政府及び企業による欧州企業との更なる協力の機会の模索を期待する。この具体的取り組みが防衛大綱、次期中期防衛力整備計画に反映されることを希望している。

提案：

- 防衛省及び装備品・技術協力協定を締結している欧州各国防衛当局は、締結された協力協定が、現在のみならず将来協力の試金石であること、さらに安全保障協力と一体であることを認識し、実効性ある協力事業を創出することを要望する。
- 2017年3月、防衛装備庁は英国防省と「将来戦闘機における英国との協力の可能性に係る日英共同スタディ」を行うことを発表した。スタディが机上に終始することなく、英国企業、さらには欧州企業に公平な事業参画の機会が開かれることを強く要望する。

■ 防衛関連輸出

年次現状報告：若干の進展。 欧州の防衛産業は、外国の政府及び産業への直接、間接の販売、協力を通じ、世界の防衛市場で大きなシェアを占めている。欧州の防衛産業は、日本の防衛産業と協力し、デュアルユースを含めた新たな技術を開発し、新たな市場を開拓することを熱望している。実際に事業化に至る際には、欧州各国のみならず、第三国でも運用に供せられる可能性がある。そのために必要な施策の策定が必要である。

提案：

- 日本政府は第三国移転に係る政策方針を明確にし、それが日欧企業間協力の障害にならないよう、防衛装備移転三原則の更なる柔軟な運用、あるいは改正を要求する。

Mr. Carl-Gustav Eklund

Chair, Materials Committee

(Representative Director, President, Hoganas Japan K.K.)

c/o Hoganas Japan K.K.

Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-3582-8280

Fax 03-3584-9087

産業用材料

はじめに

日本は、産業用材料の加工およびリサイクル面の幅広い知識と専門技術を持っており、ハイブリッド車用の充電式バッテリーの製造に用いられる技術や、半導体製造向けのナノテクノロジー、環境技術に関連した製品といった多数の技術の最先端に位置している。こうした先進技術は、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力にかかっている。したがって日本が、競争価格での供給の確保を基本に据えた戦略を採用することが何よりも重要であり、これは、海外供給者に国内市場への無制限のアクセスを認めることによるのみ達成できる。日本企業の間では、リスクや不安定な供給源への依存を最小限に抑えるための戦略シフトがすでに起きており、現行の関税にも拘らず、彼らをして購買の多角化へと向かわせる。しかし、結局のところ、関税のつけは顧客へと回さざるをえないため、日本企業の競争力が損なわれ、その将来が脅かされている。

関税は、輸入原材料に依存する国内産業、および欧州の供給業者にとって、絶えず大きな問題となってきた。ステンレス鋼生産等の業界各社が海外企業、とりわけ韓国企業と中国企業からの手強い挑戦に直面するなか、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に高めている。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ（人工コランダム）と炭化ケイ素も同様の状況に置かれている。国内生産は年間需要のせいぜい10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入溶融アルミナと炭化ケイ素には共に3.3%の関税が課せられる。同じことは、国内の生産水準が需要の10%に満たない、バッテリー産業に必要な不可欠な四酸化三マンガンについても言える。

見込まれるEU-日本間の経済連携協定は、原則として、産業用材料分野の関税を撤廃することになる。これは、欧州の供給業者に日本市場における競争力をもたらすであろう。さらに、より安い価格で主要な産業用材料を調達できる日本の産業に弾みをつけることになる。とはいえ、多くの欧州企業は世界的なプレゼンスを有しており、すべての生産がEU内で行われているわけではないため、すべての輸入品が関税撤廃の恩恵を受けるわけではない。

関税は、欧州と日本との間の貿易拡大にとっての唯一の障壁ではない。事務上の負担、登録手続における地域差、一貫性に欠ける分類の適用といった形での非関税障壁はすべて、外国企業にとって、日本でビジネスを行うことを不必要に高コストかつ困難にしている。関税の撤廃や分類・手続の整合化・簡素化の恩恵は、欧州の供給者のみならず、日本の産業界によってより一層実感されることとなり、日本の産業界の競争力を高めるだろう。

化学物質は通常、経済産業省（経産省）の管轄であり、経産省は、化学物質を規制する規則を整合化する任務に取り組んでいる。しかし数年前、厚生労働省（厚労省）は、取り扱う人に害をもたらす化学製品の表示方法についての検討を開始した。あいにく、厚労省の作業は孤立した形で行われたようで、2016年7月1日に施行された同省の新しい制度は論理性を欠いている。一例を挙げれば、日本で登録されていない製品の場合、たとえCAS（Chemical Abstract Service）登録番号を有していても、厚労省の警告表示ラベルは製品の（最終物質よりむしろ）化学成分か、または日本ですでに登録されている最も類似した物質のいずれかに基づくため、今や有害と表示されかねない。さらに、REACH（化学物質登録評価許可規制）に基づいて欧州で実施された試験の結果を用いることができるのかどうかは依然不明確である。

厚労省のやり方が提起する問題の一例は、アルミナ（CAS 1344-28-1）を含んだ欧州のセメントに関係している。厚労省のリストによると、アルミナを1%超含むあらゆる製品は、どう取り扱うべきかを警告する表示がなければならない。この物質（CAS 1344-28-1）は、欧州では有害と見なされてもいなければ、有害物質として登録されてもいないことから、問題が生じる。結果として、同じ製品がいくつもの不均一な表示、絵文字製品の安全性について、不要な疑念や混乱を生み出す。

主要な問題および提案

■ 関税問題

年次現状報告：進展。目下、日本は一部の金属に対する関税を課している。こうした金属は多くの場合、自動車、バッテリー、およびより伝統的な鉄鋼産業といった、日本の中核産業にとって必要不可欠である。関税は、ただでさえ、低コストの諸国からの圧迫にさらされている日本の製造業の競争力に制約をもたらす。したがって、輸入税の撤廃は、日本が競争力を維持する上で肝要である。ニッケルのコストが生産コスト全体の40%を占めるステンレス産業にとって、関税は競争力を決定する上で大きな役割を果たす。同じことは、バッテリー産業や太陽光発電産業にも当てはまり、こうした産業において、関税を通じて追加される付加的コストで企業に不利益をもたらすことはほとんど意味をなさず、また、国内生産が需要の10%しか占めていない炭化ケイ素と四酸化三マンガンについても同じことが当てはまる。さらに、日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。地方税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、上訴メカニズムは、時間と費用の両方がかかり、国際慣行に沿った結果が出るという保証もない。日本市場に初めて参入する製品にとってだけでなく、恣意的な分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

提案：

- 政府は、以下を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を、生産場所のいかんにかかわらずなく、廃止すべきである。
 - ◇ ニッケル製品、およびアルミ半製品や圧延アルミ等のアルミ
 - ◇ 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガ
 - ◇ 非有機化学製品およびポリマー
- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定面での地方税関の間の一貫性向上と紛争解決メカニズムの強化と簡素化のための包括的戦略を策定すべきである。

■ 化学物質審査規制法

年次現状報告：若干の進展。現在、EUと日本は共にそれぞれ独自の化学物質登録制度を導入済みであるため、輸出業者と輸入業者は、再試験、二重提出、およびEUと日本それぞれの規制を順守するための事務上の負担増に直面している。これに加え、EBCは、欧州製品が日本での販売向けに試験および承認されるために、商業的に機密の情報を日本の競合他社に引き渡さねばならない場合があることを懸念している。これは競合他社に不当な優位をもたらす、不公正な市場競争条件を生じさせる。

提案：

- 日本とEUは、それぞれの登録制度を統合化するか、または試験結果と関係書類を相互に承認して、無用の再試験と事務上の負担を回避できるようにすべきであり、また、製品が日本とEUで異なる分類がなされることが決していないようにすべきである。

■ 化学物質に関する作業安全表示

年次現状報告：進展なし。製品がCAS登録番号を有しているにもかかわらず日本で登録されていない場合、厚労省は物質の実際の性質を考慮せずに、個々の成分か、または日本ですでに登録されている最も類似した物質のいずれかに基づいて警告表示ラベルを適用する。これは、化合物が不必要に「危険」と表示されることにつながる。さらに、この法律に関して、英語の情報が不足している。

提案：

- 厚労省は、日本で現在登録されていないとはいえ、国際的なCAS登録番号を有する化合物を十分に考慮すべきである。
- 厚労省は、輸入会社が厚労省の規制を順守する方法に関する、英語を含む適切な情報を提供すべきである。

Mr. Taku Nioka

Chair, Energy Committee

(Manager, Business Development Dept.

Power Grids Division, ABB K.K.)

c/o ABB K.K.

ThinkPark Tower 22F., 2-1-1 Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141-6022

Phone 03-4523-6000

Fax 03-4523-6190

エネルギー

はじめに

日本の電力事業は、10社の地域電力会社（一般電気事業者）によって運営されていた。電力市場の自由化は1990年代に着手されたが、実質的な変化は、既存のシステムの弱点を露呈させた2011年の東日本大震災以降に、経済産業省（経産省）によって導入された改革を通じてようやくもたらされた。

こうした弱点に対処する為に、経産省・資源エネルギー庁によって計画された電力市場改革の一環として、手始めに2015年8月に電力広域的運営推進機関（OCCTO）が設立、その後同年9月には市場を監視・規制するために、経産省下に電力取引監視等委員会（EMSC）を設置した。次に、経産省資源エネルギー庁によって計画された電力市場改革の一環として、2016年4月に小売全面自由化が導入された。そして、一般電気事業者からの送配電事業の法的分離が2020年をめぐりに予定されている。発電容量、付帯サービス、リアルタイム市場およびその他の市場を確立する方法についての継続的な話し合いは、健全な競争を可能にする公正で透明性あるプロセスにつながると期待される。

1970年代の石油危機以降、日本は原子力の利用を増大させ、ガス・石油・石炭の輸入依存度の低下に乗り出した事により、原子力は2010年における電源構成の26%を占めるに至った。しかしながら2012年以降は日本の原子力発電所すべてが停止され、安全審査と改良プログラムを立ち上げて現在も継続中である。2015年8月と10月に2つの原子炉、川内原発1号機と2号機が再稼働、続いて2016年8月に伊方原発3号機、2017年5月と6月に高浜原発3号機と4号機が再稼働した。さらに4基の原子炉が2018年上半期に再稼働すると予想される。すなわち、大飯原発3号機と4号機、および玄海原発3号機と4号機であり、これにより、再稼働原子炉の数は、2018年中頃まで9基となる。

日本のエネルギー政策基本法は以下の目標を掲げている。

- 安定供給の確保
- 環境への適合
- 市場原理の活用（前二条の政策目的を十分考慮しつつ）

2014年4月、政府はエネルギーミックスの見直しを行い新しいエネルギー基本計画を採択し、以下の点を確認した。

- 原子力はベースロード電源の重要な供給源であり、「可能な限り低減させる」とはいえ、「安定供給、コスト低減の観点から、確保していく規模を見極める」。
- 再生可能エネルギーの目標は「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指す」すことである。
- 再処理を含む閉じた核燃料サイクル方針を継続する。

2030年度に向け、2015年に政府が承認した新しい電源構成目標は、安全性、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合といった面の目標を達成することを目指していた。目標構成比は、原子力20～22%、液化天然ガス27%、石炭26%、水力8.8～9.2%、その他の再生可能エネルギー13.4～14.4%となっている。経産省は、エネルギー基本計画の改訂作業に着手しているが、EBCは、ケーススタディや、諸外国、とりわけ欧州での経験に目を向けることを提案する。欧州は、一次エネルギー供給に関して低い自給率の国々の例を含んでおり、送電システムの強化に取り組んできた国もあれば、代替的な主要電源へ移行してきた国もある。政府の2030年電源構成目標は、2030年における温室効果ガス（GHG）排出を2013年比で26%削減という目標が実現可能かどうかを確認して見直すとされている。新規石炭火力発電所へ投資する今日の計画は、これにより座礁資産につながりかねない懸念がある。

EBCはエネルギー分野におけるEU・日本間の提携をさらに強化し、商業的交流の促進、共通の標準規格に関するコンセンサスの醸成、COP21のCO₂排出量削減目標達成の実現、可能な限り低コストでのエネルギー利用の促進を進めるべきだと確信している。

主要な問題および提案

■ 送配電

年次現状報告：若干の進展。 日本の送電網は発電設備を中心に構成され、基幹送電は500kVである。50Hz系統と60Hz系統を連系している周波数変換所は、限られた付加的容量しか提供しない。しかも、一般電気事業者間の限られた連系容量は、安定供給にとって重大なリスクである。対照的に欧米の送電網は、高圧直流送電（HVDC）の使用に関する広範な計画を設けている。これは、地域間連系強化によりエネルギーの流れに柔軟性を持たせ、更なる新エネルギーの大量接続を容易にする。

提案：

- 2020年の法的分離に向けた準備の一環として、日本は、安定供給と公正な市場メカニズムを確保する規制を引き続き実施すべきである。
- 日本は、送配電事業者（TDSO）間の連系容量を増大して公正な電力取引を実現し、TDSO間の統合などを奨励すべきである。
- 日本の当局は、欧州で用いられている、「投資して接続」（“invest and connect”）モデルを最初の実施し、次のステップとして「接続して管理」（“connect and manage”）モデルを行い、高圧直流送電（HVDC）による国内や国家間の異なる系統間連系の進めるべきである。

■ 原子力および原子力安全

年次現状報告：若干の進展。 政府は、最新のエネルギー基本計画（2014年）において、再処理を含むクローズド燃料サイクル方針を継続すること、および、原子力が引き続き日本にとっての重要なベースロード電源となることを確認した。同時に政府は、供給の確保とコストの面から一定量を残しておくことになるとはいえ、原子力を可能な限り減らすことも表明した。原子力は日本のエネルギーミックスの中核的構成要素であり続けるため、その長期的な持続可能性が、安全面の懸念への信頼できる効率的なアプローチ、使用済み核燃料のリサイクルに関するバックエンド対策の円滑な実施、および、放射性廃棄物の最終処分に必ず基づいて行われる事が必要不可欠である。近い将来、ますます増える老朽化原発の問題に、原発の寿命延長を通じてのみならず、2030年代中頃までに運転開始約60年を迎えることになる原子炉のリプレースを通じて、対処することが必要になるだろう。

提案：

- 日本は、世界全体の原子力安全レベルを向上させるために、国際原子力機関（IAEA）や世界原子力発電事業者協会（WANO）などの国際機関との協力と透明性ある交流を拡大すべきである。
- 日本の当局は、使用済み核燃料と放射性廃棄物用の中間および最終貯蔵施設一式を開発すべきである。
- 日本は、原子炉老朽化問題に対処すべきであり、原子力に関する最新の電源構成目標を維持するため、老朽化原子炉リプレースに関する長期計画を策定すべしである。

■ 風力エネルギー

年次現状報告：進展なし。 風力エネルギーの開発は、日本がCO₂排出量削減目標を達成する上で必要不可欠であろう。最新式の費用効率の高い風力タービンは、今では大規模送電系統から孤立した地域送電網まで、あらゆる種類の既設電力系統とうまく連系する高度な技術を採用している。現在の大型風力発電所の開発はあまりにも遅々としている。

提案：

- 日本は、環境影響評価要件に特に関連した、風力発電所の開発コストを押し上げ、開発時間を長引かせる不必要な規制を減らすことによって、陸上風力発電所と洋上風力発電所の開発を促進すべきである。

- 日本は、風力タービンおよびその構成部品に関して、国際的に受け入れられた認証基準および国際認定を採用・認定すべきである。これは、国内投資と対日直接投資の両方を拡大し、日本の技術輸出を後押しするだろう。
- 日本は、投資家が日本における最適の風力条件を利用した電力会社規模の大型風力発電所を建設できるようにするため、北海道・東北地方に的を絞って開発を公的に支援すべきである。

■ 太陽エネルギー

年次現状報告：若干の進展。 発電用および産業用太陽エネルギーの持続可能な成長の主な阻害要因は、土地利用区分を非農業用途向けに変更するための、特別許可取得のための煩雑な手続、および、地域電力会社からの連系線の確保の取りつけや、大規模太陽光発電（PV）所のプロジェクト融資確保の難しさである。こうした点に関連して、潜在的な出力抑制が依然として大きな問題である。日本の電力会社が間もなく直面するであろう難題は、再生可能エネルギー発電所が散在し、変動する発電量を既存の電力網に統合するための費用効果の高いソリューションの運営である。

日本は再生可能エネルギー源として太陽エネルギーに大々的に注力してきたとはいえ、引き続きこの重要な再生可能エネルギー源の開発を奨励しなければならないとEBCは確信する。この開発は、エネルギー供給の安全性と信頼性を向上させることを目指した、現実的な目標を立てて野心的に実行しなければならない。

提案：

- 日本は、ソーラーモジュール、システム部品、設計適格性確認に関し、既存の「日本独自」の部品および認証基準を強制するのではなく、国際的に受け入れられた認証基準を採用し認定すべきである。
- 日本は、利用可能な国際基準に基づいた、国内外を問わない認定認証機関の試験結果、報告書、認証の受け入れを後押しする認定制度を採用すべきである。
- 政府は、系統連系コスト削減およびリードタイム短縮を狙いとして、太陽光発電プロジェクト建設を新興のエンジニアリングおよび建設土建会社に発注した場合、一般電気事業者にインセンティブがある標準化プログラムを設けるべきである。
- 日本は、さらなる系統連系を奨励し、既存の揚水発電所、蓄電池貯蔵を活用・改良し、さらなるPV統合のための水素への転換等の新技術を考慮すべきである。
- 政府は、新興の1500V技術に付加的または異なる安全要件を課すことを避け、関連の許認可プロセスの変更を行わずに、この最新技術を応用する発電所開発を促進すべきである。

補遺

**Pinnacle Sponsors
Gold Star Sponsors
Blue Star Sponsors
Special Sponsors
Sponsors
Supporters
Executive Operating Board
Board of Governors**



PINNACLE SPONSORS

CHANEL



PINNACLE SPONSORS

PHILIPS



GOLD STAR SPONSOR



Volkswagen

BLUE STAR SPONSORS



駆けぬける喜び



Coloplast



BLUE STAR SPONSORS



Freshfields Bruckhaus Deringer



BLUE STAR SPONSORS





SPECIAL SPONSORS

Airbus Japan K.K.

Danone Japan Co., Ltd.

LVMH Moët Hennessy Louis Vuitton Japan K.K.

Manulife Life Insurance Company

Nokia



SPONSORS

ABB K.K.

Austrian Business Council

B. Braun Aesculap Japan Co., Ltd.

BNP Paribas Securities (Japan) Ltd.

Credit Agricole Life Insurance Company Japan Ltd.

DHL Supply Chain Ltd.

Embassy of the Kingdom of the Netherlands

German Chamber of Commerce and Industry in Japan



SPONSORS

Guerbet Japan K.K.

Hoganas Japan K.K.

ING Bank N.V.

Japan Europe Trading Co., Ltd.

Johnson & Johnson K.K., Consumer Company

L'Occitane Japon K.K.

Lufthansa German Airlines

MHD Moët Hennessy Diageo K.K.



SPONSORS

Nestle Japan Ltd.

Nihon Servier Co., Ltd.

Roche Diagnostics K.K.

Schenker-Seino Co., Ltd.

Siemens Healthcare K.K.

Swiss Business Hub Japan



SUPPORTERS

Delegation of the European Union to Japan

Embassy of the Czech Republic

Imerys High Resistance Minerals Japan K.K.

Intesa Sanpaolo s.p.A.

Ireland Japan Chamber of Commerce

MAHLE Trading Japan Co., Ltd.

METRO Cash & Carry Japan K.K.

Nicole Racing Japan Co., Ltd.

Nihon Michelin Tire Co., Ltd.

Pernod Ricard Japan K.K.

Puratos Japan Co., Ltd.

Scandinavian Airlines System

Solton Co., Ltd.

Spanish Chamber of Commerce in Japan

Swiss Chamber of Commerce & Industry in Japan



EXECUTIVE OPERATING BOARD

EBC Chairman

Danny Risberg

Chairman, Philips Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5001; Fax: 03-3740-5012

EBC First Vice-Chairman

Michael A. Loefflad (Austria)

Representative Director & President
DKSH Japan K.K.
DKSH Mita Building
3-4-19 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8360
Tel: 03-3767-4510

EBC Vice-Chairman

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F
4-2-19 Akasaka Minato-ku,
Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

EBC Treasurer

Erik Ullner (Finland)

President, EU Japan Consulting &
Associates Co., Ltd.
5-49-12-2F, Matsubara Setagaya-ku,
Tokyo 156-0043
Tel: 03-6379-4931

EOB Members

Els Verhulst (Belgium/Luxembourg)

CEO
E.L. Consulting & Trading Co., Ltd.
257-12 Naganuma-cho, Inage-ku
Chiba-shi 263-0005
Tel: 043-250-7004; Fax: 043-250-7004

Athanasios Fragkis (Greece)

Managing Director
Nostimia Co., Ltd.
1808-5 Godai, Naka-shi, Ibaraki 311-0111
Tel: 029-298-2464; Fax: 029-298-2575

Florian Kohlbacher (Britain)

Director, Corporate Network, North Asia
The Economist Corporate Network
Yurakucho Denki Bldg. North Tower 15F
1-7-1 Yurakucho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0006
Tel: 03-5224-6113; Fax: 03-5223-8104

Lorcan Brophy (Ireland)

c/o IJCC
Ireland House 4F, 2-10-7 Kojimachi,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

Claus Eilersen (Denmark)

c/o Danish Chamber of Commerce in Japan
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

Francesco Tiberio (Italy)

MM Powertrain Japan, Chief Technical Officer
Magneti Marelli Japan K.K.
Shinyokohama Square Bldg. 13F.
2-3-12 Shinyokohama, Kohoku-ku, Yokohama 222-0033
Tel: 045-478-0391; Fax: 045-478-0095

Guy Bonaud (France)

Representative Director, General Delegate Safran Japan
Safran Turbomeca Japan
Loykrathong Toranomon Bldg. 3F
4-1-9 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 03-5408-1083; Fax: 03-5408-1085

Karsten Vijge (Netherlands)

Business Controller
DSM Japan Engineering Plastics
Front Tower Shiba Koen 8F.
2-6-3 Shiba-koen, Minato-ku, Tokyo 105-0011
Tel: 03-5404-8315; Fax: 03-5404-8352

Marcus Schuermann (Germany)

Chief Executive Officer / Delegate of German Industry and
Commerce in Japan, German Chamber of Commerce and Industry
in Japan
Sanbancho KS Bldg, 5F
2-4 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 03-5276-8723; Fax: 03-5276-8736

Rune Nordgaard (Norway)

Director, Japan
Nortek Japan
Sunny Port Shiba #1001
2-5-10 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03-6435-3270; Fax: 03-6435-3228



EXECUTIVE OPERATING BOARD

Pawel Komender (Poland)

Partner
PJK Strategy and Marketing Specialists LLP
2302 River City 21 East Towers II
2-1-2 Tsukuda, Chuo-ku, Tokyo 104-0051
Tel: 090-6560-0262

Takeshi Fujiwara (Sweden)

President
B. Braun Aesculap Japan Co., Ltd.
JEI Hongo Bldg.
2-38-16 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033
Tel: 03-3814-2948

Masao (Mark) Torii (Switzerland)

President & Representative Director
Novartis Holding Japan K.K.
Toranomom Hills Mori Tower
1-23-1 Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-6333
Tel: 03- 6899-8259; Fax: 03- 6257-3603



BOARD of GOVERNORS

EBC Chairman

Danny Risberg

Chairman, Philips Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5001; Fax: 03-3740-5012

EBC First Vice-Chairman

Michael A. Loefflad (Austria)

Representative Director & President
DKSH Japan K.K.
DKSH Mita Building
3-4-19 Mita, Minato-ku,
Tokyo 108-8360
Tel: 03-3767-4510

EBC Vice-Chairman

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F,
4-2-19 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

EBC Treasurer

Erik Ullner

President, EU Japan Consulting &
Associates Co., Ltd.
5-49-12-2F, Matsubara Setagaya-ku,
Tokyo 156-0043
Tel: 03-6379-4931

Austria (ABC)

President

Peter Aldrian
Managing Director, Head of Business Unit
Semicon
PLANSEE Japan Ltd.
Ark Hills Sengokuyama Mori Tower
1-9-10 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 03-3568-2451; Fax: 03-3568-2450

Representative

Ingomar Lochschmidt
Commercial Counsellor, Head of Commercial
Section, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu
Minato-ku, Tokyo 106-0046
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

President

Fabrice D. Tilot
President, Triple-A Management, Ltd.
Isobe Bldg. 7F., 13 Samoncho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017
Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

Senior Representative

Sophie Bocklandt
Dai 10 Daitetsu Bldg. 5F
23 Arakicho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0007
Tel: 03-6457-8662; Fax: 03-6457-8663

Britain (BCCJ)

President

David Bickle
Director, Business Tax Services
Deloitte Tohmatsu Tax Co.
Shin Tokyo Bldg. 5F, 3-3-1 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-8305
Tel: 03-6213-3743; Fax: 03-3101-8751

Executive Director

Lori Henderson
Ark Hills Front Tower RoP
2-23-1, Akasaka, Minato-ku
Tokyo, Japan 107-0052
Tel: 03-6426-5739; Fax: 03-6426-5749

Czech (CCCIJ)

President

Roman Watanabe
CEO of Japanese Branch, Asia Regional
Manager, Zoner L.L.C.
2-4-21 Kohama
Suminoe-ku, Osaka 559-0001
Tel: 06-4701-7373; Fax: 06-4701-7374

Executive Director

Pavel Zahorsky
c/o Kazelfa Corporation Office
2-24-17, Hiyoshi
Kokubunji, Tokyo 185-0032

Denmark (DCCJ)

President

Stefan Linde Jakobsen
President & Representative Director
Coloplast K.K.
11F., 2-1-30 Kudan Minami
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074
Tel: 03-3514-4141; Fax: 03-3514-4187

Executive Directors

Leon Esben Ota, Nanami Mie Brandt
& Serena Iida
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234



BOARD of GOVERNORS

Finland (FCCJ)

President

Masaoki Fujita
President, Coil Center Fujita Co., Ltd.
3-22-7, Honjo
Sumida-ku, Tokyo 130-0004
Tel: 03-3625-3346; Fax: 03-3622-7727

Executive Director

Clas G. Bystedt
Forest View Meguro 101
5-11-17, Shimomeguro
Meguro-ku, Tokyo 153-0064
Tel: 03-5725-9596; Fax: 03-5725-9597

France (CCIFJ)

President

Bernard Delmas, Representative Director
Chairman, Nihon Michelin Tire Co., Ltd.
Shinjuku Park Tower 13F., 3-7-1
Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1073
Tel: 03-5990-5700 ; Fax : 03-5990-5620

Director General

Nicolas Bonnardel
Iida Bldg.
5-5 Rokubancho,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 03-3288-9622; Fax: 03-3288-9558

Germany (AHK Japan)

President

Nikolaus Boltze
Representative Director & President
ThyssenKrupp Japan K.K.
Akasaka Garden City 17F.
4-15-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-6441-0643; Fax: 03-3224-1240

Chief Executive Officer / Delegate of German Industry & Commerce in Japan

Marcus Schurmann
Sanbancho KS Bldg. 5F, 2-4 Sanbancho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 03-5276-8723; Fax: 03-5276-8736

Greece (GrCCJ)

President

Tony Andriotis
Counsel, Hughes Hubbard & Reed LLP
Kojimachi Place 9F.
2-3 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03- 6272-5831

Executive Director

Konstantinos-Makoto Suwamoto
c/o Economic and Commercial Section,
Embassy of Greece
3-16-30 Nishi Azabu, Minato-ku,
Tokyo 106-0031
Tel: 03-3404-5853

Iceland (ISCCJ)

President

Bolli Thoroddsen
Managing Director, Takanawa Partners
c/o Embassy of Iceland, 4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3442-1975

Secretariat

Halldor Elis Olafsson
c/o Embassy of of Iceland
4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3447-1944; Fax: 03-3447-1945

Ireland (IJCC)

President

Eamonn Murphy
Lead Program Manager, Rakuten, Inc
1-14-1 Tamagawa,
Setagaya-ku, Tokyo 158-0094
Tel: 050-5817-3295

Executive Secretary

Ayumi Miyano
Ireland House 4F.
2-10-7 Kojimachi
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

Italy (ICCJ)

President

Kuniko Fujinami Weeks
President and Representative Director
A.Testoni Japan Co., Ltd.
No.5 Taiyo Bldg.,
7-10-8 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061
Tel: 03-3575-8021; Fax: 03-3575-8023

Secretary General

Davide Fantoni
FBR Mita Bldg. 9F
4-1-27 Mita
Minato-ku, Tokyo 108-0073
Tel: 03-6809-5802; Fax: 03-6809-5803

Netherlands (NCCJ)

President

Jorg van Leeuwen
Manager, International Tax Services
PwC Tax Japan
Otemachi Park Bldg., 1-1-1 Otemachi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004
Tel: 080-4085-1794; Fax: 03-6212-6901

Office Manager

Kaori Kimura
MBE145, 4F Tokusui Blg
3-5 Kojimachi
Chiyoda-ku Tokyo 102-0083
Tel & Fax: 048-952-3250



BOARD of GOVERNORS

Norway (NWCCJ)

President

Keita Koido
President, Leroy Japan K.K.
Shinagawa Grand Central Tower 5F,
2-16-4 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-0075
Tel: 03-6712-1672; Fax: 03-6712-1673

Executive Director

Michal Berg
c/o Innovation Norway in Tokyo
5-12-2 Minami-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0047
Tel: 03-3440-9935; Fax: 03-3440-2719

Poland (PCCIJ)

Chairman

Piotr R. Suszycki
Chairman, Polish Chamber of Commerce &
Industry in Japan
2F, Kobuncho 243 Bldg., 7-2 Nihonbashi
Kobune-cho, Chuo-ku, Tokyo, 103-0024
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Operation Manager

Taiko Niimi
2F, Kobuncho 243 Bldg.,
7-2 Nihonbashi Kobune-cho,
Chuo-ku, Tokyo, 103-0024
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Spain (SpCCJ)

President

Guillermo Gutierrez
Director/General Manager, Fashion Division,
Chanel K.K.
3-5-3 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061
Tel: 03-5159-5201

Executive Director

Moe Kato
c/o Embassy of Spain 3F.
1-3-29 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 03- 3505-1730

Sweden (SCCJ)

President

Thomas Ostergren
Representative Director, General Manager
Holding Japan, Atlas Copco K.K.
Sumitomo Fudosan Shiba Bldg. 4, 11F.
2-13-4 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03- 5765-7806; Fax: 03- 3455-0369

Executive Director

Martin Koos
c/o Embassy of Sweden
1-10-3-403 Roppongi
Minato-ku Tokyo 106-0032
Tel: 03-5562-5140; Fax: 03-5562-5160

Switzerland (SCCIJ)

President

Michael Mroczek
Attorney at law (Switzerland)
Okuno & Partners
Kyobashi TD Bldg. 8F
1-2-5 Kyobashi, Chuo-Ku, Tokyo 104-0031
Tel: 03-3274-3807; Fax: 03-3272-2245

General Manager

Liselotte Schneider
Burex Kojimachi 209
3-5-2 Kojimachi
Chiyoda-ku Tokyo 102-0083
Tel: 03-6256-9012; Fax: 03-6256-9013

Committee Chairmen Representative

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

Committee Chairmen Representative

Stephane Ginoux

President, Airbus Japan K.K.
Roppongi Hills Mori Tower, 19F.
6-10-1 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-6119
Tel: 03-5775-3300; Fax: 03-5775-0123